

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</p> <p>上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。</p> <p>[緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G及び常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）接続）による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開</p>	<p>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</p> <p>上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。</p> <p>[緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）接続）による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開</p>	<p>5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）</p> <p>上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失、2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合。</p> <p>[緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源、2C・2D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）接続）による給電ができない場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：記載の適正化（外部電源）</p> <p>・①変更なし：記載の適正化（、）</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>閉所) 接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源, 2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高压電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替低压電源車接続盤 (西側) 及び (東側) 接続) 及び可搬型代替交流電源設備 (常用MCC (水処理建屋) 接続) による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>[優先1. 常設代替高压電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]</p> <p>常設代替高压電源装置による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に, 概要図を第1.14.2.1-3図に, タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動】</p> <p>①発電長は, 手順着手の判断基準に基づき, 運転員等に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動を指示する。</p> <p>②運転員等は, 中央制御室にて常設代替高压電源装置 (2台) を起動し, 発電長に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。*1</p> <p>*1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動の場合】</p> <p>③中央制御室からの起動に失敗した場合, 発電長は, 災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は, 重大事故等対応要員に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの</p>	<p>閉所) 接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源喪失, 2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高压電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替低压電源車接続盤 (西側) 及び (東側) 接続) 及び可搬型代替交流電源設備 (常用MCC (水処理建屋) 接続) による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>[優先1. 常設代替高压電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]</p> <p>常設代替高压電源装置による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に, 概要図を第1.14.2.1-3図に, タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動】</p> <p>①発電長は, 手順着手の判断基準に基づき, 運転員等に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動を指示する。</p> <p>②運転員等は, 中央制御室にて常設代替高压電源装置 (2台) を起動し, 発電長に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。*1</p> <p>*1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動の場合】</p> <p>③中央制御室からの起動に失敗した場合, 発電長は, 災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は, 重大事故等対応要員に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの</p>	<p>閉所) 接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]</p> <p>外部電源, 2C・2D・HPCS D/G, 常設代替高压電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機, 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替低压電源車接続盤 (西側) 及び (東側) 接続) 及び可搬型代替交流電源設備 (常用MCC (水処理建屋) 接続) による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>[優先1. 常設代替高压電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]</p> <p>常設代替高压電源装置による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に, 概要図を第1.14.2.1-3図に, タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動】</p> <p>①発電長は, 手順着手の判断基準に基づき, 運転員等に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動を指示する。</p> <p>②運転員等は, 中央制御室にて常設代替高压電源装置 (2台) を起動し, 発電長に常設代替高压電源装置 (2台) の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。*1</p> <p>*1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ</p> <p>【常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動の場合】</p> <p>③中央制御室からの起動に失敗した場合, 発電長は, 災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起動を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は, 重大事故等対応要員に常設代替高压電源装置 (2台) の現場からの起</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>起動を指示する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高压電源装置置場）にて常設代替高压電源装置（2台）を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置（2台）の起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑥災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/Cを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cへの給電を確認する。</p> <p>⑩運転員等は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動】</p> <p>⑪発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動を指示する。</p> <p>⑫運転員等は、中央制御室にて常設代替高压電源装置（3台）を追加起動し、発電長に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動が完了したことを報告する。^{※2}</p> <p>※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の現場からの追加起動の場合】</p> <p>⑬中央制御室からの起動に失敗した場合、発電長は、災害対策本部長代理に常設代替高压電</p>	<p>起動を指示する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高压電源装置置場）にて常設代替高压電源装置（2台）を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置（2台）の起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑥災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/Cを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cへの給電を確認する。</p> <p>⑩運転員等は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動】</p> <p>⑪発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動を指示する。</p> <p>⑫運転員等は、中央制御室にて常設代替高压電源装置（3台）を追加起動し、発電長に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動が完了したことを報告する。^{※2}</p> <p>※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の現場からの追加起動の場合】</p> <p>⑬中央制御室からの起動に失敗した場合、発電長は、災害対策本部長代理に常設代替高压電</p>	<p>動を指示する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高压電源装置置場）にて常設代替高压電源装置（2台）を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高压電源装置（2台）の起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑥災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/Cを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cへの給電を確認する。</p> <p>⑩運転員等は、発電長に常設代替高压電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動】</p> <p>⑪発電長は、運転員等に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動を指示する。</p> <p>⑫運転員等は、中央制御室にて常設代替高压電源装置（3台）を追加起動し、発電長に常設代替高压電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動が完了したことを報告する。^{※2}</p> <p>※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ</p> <p>【常設代替高压電源装置（3台）の現場からの追加起動の場合】</p> <p>⑬中央制御室からの起動に失敗した場合、発電長は、災害対策本部長代理に常設代替高压電</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>源装置（3台）の現場からの追加起動を依頼する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動を指示する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）にて常設代替高圧電源装置（3台）を追加起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置（3台）の追加起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑯災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動が完了したことを連絡する。</p> <p>⑰発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑱運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑲運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>⑳運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>㉒運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>源装置（3台）の現場からの追加起動を依頼する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動を指示する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）にて常設代替高圧電源装置（3台）を追加起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置（3台）の追加起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑯災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動が完了したことを連絡する。</p> <p>⑰発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑱運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑲運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>⑳運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>㉒運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>源装置（3台）の現場からの追加起動を依頼する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動を指示する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、屋外（常設代替高圧電源装置置場）にて常設代替高圧電源装置（3台）を追加起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置（3台）の追加起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑯災害対策本部長代理は、発電長に常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動が完了したことを連絡する。</p> <p>⑰発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑱運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑲運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>⑳運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>㉒運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>②運転員等は、発電長に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。 [優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷</p>	<p>2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>②運転員等は、発電長に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。 [優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷</p>	<p>2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>②運転員等は、発電長に常設代替高圧電源装置（5台）による緊急用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。 [優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の停止状態に異常がないことを、外観点検により確認する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機が運転している場合は停止する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋受電用ブレーカを「OFF」にする。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で電磁接触器の制御ケーブルのリフト及び動力仮設ケーブルを接続する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で給電するP/C側の受電用ブレーカを「ON」にする。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、P/C側の受電用ブレーカにて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑫発電長は、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p>	<p>の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の停止状態に異常がないことを、外観点検により確認する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機が運転している場合は停止する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋受電用ブレーカを「OFF」にする。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で電磁接触器の制御ケーブルのリフト及び動力仮設ケーブルを接続する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で給電するP/C側の受電用ブレーカを「ON」にする。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、P/C側の受電用ブレーカにて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑫発電長は、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p>	<p>の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の停止状態に異常がないことを、外観点検により確認する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機が運転している場合は停止する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建屋受電用ブレーカを「OFF」にする。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で電磁接触器の制御ケーブルのリフト及び動力仮設ケーブルを接続する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で給電するP/C側の受電用ブレーカを「ON」にする。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、P/C側の受電用ブレーカにて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑫発電長は、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化（半角スペース追加） ・①変更なし：記載の適正化（半角スペース追加）</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑭重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機を起動しP/C 2D間の電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑮災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑯発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの緊急時対策室建屋受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第</p>	<p>⑭重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機を起動しP/C 2D間の電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑮災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑯発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの緊急時対策室建屋受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第</p>	<p>⑭重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機を起動しP/C 2D間の電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑮災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑯発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの緊急時対策室建屋受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。 なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・①変更なし：記載の適正化（半角スペース追加）</p> <p>・③変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 1-7図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 1-8図に示す。 【可搬型代替低圧電源車の起動】 ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。 ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。 ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。 ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。 ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。 ⑥運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 1-7図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 1-8図に示す。 [可搬型代替低圧電源車の起動] ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。 ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。 ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。 ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。 ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。 ⑥運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 1-7図に、タイムチャートを第1. 14. 2. 1-8図に示す。 【可搬型代替低圧電源車の起動】 ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。 ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。 ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。 ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。 ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。 ⑥運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑮運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑮運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑮運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑯運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑱運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又はP/C 2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又はP/C 2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p>	<p>Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑯運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑱運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p>	<p>Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑯運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑰運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑱運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）及びP/C 2A-2（又は2B-2）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、水処理建屋北側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から水処理MCC A（又はB）まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）からP/C 2C（又は2D）間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、水処理MCC A（又はB）にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C（又は2D）への電路への健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告す</p>	<p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、水処理建屋北側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から水処理MCC A（又はB）まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）からP/C 2C（又は2D）間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、水処理MCC A（又はB）にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C（又は2D）への電路への健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告す</p>	<p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、水処理建屋北側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から水処理MCC A（又はB）まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）からP/C 2C（又は2D）間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2A-2（又は2B-2）及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、水処理MCC A（又はB）にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C（又は2D）への電路への健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A（又はB）を介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告す</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、水処理建屋北側にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C（又は2D）への電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2C（又は2D）及びMCC 2C系（又は2D系）を受電する。</p>	<p>る。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、水処理建屋北側にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C（又は2D）への電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2C（又は2D）及びMCC 2C系（又は2D系）を受電する。</p>	<p>る。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、水処理建屋北側にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C（又は2D）への電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による水処理MCCを介したP/C 2C（又は2D）への電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C（又は2D）の可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2C（又は2D）及びMCC 2C系（又は2D系）を受電する。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2D（又は2C）の連絡遮断器を「入」とし、P/C 2D（又は2C）及びMCC 2D系（又は2C系）を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2D（又は2C）の連絡遮断器を「入」とし、P/C 2D（又は2C）及びMCC 2D系（又は2C系）を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2D（又は2C）の連絡遮断器を「入」とし、P/C 2D（又は2C）及びMCC 2D系（又は2C系）を受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、屋内開閉所南側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から開閉所MCCまで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2B-2からP/C 2D間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2B-2及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、屋内開閉所南側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から開閉所MCCまで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2B-2からP/C 2D間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2B-2及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替</p>	<p>によるP/C 2C・2Dへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、屋内開閉所南側に可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から開閉所MCCまで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2B-2からP/C 2D間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2B-2及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2Dへの電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2Cの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2Cを受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の</p>	<p>低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2Dへの電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2Cの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2Cを受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の</p>	<p>低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。</p> <p>⑫重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2Dへの電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑭発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。</p> <p>⑰運転員等は、中央制御室にてP/C 2Cの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2Cを受電する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑲運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの P/C 2 C・2 D の遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先 1. 常設代替高圧電源装置の起動及び M/C 2 C 又は M/C 2 D 受電の場合]</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2 台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2 台）の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 4 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2 台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2 台）の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 40 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3 台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を運転員等（当直運転員）2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3 台）の起動及び M/C 2 C（又は 2 D）受電完了まで 92 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3 台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を運転員等（当直運転員）2 名及び</p>	<p>動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの P/C 2 C・2 D の遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先 1. 常設代替高圧電源装置の起動及び M/C 2 C 又は M/C 2 D 受電の場合]</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2 台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2 台）の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 4 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2 台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2 台）の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 40 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3 台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を運転員等（当直運転員）2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3 台）の起動及び M/C 2 C（又は 2 D）受電完了まで 92 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3 台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を運転員等（当直運転員）2 名及び</p>	<p>動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑳運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの P/C 2 C・2 D の遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先 1. 常設代替高圧電源装置の起動及び M/C 2 C 又は M/C 2 D 受電の場合]</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2 台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2 台）の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 4 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2 台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2 台）の起動及び緊急用 M/C 受電完了まで 40 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3 台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を運転員等（当直運転員）2 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3 台）の起動及び M/C 2 C（又は 2 D）受電完了まで 92 分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3 台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1 名、現場対応を運転員等（当直運転員）2 名及び</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高压電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高压電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替低压電源車の起動完了まで170分以内で可能である。</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保</p>	<p>重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高压電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高压電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替低压電源車の起動完了まで170分以内で可能である。</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保</p>	<p>重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高压電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高压電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低压電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替低压電源車の起動完了まで170分以内で可能である。</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化（全角2D）</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母</p>	<p>し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p>	<p>し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 2 代替電源（直流）による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上^②にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電の判断基準】 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。 【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】 125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。又は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によりP/C 2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。 【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】 125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上^②にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電の判断基準】 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。 【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】 125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池HPCS系、中性子モニタ用蓄電池A系、中性子モニタ用蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.7(2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤2A・2Bの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p>	<p>所内常設直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池HPCS系、中性子モニタ用蓄電池A系、中性子モニタ用蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.7(2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>[所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認]</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤2A・2Bの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>[必要な負荷以外の切離し]</p> <p>④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、自動給電開始から1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、自動給電開始から8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p>	<p>所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池HPCS系、中性子モニタ用蓄電池A系、中性子モニタ用蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.7(2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤2A・2Bの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない負荷を切り離し、8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として必要な負荷以外の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了まで60分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備等による非常用所内電気設備への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流電源を必要な機器に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、</p>	<p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として必要な負荷以外の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了まで60分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流電源を必要な機器に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、</p>	<p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として必要な負荷以外の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認】</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>【必要な負荷以外の切離し】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了まで60分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない場合に、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流電源を必要な機器に給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化（等の削除）</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（非常用所内電気設備）</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>交流動力電源喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧</p>	<p>「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>交流動力電源喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧</p>	<p>「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>交流動力電源喪失後、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替交流電源設備、緊急時対策室ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>電源車用動力ケーブルの敷設，接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し，発電長に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は，災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は，運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し，可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替</p>	<p>電源車用動力ケーブルの敷設，接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し，発電長に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は，災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は，運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し，可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替</p>	<p>電源車用動力ケーブルの敷設，接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し，発電長に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から直流 125V主母線盤 2 A（又は 2 B）までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は，災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は，重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は，運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は，原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し，可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し，災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は，発電長に可搬型代替</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認する。）とし、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 現場対応を運転員等（当直運転員）2名、重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電完了まで250分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及</p>	<p>低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認する。）とし、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電完了まで250分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及</p>	<p>低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A（又は2B）の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認する。）とし、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）する。</p> <p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系（又は2B系）の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A（又は2B）の受電完了まで250分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>び2B受電</p> <p>外部電源，非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合，P/C 2C又は2Dを受電後，直流125V充電器盤A又はBから直流125V主母線盤2A又は2Bへ給電し，遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお，M/C 2C，M/C 2D，P/C 2C及びP/C 2Dの受電時は，当該遮断器の制御電源が喪失していることから，手動にて遮断器を投入後，受電操作を実施する。</p> <p>なお，給電手段，電路構成及びM/C 2C並びにM/C 2D受電前準備については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） 4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続） 5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続） <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>直流125V主母線盤2A及び2Bの電圧が喪失した場合で，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C，M/C 2D，P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成，受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p>	<p>び2B受電</p> <p>外部電源，非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合，P/C 2C又は2Dを受電後，直流125V充電器A（又はB）から直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電し，遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお，M/C 2C，M/C 2D，P/C 2C及びP/C 2Dの受電時は，当該遮断器の制御電源が喪失していることから，手動にて遮断器を投入後，受電操作を実施する。</p> <p>給電手段，電路構成及びM/C 2C並びにM/C 2D受電前準備については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） 4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続） 5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続） <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>直流125V主母線盤2A及び2Bの電圧が喪失した場合で，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C，M/C 2D，P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成，受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p>	<p>び2B受電</p> <p>外部電源，非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合，P/C 2C又は2Dを受電後，直流125V充電器A又はBから直流125V主母線盤2A又は2Bへ給電し，遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお，M/C 2C，M/C 2D，P/C 2C及びP/C 2Dの受電時は，当該遮断器の制御電源が喪失していることから，手動にて遮断器を投入後，受電操作を実施する。</p> <p>給電手段，電路構成及びM/C 2C並びにM/C 2D受電前準備については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） 4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続） 5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続） <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>直流125V主母線盤2A及び2Bの電圧が喪失した場合で，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C，M/C 2D，P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成，受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化（直流125V充電器）</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（括弧書き）</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-3図、第1.14.2.1-5図、第1.14.2.1-7図及び第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図、第1.14.2.1-6図、第1.14.2.1-8図及び第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C、M/C 2D、P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C（又は2D）受電の場合] 【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。 【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p>	<p>(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-3図、第1.14.2.1-5図、第1.14.2.1-7図及び第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図、第1.14.2.1-6図、第1.14.2.1-8図及び第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C、M/C 2D、P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C（又は2D）受電の場合] [常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。 [常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p>	<p>(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-3図、第1.14.2.1-5図、第1.14.2.1-7図及び第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図、第1.14.2.1-6図、第1.14.2.1-8図及び第1.14.2.1-10図に示す。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C、M/C 2D、P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C（又は2D）受電の場合] 【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。 【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の</p>	<p>[常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>[常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電]</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の</p>	<p>【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお、中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合]</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2D受電完了まで160分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及び2D受電完了まで180分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給</p>	<p>場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及び2D受電完了まで180分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給</p>	<p>場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及び2D受電完了まで180分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先5. 可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合] 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電完了まで455分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1. 14. 2. 3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電 非常用所内電気設備であるM/C 2C及びM/C 2Dが機能喪失した場合、又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） <p>また、上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、 「1. 14. 2. 6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失時に、常設代替高圧電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-</p>	<p>電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電 非常用所内電気設備であるM/C 2C及びM/C 2Dが機能喪失した場合、又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） <p>また、上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、 「1. 14. 2. 6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失時に、常設代替高圧電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-</p>	<p>電</p> <p>a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電 非常用所内電気設備であるM/C 2C及びM/C 2Dが機能喪失した場合、又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常設代替交流電源設備 2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続） <p>また、上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、 「1. 14. 2. 6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合。</p> <p>[可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電準備開始の判断基準] 外部電源喪失時に、常設代替高圧電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1. 14. 2. 1-1図及び第1. 14. 2. 1-</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1. 1. 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>2図に、概要図を第1.14.2.3-1図に、タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。</p> <p>なお、電路構成については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」のうち、代替所内電気設備への給電と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の中央制御室からの起動】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順①～②と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の現場からの起動の場合】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順③～⑥と同様である。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p>	<p>2図に、概要図を第1.14.2.3-1図に、タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。</p> <p>なお、電路構成については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」のうち、代替所内電気設備への給電と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順①～②と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動の場合】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順③～⑥と同様である。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用M/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p>	<p>2図に、概要図を第1.14.2.3-1図に、タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。</p> <p>なお、電路構成については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」のうち、代替所内電気設備への給電と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の中央制御室からの起動】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順①～②と同様である。</p> <p>【常設代替高圧電源装置の現場からの起動の場合】</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1. 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順③～⑥と同様である。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑦発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」とし、緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C、緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p> <p>⑩運転員等は給電を確認し、発電長に常設代替高圧電源装置（2台）による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更 ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（M/C手動操作については既出であるため記載

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-3図に、タイムチャートを第1.14.2.3-4図に示す。</p> <p>【可搬型代替低圧電源車の起動】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として緊急用P/Cの受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-3図に、タイムチャートを第1.14.2.3-4図に示す。</p> <p>【可搬型代替低圧電源車の起動】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として緊急用P/Cの受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合]</p> <p>可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-3図に、タイムチャートを第1.14.2.3-4図に示す。</p> <p>【可搬型代替低圧電源車の起動】</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を指示する。</p> <p>③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車（2台）の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備として緊急用P/Cの受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p>	<p>省略)</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑫発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p>	<p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>[代替所内電気設備受電]</p> <p>⑫発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p>	<p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。</p> <p>⑩重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（2台）の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車（2台）によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>【代替所内電気設備受電】</p> <p>⑫発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑬運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。</p> <p>⑭運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。</p>	<p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑮運転員等は給電を確認し、発電長に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] 【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。 【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合] 上記の操作は、現場対応を運転員等（当直運</p>	<p>⑮運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は、発電長に代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用P/Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] 【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。 [常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1</p>	<p>⑮運転員等は給電を確認し、発電長に可搬型代替低圧電源車による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 [優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] 【常設代替高圧電源装置（2台）の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。 【常設代替高圧電源装置（2台）の現場からの起動及び代替所内電気設備受電】 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置（2台）の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先2. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の場合] 中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（P/C手動操作については既出であるため記載省略）</p> <p>・①変更なし：不要な記載のため</p> <p>・①変更なし：不要な記載のため</p> <p>・①変更なし：追補内での記載統一</p> <p>・①変更なし：タイムチ</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替交流電源設備による緊急用P/Cへの給電完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、常設代替高圧電源装置（又は可搬型代替交流電源設備）による給電を開始するまで24時間以上にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>なお、蓄電池は充電時に水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失により、非常用所内電気設備から代替所内電気設備への給電が喪失し、緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-5図に、タイムチャートを第1.14.2.3-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指示す</p>	<p>名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替交流電源設備による緊急用P/Cへの給電完了まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、常設代替高圧電源装置（又は可搬型代替交流電源設備）による給電を開始するまで24時間以上にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>なお、蓄電池は充電時に水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失により、非常用所内電気設備から代替所内電気設備への給電が喪失し、緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-5図に、タイムチャートを第1.14.2.3-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指示す</p>	<p>名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替交流電源設備による緊急用P/Cへの給電完了まで180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</p> <p>外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。</p> <p>緊急用125V系蓄電池は、常設代替高圧電源装置（又は可搬型代替交流電源設備）による給電を開始するまで24時間以上にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>なお、蓄電池は充電時に水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失により、非常用所内電気設備から代替所内電気設備への給電が喪失し、緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-5図に、タイムチャートを第1.14.2.3-6図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指示す</p>	<p>ヤートとの整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①変更なし：記載の適正化 ・①変更なし：タイムチャートとの整合

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>る。</p> <p>②運転員等は，中央制御室にて緊急用直流125V 充電器の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2 C ・ 2 D 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は，中央制御室にて緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V主母線盤の電圧指示値により確認し，発電長に緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V M C C 及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への給電については，運転員の操作は不要である。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電 外部電源喪失の後，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に，常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず，直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B の電源給電機能が喪失しており，緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失時に，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に，常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設</p>	<p>る。</p> <p>②運転員等は，中央制御室にて緊急用直流125V 充電器の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2 C ・ 2 D 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は，中央制御室にて緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V主母線盤の電圧指示値により確認し，発電長に緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V M C C 及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤への給電については，運転員の操作は不要である。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電 外部電源喪失の後，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に，常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず，直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B の電源給電機能が喪失しており，緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失時に，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に，常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設</p>	<p>る。</p> <p>②運転員等は，中央制御室にて緊急用直流125V 充電器の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2 C ・ 2 D 低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は，中央制御室にて緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V主母線盤の電圧指示値により確認し，発電長に緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V M C C 及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への給電については，運転員の操作は不要である。</p> <p>b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電 外部電源喪失の後，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に，常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず，直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B の電源給電機能が喪失しており，緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失時に，緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に，常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設</p>	<p>・ ②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・ ①変更なし：用語の適正化</p> <p>・ ①変更なし：用語の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-7図に、タイムチャートを第1.14.2.3-8図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に代替所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災</p>	<p>備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-7図に、タイムチャートを第1.14.2.3-8図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に代替所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災</p>	<p>備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-7図に、タイムチャートを第1.14.2.3-8図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の給電準備開始を依頼する。</p> <p>②発電長は、運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備開始を指示する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に代替所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車（可搬型整流器経由）から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え、緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及</p>	<p>害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え、緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及</p>	<p>害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。</p> <p>⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。</p> <p>⑩発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑫災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを連絡する。</p> <p>⑬運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え、緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤を受電する。</p> <p>⑭運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>び緊急用直流125V計装分電盤にて必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）とする。</p> <p>⑮運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は，発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合，作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により，常設代替高圧電源装置から非常用高圧母線へ給電することで，非常用所内電気設備に接続する発電用原子炉の冷却，原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。 また，上記給電を継続するために軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「1.14.2.6 燃料</p>	<p>び緊急用直流125V計装分電盤にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）とする。</p> <p>⑮運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は，発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合，作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤の受電完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により，常設代替高圧電源装置から非常用高圧母線へ給電することで，非常用所内電気設備に接続する発電用原子炉の冷却，原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。 上記給電を継続するために燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料</p>	<p>び緊急用直流125V計装分電盤にて必要な負荷の配線用遮断器を「入」（又は「入」を確認）とする。</p> <p>⑮運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤，緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑯運転員等は，発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合，作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電完了まで250分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により，常設代替高圧電源装置から非常用高圧母線へ給電することで，非常用所内電気設備に接続する発電用原子炉の冷却，原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。 また，上記給電を継続するために軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「1.14.2.6 燃料</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更（記載統一）</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失，2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへの電圧が喪失した場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に，概要図を第1.14.2.1-3図に，タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作の【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合，常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。 また，【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合，常設代替高圧電源車(3台)の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお，中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源</p>	<p>の給油手順については，「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへ給電できない場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に，概要図を第1.14.2.1-3図に，タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作の【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合，常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。 また，【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合，常設代替高圧電源車(3台)の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお，中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源</p>	<p>の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失，2C・2D D/Gの故障によりM/C 2C・2Dへの電圧が喪失した場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に，概要図を第1.14.2.1-3図に，タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作の【常設代替高圧電源装置（3台）の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合，常設代替高圧電源装置（3台）の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで92分以内で可能である。 また，【常設代替高圧電源装置（3台）の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合，常設代替高圧電源車(3台)の起動及びM/C 2C（又は2D）受電完了まで88分以内で可能である。なお，中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先1.常設代替高圧電源</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/GからM/C HPCS及びM/C 2Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C（又は2D）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C（又は2D）の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2Eの予備変圧器受電遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p>	<p>装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/GからM/C HPCS及びM/C 2Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C（又は2D）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C（又は2D）の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2Eの予備変圧器受電遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p>	<p>装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/GからM/C HPCS及びM/C 2Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2C（又は2D）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C（又は2D）の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2Eの予備変圧器受電遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>④運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2Eを経由してM/C 2C（又は2D）に給電するために必要となる遮断器用インターロックの解除を実施する。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑥運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2E受電のための連絡遮断器を「入」として、M/C 2Eを受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑪運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑫運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>④運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2Eを経由してM/C 2C（又は2D）に給電するために必要となる遮断器用インターロックの解除を実施する。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑥運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2E受電のための連絡遮断器を「入」として、M/C 2Eを受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑪運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑫運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	<p>④運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及びM/C 2Eを経由してM/C 2C（又は2D）に給電するために必要となる遮断器用インターロックの解除を実施する。</p> <p>⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C（又は2D）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑥運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電開始を指示する。</p> <p>⑧運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑨運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2E受電のための連絡遮断器を「入」として、M/C 2Eを受電する。</p> <p>⑩運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2C（又は2D）受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。</p> <p>⑪運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C（又は2D）、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する（又は給電を確認する）。</p> <p>⑫運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>HPCS, M/C 2E, M/C 2C（又は2D）, P/C 2C・2D, MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電が完了したことを報告する。</p> <p>また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備であるP/C 2Dへ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2Dの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置及びHPCS D/Gからの給電ができない場合において、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合</p>	<p>HPCS, M/C 2E, M/C 2C（又は2D）, P/C 2C・2D, MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電が完了したことを報告する。</p> <p>遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備であるP/C 2Dへ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2Dの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置及びHPCS D/Gからの給電ができない場合において、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合</p>	<p>HPCS, M/C 2E, M/C 2C（又は2D）, P/C 2C・2D, MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑬運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C（又は2D）への給電が完了したことを報告する。</p> <p>また、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2C（又は2D）及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備であるP/C 2Dへ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2Dの機能喪失により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置及びHPCS D/Gからの給電ができない場合において、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合</p>	<p>・②変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(b) 操作手順 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様であるため、当該手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dまで160分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様である。</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、常設代替交流電源設備M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合は、可搬型代替交流電源設備により非常用所内電気設備であるP/C 2C・2Dに給電する。 また、上記給電を継続するために可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置、HPCS D/G及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</p>	<p>(b) 操作手順 概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様であるため、当該手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dまで160分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様である。</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電 外部電源喪失、2C・2D D/G及び常設代替高圧電源装置の故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合は、可搬型代替交流電源設備により非常用所内電気設備であるP/C 2C・2Dに給電する。 また、上記給電を継続するために可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置、HPCS D/G及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</p>	<p>(b) 操作手順 手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。 操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様であるため、当該手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dまで160分以内で可能である。 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の「優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合」と同様である。</p> <p>d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電 外部電源喪失、2C・2D D/G及び常設代替高圧電源装置の故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失した場合は、可搬型代替交流電源設備により非常用所内電気設備であるP/C 2C・2Dに給電する。 また、上記給電を継続するために可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置、HPCS D/G及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：正確な内容へ修正</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>からの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャートを第1.14.2.1-8図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失</p>	<p>からの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャートを第1.14.2.1-8図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失</p>	<p>からの給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャートを第1.14.2.1-8図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を運転員等（当直運転員）2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始してからP/C 2C・2D受電まで180分以内で可能である。</p> <p>操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3. 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。</p> <p>(2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による交流電源の復旧ができない場合、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から、24時間以上にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】 外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。 【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】 125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】 外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。 【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】 125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。</p> <p>所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】 外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。 【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】 125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電 外部電源喪失、2C・2D D/G及びM/C 2C・2Dの故障により、非常用所内電気設備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS、MCC HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。</p>	<p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電 外部電源喪失、2C・2D D/G及びM/C 2C・2Dの故障により、非常用所内電気設備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。</p>	<p>所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤等への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。</p> <p>操作手順は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電 外部電源喪失、2C・2D D/G及びM/C 2C・2Dの故障により、非常用所内電気設備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS、MCC HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 HPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p> <p>・①変更なし：資料追加による図番号の変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、直流125V予備充電器及び直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥発電長は、運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電開始を指示する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流125V予備充電器受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V予備充電器を受電する。</p> <p>⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCSから直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、直流125V予備充電器及び直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥発電長は、運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電開始を指示する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流125V予備充電器受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V予備充電器を受電する。</p> <p>⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCSから直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電準備開始を指示する。</p> <p>②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を「切」とする。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。</p> <p>④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、直流125V予備充電器及び直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>⑤運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥発電長は、運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）への給電開始を指示する。</p> <p>⑦運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動（又は運転状態を確認）し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流125V予備充電器受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V予備充電器を受電する。</p> <p>⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCSから直流125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤 2 A（又は 2 B）受電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>主母線盤2A（又は2B）を受電する。</p> <p>⑩運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電状態に異常がないことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電まで90分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D D/Gの機能喪失時に，125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に，常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず，125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合に，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）に給電する。</p> <p>また，上記給電を継続するために可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失後，125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に，常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による給電操作が完了する見込みがない場</p>	<p>主母線盤2A（又は2B）を受電する。</p> <p>⑩運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電状態に異常がないことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電まで90分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D D/Gの機能喪失時に，125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に，常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず，125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合に，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）に給電する。</p> <p>また，上記給電を継続するために可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失後，125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に，常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による給電操作が完了する見込みがない場</p>	<p>主母線盤2A（又は2B）を受電する。</p> <p>⑩運転員等は，原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電状態に異常がないことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は，中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名，現場対応を運転員等（当直運転員）2名にて作業を実施した場合，作業開始を判断してからHPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A（又は2B）への給電まで90分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</p> <p>外部電源及び2C・2D D/Gの機能喪失時に，125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に，常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず，125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合に，可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A（又は2B）に給電する。</p> <p>また，上記給電を継続するために可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失後，125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に，常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による給電操作が完了する見込みがない場</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.4-3図に、タイムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧 外部電源喪失時に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない場合に、可搬型代替注水大型ポンプにより 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の電源給電機能を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない状態で、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の使用が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2C・2D D/G 又は HPCS</p>	<p>合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧 外部電源喪失時に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない場合に、可搬型代替注水大型ポンプにより 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の電源給電機能を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない状態で、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の使用が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2C・2D D/G 又は HPCS</p>	<p>合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。 操作手順は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。</p> <p>1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧 外部電源喪失時に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない場合に、可搬型代替注水大型ポンプにより 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の電源給電機能を復旧する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2C・2D D/G 又は HPCS D/G による給電ができない状態で、2C・2D D/G 又は HPCS D/G の使用が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2C・2D D/G 又は HPCS</p>	<p>・①変更なし：図面追加による図番号の変更</p>

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>D/Gの電源給電機能の復旧の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.5-1図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水を行うことを決定し、プラントの被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の場所を決定する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑤発電長は、運転員等に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された水源の場所に配置し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、指定された水源から</p>	<p>D/Gの電源給電機能の復旧の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.5-1図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水を行うことを決定し、プラントの被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の場所を決定する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑤発電長は、運転員等に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された水源の場所に配置し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、指定された水源から</p>	<p>D/Gの電源給電機能の復旧の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.5-1図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を依頼する。</p> <p>②災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水を行うことを決定し、プラントの被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の場所を決定する。</p> <p>③災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。</p> <p>④災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑤発電長は、運転員等に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備開始を指示する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された水源の場所に配置し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、指定された水源から</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>接続口へホースを敷設・接続し、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、発電長に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を連絡する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確認を指示する。</p> <p>⑫発電長は、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることの確認を指示する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型代替注水大型ポンプを起動し、災害対策本部長代理に可搬型代替注水</p>	<p>接続口へホースを敷設・接続し、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、発電長に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を連絡する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確認を指示する。</p> <p>⑫発電長は、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることの確認を指示する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型代替注水大型ポンプを起動し、災害対策本部長代理に可搬型代替注水</p>	<p>接続口へホースを敷設・接続し、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。</p> <p>⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。</p> <p>⑨発電長は、災害対策本部長代理に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了したことを連絡する。</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、発電長に 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を連絡する。</p> <p>⑪災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び 2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確認を指示する。</p> <p>⑫発電長は、2C・2D 非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることの確認を指示する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型代替注水大型ポンプを起動し、災害対策本部長代理に可搬型代替注水</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>大型ポンプの起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ付の圧力計を確認しながら規定圧力値以上になるよう可搬型代替注水大型ポンプを操作する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを報告する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることを確認する。</p> <p>⑲災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水が開始されたことを連絡する。</p> <p>⑳発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を実施する。</p> <p>㉒運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作が</p>	<p>大型ポンプの起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ付の圧力計を確認しながら規定圧力値以上になるよう可搬型代替注水大型ポンプを操作する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを報告する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることを確認する。</p> <p>⑲災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水が開始されたことを連絡する。</p> <p>⑳発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を実施する。</p> <p>㉒運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作が</p>	<p>大型ポンプの起動が完了したことを報告する。</p> <p>⑭災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ付の圧力計を確認しながら規定圧力値以上になるよう可搬型代替注水大型ポンプを操作する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを報告する。</p> <p>⑱運転員等は、中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることを確認する。</p> <p>⑲災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水が開始されたことを連絡する。</p> <p>⑳発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示する。</p> <p>㉑運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を実施する。</p> <p>㉒運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作が</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>完了し、電源給電機能が復旧したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCSD/Gの電源給電機能の復旧まで可能である300分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.6 燃料の補給手順</p> <p>(1) 燃料給油設備による各機器への給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）に給油する。</p> <p>上記設備に給油するため、可搬型設備用軽油タンクとタンクローリを接続し、タンクローリへ軽油の給油を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）を使用する場合。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替</p>	<p>完了し、電源給電機能が復旧したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCSD/Gの電源給電機能の復旧まで300分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.6 燃料の補給手順</p> <p>(1) 燃料給油設備による各機器への給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）に給油する。</p> <p>上記設備に給油するため、可搬型設備用軽油タンクとタンクローリを接続し、タンクローリへ軽油の給油を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油]</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）を使用する場合。</p> <p>[タンクローリから各機器への給油]</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替</p>	<p>完了し、電源給電機能が復旧したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名、現場対応を重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCSD/Gの電源給電機能の復旧まで300分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>1.14.2.6 燃料の補給手順</p> <p>(1) 燃料給油設備による各機器への給油</p> <p>a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）に給油する。</p> <p>上記設備に給油するため、可搬型設備用軽油タンクとタンクローリを接続し、タンクローリへ軽油の給油を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）を使用する場合。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等の対処に必要な可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、可搬型代替</p>	<p>①変更なし：誤字の修正</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間^{※1}となった場合。</p> <p>※1 給油間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、給油間隔を考慮して作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車：運転開始後約2.2時間 ・窒素供給装置用電源車：運転開始後約2.2時間 ・可搬型代替注水中型ポンプ：運転開始後約3.5時間 ・可搬型代替注水大型ポンプ：運転開始後約3.5時間 ・タンクローリ（走行用の燃料タンク）：1回/1日 <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-1図、第1.14.2.6-3図に、タイムチャートを第1.14.2.6-2図、第1.14.2.6-4図、第1.14.2.6-5図に示す。</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <p>①災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の給油開始を指示する。</p> <p>②重大事故等対応要員は、給油操作に必要な装備品・資機材を準備のうえ車両保管場所へ移</p>	<p>注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間^{※1}となった場合。</p> <p>※1 給油間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、給油間隔を考慮して作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車：運転開始後約2.2時間 ・窒素供給装置用電源車：運転開始後約2.2時間 ・可搬型代替注水中型ポンプ：運転開始後約3.5時間 ・可搬型代替注水大型ポンプ：運転開始後約3.5時間 ・タンクローリ（走行用の燃料タンク）：1回/1日 <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-1図、第1.14.2.6-3図に、タイムチャートを第1.14.2.6-2図、第1.14.2.6-4図、第1.14.2.6-5図に示す。</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <p>①災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の給油開始を指示する。</p> <p>②重大事故等対応要員は、給油操作に必要な装備品・資機材を準備のうえ車両保管場所へ移</p>	<p>注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間^{※1}となった場合。</p> <p>※1 給油間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、給油間隔を考慮して作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車：運転開始後約2.2時間 ・窒素供給装置用電源車：運転開始後約2.2時間 ・可搬型代替注水中型ポンプ：運転開始後約3.5時間 ・可搬型代替注水大型ポンプ：運転開始後約3.5時間 ・タンクローリ（走行用の燃料タンク）：1回/1日 <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-1図、第1.14.2.6-3図に、タイムチャートを第1.14.2.6-2図、第1.14.2.6-4図、第1.14.2.6-5図に示す。</p> <p>【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】</p> <p>①災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の給油開始を指示する。</p> <p>②重大事故等対応要員は、給油操作に必要な装備品・資機材を準備のうえ車両保管場所へ移</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>動し、タンクローリの健全性を確認する。</p> <p>③重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。※2</p> <p>④重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽油タンクに挿入する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油を開始する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、車載タンクへの吸入量（満タン）を確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を行う。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を復旧し、災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了を報告する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクローリを配置する。</p>	<p>動し、タンクローリの健全性を確認する。</p> <p>③重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。※2</p> <p>④重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽油タンクに挿入する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油を開始する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、車載タンクへの吸入量（満タン）を確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を行う。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を復旧し、災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了を報告する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクローリを配置する。</p>	<p>動し、タンクローリの健全性を確認する。</p> <p>③重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。※2</p> <p>④重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽油タンクに挿入する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油を開始する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、車載タンクへの吸入量（満タン）を確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を行う。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンクのマンホール（上蓋）を復旧し、災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了を報告する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>⑩災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクローリを配置する。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>⑫重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから給油対象設備への給油を開始する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油面計により、給油量（満タン）を目視で確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復旧し、災害対策本部長代理にタンクローリから給油対象設備への給油完了を報告する。</p> <p>※2 重大事故等対応要員は、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車及び可搬型代替注水中型ポンプ等を7日間連続運転継続させるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順③～⑰を繰り返す。</p> <p>(c) 操作の成立性 【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】 タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクからタンクロー</p>	<p>⑫重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから給油対象設備への給油を開始する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油面計により、給油量（満タン）を目視で確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復旧し、災害対策本部長代理にタンクローリから給油対象設備への給油完了を報告する。</p> <p>※2 重大事故等対応要員は、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車及び可搬型代替注水中型ポンプ等を7日間連続運転継続させるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順③～⑰を繰り返す。</p> <p>(c) 操作の成立性 【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】 タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクからタンクロー</p>	<p>⑫重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。</p> <p>⑬重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側のマンホール（上蓋）を開放する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから給油対象設備への給油を開始する。</p> <p>⑮重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油面計により、給油量（満タン）を目視で確認し、車載ポンプを停止する。</p> <p>⑯重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール（上蓋）を閉止する。</p> <p>⑰重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復旧し、災害対策本部長代理にタンクローリから給油対象設備への給油完了を報告する。</p> <p>※2 重大事故等対応要員は、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車及び可搬型代替注水中型ポンプ等を7日間連続運転継続させるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順③～⑰を繰り返す。</p> <p>(c) 操作の成立性 【可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油】 タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクからタンクロー</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>一りの車載タンクへの給油完了までの所要時間を、初回は放射線防護具着用，可搬型重大事故等対処設備保管場所への移動，使用する設備の準備を含め90分以内，2回目以降は50分以内で可能である。なお，タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を合わせて行う場合，110分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合，作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの所要時間を30分以内と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明，通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお，燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が枯渇しないように以下の時間までに給油を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。 可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約200L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。 窒素供給装置用電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。 可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約35.7L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。 タンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料消費量は，1日当たり約54Lであることから，24時間に1回給油を行う。 	<p>一りの車載タンクへの給油完了までの所要時間を，初回は放射線防護具着用，可搬型重大事故等対処設備保管場所への移動，使用する設備の準備を含め90分以内，2回目以降は50分以内で可能である。なお，タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を合わせて行う場合，110分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[タンクローリから各機器への給油]</p> <p>重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合，作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの所要時間を30分以内と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明，通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお，燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が枯渇しないように以下の時間までに給油を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。 可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約200L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。 窒素供給装置用電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。 可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約35.7L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。 タンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料消費量は，1日当たり約54Lであることから，24時間に1回給油を行う。 	<p>一りの車載タンクへの給油完了までの所要時間を，初回は放射線防護具着用，可搬型重大事故等対処設備保管場所への移動，使用する設備の準備を含め90分以内，2回目以降は50分以内で可能である。なお，タンクローリ（走行用の燃料タンク）への給油を合わせて行う場合，110分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>【タンクローリから各機器への給油】</p> <p>重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合，作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの所要時間を30分以内と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように，移動経路を確保し，放射線防護具，照明，通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお，燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が枯渇しないように以下の時間までに給油を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。 可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約200L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。 窒素供給装置用電源車の燃料消費率は，定格容量にて約110L/hであり，起動から枯渇までの時間は約2.2時間。 可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は，定格容量にて約35.7L/hであり，起動から枯渇までの時間は約3.5時間。 タンクローリ（走行用の燃料タンク）の燃料消費量は，1日当たり約54Lであることから，24時間に1回給油を行う。 	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>また、事象発生後7日間、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約168.6kLである。また、可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。</p> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 重大事故等の対処に必要な常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。</p> <p>なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油されていることを確認する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 常設代替高圧電源装置を起動した場合。</p> <p>(b) 操作手順 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-6図に、タイムチャートを第1.14.2.6-7図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。</p> <p>②運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ</p>	<p>また、事象発生後7日間、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約168.6kLである。また、可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。</p> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 重大事故等の対処に必要な常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。</p> <p>なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油されていることを確認する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 常設代替高圧電源装置を起動した場合。</p> <p>(b) 操作手順 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-6図に、タイムチャートを第1.14.2.6-7図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。</p> <p>②運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ</p>	<p>また、事象発生後7日間、可搬型代替低圧電源車、可搬型代替注水大型ポンプ、窒素供給装置用電源車、可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約168.6kLである。また、可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。</p> <p>b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 重大事故等の対処に必要な常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。</p> <p>なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油されていることを確認する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 常設代替高圧電源装置を起動した場合。</p> <p>(b) 操作手順 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-6図に、タイムチャートを第1.14.2.6-7図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。</p> <p>②運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>切り替えをしたことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油完了まで15分以内で可能である。</p> <p>また、事象発生後7日間、常設代替高压電源装置の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約352.8kLであり、軽油貯蔵タンクは、約400kL以上となるよう管理する。</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号（非常用高压母線電圧低）による起動、又は中央制御室から手動起動し、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSに給電する。</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gの運転により消費された燃料は、燃料油デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油貯蔵タンクから燃料油デイトンクへの給油が開始される。その後燃料給油の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの母線電圧がないことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運</p>	<p>切り替えをしたことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油完了まで15分以内で可能である。</p> <p>また、事象発生後7日間、常設代替高压電源装置の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約352.8kLであり、軽油貯蔵タンクは、約400kL以上となるよう管理する。</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号（非常用高压母線電圧低）による起動、又は中央制御室から手動起動し、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSに給電する。</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gの運転により消費された燃料は、燃料油デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油貯蔵タンクから燃料油デイトンクへの給油が開始される。その後燃料給油の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの母線電圧がないことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運</p>	<p>切り替えをしたことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油完了まで15分以内で可能である。</p> <p>また、事象発生後7日間、常設代替高压電源装置の運転を継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約352.8kLであり、軽油貯蔵タンクは、約400kL以上となるよう管理する。</p> <p>1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号（非常用高压母線電圧低）による起動、又は中央制御室から手動起動し、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSに給電する。</p> <p>2C・2D D/G及びHPCS D/Gの運転により消費された燃料は、燃料油デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油貯蔵タンクから燃料油デイトンクへの給油が開始される。その後燃料給油の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの母線電圧がないことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <p>・②変更あり：記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>転員等に2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号（非常用高圧母線電圧低）により起動し、受電遮断器が投入された（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことを報告する。あるいは、中央制御室からの手動操作により2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入した（M/C 2C・2D・HPCSが給電した）ことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことの確認完了まで1分以内で可能である。</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）完了まで2分以内で可能である。</p> <p>中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>なお、2C D/G又は2D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器の減圧及び除熱を行うために、非</p>	<p>転員等に2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号（非常用高圧母線電圧低）により起動し、受電遮断器が投入された（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことを報告する。あるいは、中央制御室からの手動操作により2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入した（M/C 2C・2D・HPCSが給電した）ことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことの確認完了まで1分以内で可能である。</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）完了まで2分以内で可能である。</p> <p>中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>なお、2C D/G又は2D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器の減圧及び除熱を行うために、非</p>	<p>転員等に2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号（非常用高圧母線電圧低）により起動し、受電遮断器が投入された（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことを報告する。あるいは、中央制御室からの手動操作により2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入した（M/C 2C・2D・HPCSが給電した）ことを発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）ことの確認完了まで1分以内で可能である。</p> <p>【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動起動】</p> <p>中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入（M/C 2C・2D・HPCSが給電する）完了まで2分以内で可能である。</p> <p>中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>なお、2C D/G又は2D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器の減圧及び除熱を行うために、非</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電 外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系、125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V系蓄電池A系・B系については、蓄電池の延命のため、直流125V主母線盤2A及び直流125V主母線盤2Bの不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器HPCS、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 非常用直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。</p>	<p>常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電 外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系、125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V系蓄電池A系・B系については、蓄電池の延命のため、直流125V主母線盤2A及び直流125V主母線盤2Bの不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器HPCS、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 非常用直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。</p>	<p>常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電 外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後、充電器を経由した直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電から、125V系蓄電池A系・B系、125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流母線（直流125V主母線盤及び直流±24V中性子モニタ用分電盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V系蓄電池A系・B系については、蓄電池の延命のため、直流125V主母線盤2A及び直流125V主母線盤2Bの不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失後8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器HPCS、直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 非常用直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池HPCS系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤HPCSの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油 重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合。</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池HPCS系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤HPCSの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油 重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合。</p>	<p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。</p> <p>③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池HPCS系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤HPCSの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへ自動給電されていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油 重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(b) 操作手順 軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油手順の概要は以下のとおり。 ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への自動燃料給油状態の確認を指示する。 ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのスイッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態になっていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油については、運転員の操作は不要である。</p> <p>1. 14. 2. 8 その他の手順項目について考慮する手順 可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については、「1. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。 操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1. 15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1. 14. 2. 9 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。 対応手段の選択フローチャートを第 1. 14. 2. 8-1 図に示す。 (1) 代替電源（交流）による対応手段 全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉</p>	<p>(b) 操作手順 軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油手順の概要は以下のとおり。 ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への自動燃料給油状態の確認を指示する。 ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのスイッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態になっていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油については、運転員の操作は不要である。</p> <p>1. 14. 2. 8 その他の手順項目について考慮する手順 可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については、「1. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。 操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1. 15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1. 14. 2. 9 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。 対応手段の選択フローチャートを第 1. 14. 2. 8-1 図に示す。 (1) 代替電源（交流）による対応手段 全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉</p>	<p>(b) 操作手順 軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油手順の概要は以下のとおり。 ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への自動燃料給油状態の確認を指示する。 ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのスイッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態になっていることを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 軽油貯蔵タンクから 2 C ・ 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての 2 C ・ 2 D D / G 及び H P C S D / G への給油については、運転員の操作は不要である。</p> <p>1. 14. 2. 8 その他の手順項目について考慮する手順 可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については、「1. 13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。 操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1. 15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1. 14. 2. 9 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。 対応手段の選択フローチャートを第 1. 14. 2. 8-1 図に示す。 (1) 代替電源（交流）による対応手段 全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電がある。</p> <p>短期的には低圧代替注水設備（常設）への給電，中期的には発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから，これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり，かつ短時間で電力供給が可能である常設代替交流電源設備（優先1）による給電を優先する。</p> <p>常設代替交流電源設備から給電できない場合は，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機（優先2）から給電する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）（優先3）から給電する。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）（優先4）から給電する。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）（優先5）から給電する。</p> <p>上記の手順を連続して実施した場合，直流125V主母線盤の受電完了まで約1294分で実施可能であり，所内常設直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時，直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として，所内常設直流電源設備，常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系，発電用原子炉の減圧に用</p>	<p>格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電がある。</p> <p>短期的には低圧代替注水設備（常設）への給電，中期的には発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから，これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり，かつ短時間で電力供給が可能である常設代替交流電源設備（優先1）による給電を優先する。</p> <p>常設代替交流電源設備から給電できない場合は，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機（優先2）から給電する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）（優先3）から給電する。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）（優先4）から給電する。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）（優先5）から給電する。</p> <p>上記の手順を連続して実施した場合，直流125V主母線盤の受電完了まで約1294分で実施可能であり，所内常設直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時，直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として，所内常設直流電源設備，常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系，発電用原子炉の減圧に用</p>	<p>格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として，常設代替交流電源設備，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電がある。</p> <p>短期的には低圧代替注水設備（常設）への給電，中期的には発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的となることから，これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり，かつ短時間で電力供給が可能である常設代替交流電源設備（優先1）による給電を優先する。</p> <p>常設代替交流電源設備から給電できない場合は，緊急時対策室建屋ガスタービン発電機（優先2）から給電する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）（優先3）から給電する。可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）（優先4）から給電する。可搬型代替交流電源設備（常用MCC（水処理建屋）接続）から給電できない場合は，可搬型代替交流電源設備（常用MCC（屋内開閉所）接続）（優先5）から給電する。</p> <p>上記の手順を連続して実施した場合，直流125V主母線盤の受電完了まで約1294分で実施可能であり，所内常設直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時，直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として，所内常設直流電源設備，常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系，発電用原子炉の減圧に用</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>いる逃がし安全弁（自動減圧機能）、原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への給電が主な目的となる。短時間で給電が可能であり、長期間にわたる運転が期待できる手段から優先して準備する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により直流125V充電器A・Bを経由した直流125V主母線盤2A・2Bへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、125V系蓄電池A系・B系及び緊急用125V系蓄電池を使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動等に必要な直流電源の給電を行う。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は、直流125V充電器A・B及び緊急用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。</p> <p>全交流動力電源喪失後、24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は、可搬型代替直流電源設備を用いて直流125V主母線盤2A・2B及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は、直流125V充電器A・B及び緊急用125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>直流125V蓄電池A系・B系が枯渇した場合は、遮断器の制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し、直流125V充電器盤A・Bを経由して直流125V主母線盤2A・2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。</p>	<p>いる逃がし安全弁（自動減圧機能）、原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への給電が主な目的となる。短時間で給電が可能であり、長期間にわたる運転が期待できる手段から優先して準備する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により直流125V充電器A・Bを経由した直流125V主母線盤2A・2Bへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、125V系蓄電池A系・B系及び緊急用125V系蓄電池を使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動等に必要な直流電源の給電を行う。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は、直流125V充電器A・B及び緊急用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。</p> <p>全交流動力電源喪失後、24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は、可搬型代替直流電源設備を用いて直流125V主母線盤2A・2B及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は、直流125V充電器A・B及び緊急用125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>直流125V蓄電池A系・B系が枯渇した場合は、遮断器の制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し、直流125V充電器盤A・Bを経由して直流125V主母線盤2A・2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。</p>	<p>いる逃がし安全弁（自動減圧機能）、原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への給電が主な目的となる。短時間で給電が可能であり、長期間にわたる運転が期待できる手段から優先して準備する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により直流125V充電器A・Bを経由した直流125V主母線盤2A・2Bへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、125V系蓄電池A系・B系及び緊急用125V系蓄電池を使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動等に必要な直流電源の給電を行う。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は、直流125V充電器A・B及び緊急用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。</p> <p>全交流動力電源喪失後、24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は、可搬型代替直流電源設備を用いて直流125V主母線盤2A・2B及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。</p> <p>代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は、直流125V充電器A・B及び緊急用125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>直流125V蓄電池A系・B系が枯渇した場合は、遮断器の制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し、直流125V充電器盤A・Bを経由して直流125V主母線盤2A・2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い																														
<p>第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <p>対応手段、対処設備、手順書一覧（1/8）</p> <table border="1" data-bbox="121 394 828 1045"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>-</td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 </td> <td> 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <p>対応手段、対処設備、手順書一覧（1/8）</p> <table border="1" data-bbox="931 407 1659 1079"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>-</td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 </td> <td> 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <p>対応手段、対処設備、手順書一覧（1/8）</p> <table border="1" data-bbox="1733 394 2436 1045"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>-</td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 </td> <td> 非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	-	非常用交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> ・2C非常用ディーゼル発電機（以下「2C D/G」という。） ・2D非常用ディーゼル発電機（以下「2D D/G」という。） ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS D/G」という。） ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・2C D/G～メタルクラッド開閉装置（以下「M/C」という。）2C電路 ・2D D/G～M/C 2D電路 ・HPCS D/G～M/C HPCS電路 ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2C D/G流路 ・2D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ～2D D/G流路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ～HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「電源供給回復」 重大事故等対処設備 非常時運転手順書Ⅱ（停止時徴候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書																													

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い																														
<p>対応手段，対処設備，手順書一覧（2/8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>—</td> <td>非常用直流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B </td> <td> 非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 	非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書	<p>対応手段，対処設備，手順書一覧（2/8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>—</td> <td>非常用直流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B </td> <td> 非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 	非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書	<p>対応手段，対処設備，手順書一覧（2/8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備</td> <td>—</td> <td>非常用直流電源設備による給電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B </td> <td> 非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 	非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 	非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 	非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																													
設計基準事故対処設備	—	非常用直流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池HPCS系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池A系^{※1} 中性子モニタ用蓄電池B系^{※1} 直流125V充電器A～直流125V主母線盤2 A電路 直流125V充電器B～直流125V主母線盤2 B電路 直流125V充電器HPCS～直流125V主母線盤HPCS電路 120/240V計装用主母線盤2 A～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路 120/240V計装用主母線盤2 B～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2 A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2 B電路 125V系蓄電池HPCS系～直流125V主母線盤HPCS電路 中性子モニタ用蓄電池A系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A 中性子モニタ用蓄電池B系～直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B 	非常時運転手順書II （「撤換ベース」 「電源供給回復」） 重大事故等対処設備 非常時運転手順書II （「停止時撤換ベース」 「停止時電源復旧」） AM設備別操作手順書																													

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）					東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）					東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）					6/21 補正箇所の取扱い
対応手段，対処設備，手順書一覧（3/8）					対応手段，対処設備，手順書一覧（3/8）					対応手段，対処設備，手順書一覧（3/8）					
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	
代替交流電源設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 （全交流動力電源喪失）	常設代替交流電源設備による給電	<ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路 燃料給油設備 	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 （全交流動力電源喪失）	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P/C」という。）2D電路	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電	<ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路 燃料給油設備 	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 （全交流動力電源喪失）	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機～パワーセンタ（以下「P/C」という。）2D電路	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電	<ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 常設代替高圧電源装置～緊急用M/C～M/C 2C及び2D電路 緊急用M/C～緊急用モータコントロールセンタ（以下「MCC」という。）電路 燃料給油設備 	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
			<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路 燃料給油設備 	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領				<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路 燃料給油設備 	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領				<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）～P/C 2C及びP/C 2D電路 燃料給油設備 	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
			<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 	自主対策設備 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領				<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 	自主対策設備 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領				<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（水処理建屋）～P/C 2C及び2D電路 可搬型代替低圧電源車～常用MCC（屋内開閉所）～P/C 2D電路 	自主対策設備 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。	※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。	※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。								

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）					東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）					東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）					6/21 補正箇所の取扱い
対応手段，対処設備，手順書一覧（4/8）					対応手段，対処設備，手順書一覧（4/8）					対応手段，対処設備，手順書一覧（4/8）					
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	
代替直流電源設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	非常用所内直流電源設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2B電路 	非常時運転手順書Ⅱ (「微候ベース」) 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時微候ベース」) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替直流電源設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	非常用所内直流電源設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2B電路 	非常時運転手順書Ⅱ (「微候ベース」) 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時微候ベース」) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替直流電源設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	非常用所内直流電源設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> 125V系蓄電池A系^{※1} 125V系蓄電池B系^{※1} 125V系蓄電池A系～直流125V主母線盤2A電路 125V系蓄電池B系～直流125V主母線盤2B電路 	非常時運転手順書Ⅱ (「微候ベース」) 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時微候ベース」) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
				可搬型代替直流電源設備による給電					<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替低圧電源車 可搬型整流器 可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)～可搬型整流器～直流125V主母線2A及び2B電路 燃料給油設備 					重大事故等対処設備	可搬型代替直流電源設備による給電
代替所内電気設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	代替所内電気設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用M/C 緊急用P/C 緊急用MCC 緊急用電源切替盤 緊急用125V系蓄電池^{※1} 緊急用直流125V主母線盤 緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路 	非常時運転手順書Ⅱ (「微候ベース」) 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時微候ベース」) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替所内電気設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	代替所内電気設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用M/C 緊急用P/C 緊急用MCC 緊急用電源切替盤 緊急用125V系蓄電池^{※1} 緊急用直流125V主母線盤 緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路 	非常時運転手順書Ⅱ (「微候ベース」) 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時微候ベース」) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替所内電気設備による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	代替所内電気設備への給電	<ul style="list-style-type: none"> 緊急用M/C 緊急用P/C 緊急用MCC 緊急用電源切替盤 緊急用125V系蓄電池^{※1} 緊急用直流125V主母線盤 緊急用125V系蓄電池～緊急用直流125V主母線盤電路 	非常時運転手順書Ⅱ (「微候ベース」) 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ (「停止時微候ベース」) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）					東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）					東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）					6/21 補正箇所の取扱い
対応手段，対処設備，手順書一覧（7/8）					対応手段，対処設備，手順書一覧（7/8）					対応手段，対処設備，手順書一覧（7/8）					
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	
非常用ディーゼル発電機による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイスターター発電機 （全交流動力電源喪失）	可搬型代替直流電源設備による 直流125V主母線盤への給電	・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ（撤換ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	非常用ディーゼル発電機による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイスターター発電機 （全交流動力電源喪失）	可搬型代替直流電源設備による 直流125V主母線盤への給電	・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ（撤換ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	非常用ディーゼル発電機による給電	2C・2D 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイスターター発電機 （全交流動力電源喪失）	可搬型代替直流電源設備による 直流125V主母線盤への給電	・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車～可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）及び（東側）～可搬型整流器～直流125V主母線盤 2 A 及び 2 B 電路 ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ（撤換ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
代替海水送水による電源給電機能の復旧	—	代替海水送水による電源給電機能の復旧	・2C D/G ・2D D/G ・HPCS D/G ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ（撤換ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替海水送水による電源給電機能の復旧	—	代替海水送水による電源給電機能の復旧	・2C D/G ・2D D/G ・HPCS D/G ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ（撤換ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	代替海水送水による電源給電機能の復旧	—	代替海水送水による電源給電機能の復旧	・2C D/G ・2D D/G ・HPCS D/G ・燃料給油設備	非常時運転手順書Ⅱ（撤換ベース） 「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時撤換ベース） 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
燃料給油設備による給電	—	可搬型設備用軽油タンクから各機器への給電	・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対策要領	燃料給油設備による給電	—	可搬型設備用軽油タンクから各機器への給電	・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対策要領	燃料給油設備による給電	—	可搬型設備用軽油タンクから各機器への給電	・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対策要領	

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、運転員による操作は不要である。
 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）					東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）					東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）					6/21 補正箇所への取扱い
対応手段，対処設備，手順書一覧（8/8）															
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更
燃料給油設備による給油	—	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油	<ul style="list-style-type: none"> 軽油貯蔵タンク 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	燃料給油設備による給油	—	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油	<ul style="list-style-type: none"> 軽油貯蔵タンク 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	燃料給油設備による給油	—	軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油	<ul style="list-style-type: none"> 軽油貯蔵タンク 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 	非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ（停止時微候ベース）「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	
※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。					※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。					※1 125V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。					
※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。					※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。					※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。					

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																																									
<p>監視計器一覧（2/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>可搬型整流器運転監視</td> <td>可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型整流器運転監視</td> <td>可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型整流器運転監視</td> <td>可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	AM設備別操作手順書	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保			非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	<p>監視計器一覧（2/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>可搬型整流器運転監視</td> <td>可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型整流器運転監視</td> <td>可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	AM設備別操作手順書	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保			非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	<p>監視計器一覧（2/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>可搬型整流器運転監視</td> <td>可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型整流器運転監視</td> <td>可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」</td> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対策要領</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電			非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	AM設備別操作手順書	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保			非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																										
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電																																																																																																																																												
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																																										
AM設備別操作手順書	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																																										
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保																																																																																																																																												
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																																										
重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																																										
重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																																										
重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																										
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																										
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電																																																																																																																																												
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																																										
AM設備別操作手順書	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																																										
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保																																																																																																																																												
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																																										
重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																																										
重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																										
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																										
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電																																																																																																																																												
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																																										
AM設備別操作手順書	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																																										
1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順 (2)常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保																																																																																																																																												
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																																										
重大事故等対策要領	可搬型整流器運転監視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「電源供給回復」	電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
	電源	緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																										
非常時運転手順書Ⅱ （停止時微候ベース） 「停止時電源復旧」	AM設備別操作手順書	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																																										
重大事故等対策要領	可搬型代替低圧電源車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																										

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目： 第57条】

＜分類種別＞
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																																																
<p>監視計器一覧（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 常設代替高圧電源装置 運転監視</td> <td>常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 HPCS D/G運転 監視</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書	操作 常設代替高圧電源装置 運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	重大事故等対策要領			1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧	AM設備別操作手順書	操作 HPCS D/G運転 監視	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数	重大事故等対策要領			1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書	操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	重大事故等対策要領			<p>監視計器一覧（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 常設代替高圧電源装置 運転監視</td> <td>常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 HPCS D/G運転 監視</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>F/C 2 C 電圧 F/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書	操作 常設代替高圧電源装置 運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	重大事故等対策要領			1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧	AM設備別操作手順書	操作 HPCS D/G運転 監視	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数	重大事故等対策要領			1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	F/C 2 C 電圧 F/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書	操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	重大事故等対策要領			<p>監視計器一覧（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 常設代替高圧電源装置 運転監視</td> <td>常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 HPCS D/G運転 監視</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準 電源</td> <td>275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>電源</td> <td>P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視</td> <td>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書	操作 常設代替高圧電源装置 運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力	重大事故等対策要領			1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧	AM設備別操作手順書	操作 HPCS D/G運転 監視	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数	重大事故等対策要領			1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧	AM設備別操作手順書	操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力	重大事故等対策要領			
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																																	
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 常設代替高圧電源装置 運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 HPCS D/G運転 監視	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																																	
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 常設代替高圧電源装置 運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 HPCS D/G運転 監視	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	F/C 2 C 電圧 F/C 2 D 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																																	
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 緊急用M/C電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 常設代替高圧電源装置 運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧 緊急用M/C電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C 2 E 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 HPCS D/G運転 監視	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																																			
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準 電源	275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																																																	
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	電源	P/C 2 C 電圧 P/C 2 D 電圧																																																																																																																																																	
AM設備別操作手順書	操作 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機運転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力																																																																																																																																																	
重大事故等対策要領																																																																																																																																																			

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																																										
<p>監視計器一覧（5/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 P/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>HPCS D/G運転監視</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 P/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	重大事故等対策要領			1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	電源	M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数	AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G運転監視	<p>監視計器一覧（5/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>HPCS D/G運転監視</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 F/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	電源	M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数	AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G運転監視	<p>監視計器一覧（5/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 F/C 2D電圧</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書</td> <td>操作</td> <td>HPCS D/G運転監視</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 F/C 2D電圧	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B	AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	電源	M/C HPCS電圧	非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数	AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G運転監視	<p>・①変更なし：脱字の修正</p>
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧																																																																																																																																											
	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 P/C 2D電圧																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																											
重大事故等対策要領																																																																																																																																													
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
	電源	M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G運転監視																																																																																																																																											
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																																											
	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
	電源	M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G運転監視																																																																																																																																											
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																																											
	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 F/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 F/C 2D電圧																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
	電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力																																																																																																																																											
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																																													
非常時運転手順書Ⅱ (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
	電源	M/C HPCS電圧																																																																																																																																											
非常時運転手順書Ⅱ (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	HPCS D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電力 HPCS D/G発電機周波数																																																																																																																																											
AM設備別操作手順書	操作	HPCS D/G運転監視																																																																																																																																											

東海第二発電所 補正書（追補1 1.14）比較表 【対象項目：第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																																																					
<p>監視計器一覧（6/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C ディーゼル 機関入口圧力 2 D ディーゼル 機関入口圧力 HPCS ディーゼル 機関入口圧力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対策要領</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	操作	可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧			AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧		操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C ディーゼル 機関入口圧力 2 D ディーゼル 機関入口圧力 HPCS ディーゼル 機関入口圧力	1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油			重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	<p>監視計器一覧（6/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 高圧炉心スプレイングディーゼル発電機機関入口圧力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対策要領</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	操作	可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧			AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧		操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 高圧炉心スプレイングディーゼル発電機機関入口圧力	1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油			重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	<p>監視計器一覧（6/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ（計器）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」</td> <td>操作</td> <td>可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td>操作</td> <td>可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td>電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作</td> <td>可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 高圧炉心スプレイングディーゼル発電機機関入口圧力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対策要領</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AM設備別操作手順書</td> <td>判断基準</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）	1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電			非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧	非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	操作	可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流	1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧			AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧	電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧		操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 高圧炉心スプレイングディーゼル発電機機関入口圧力	1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油			重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル	AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ①変更なし：計器名称の適正化
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																						
		電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	操作	可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																						
1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧																																																																																																																								
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
		電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C ディーゼル 機関入口圧力 2 D ディーゼル 機関入口圧力 HPCS ディーゼル 機関入口圧力																																																																																																																						
1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油																																																																																																																								
重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																						
	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																						
AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																						
	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																						
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																						
		電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	操作	可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																						
1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧																																																																																																																								
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
		電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 高圧炉心スプレイングディーゼル発電機機関入口圧力																																																																																																																						
1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油																																																																																																																								
重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																						
	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																						
AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																						
	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																						
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）																																																																																																																						
1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順 (2)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電																																																																																																																								
非常時運転手順書Ⅱ （復旧ベース） 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																						
		電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧																																																																																																																						
非常時運転手順書Ⅱ （停止時復旧ベース） 「停止時電源復旧」	操作	可搬型代替低圧電源車運転監視 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数																																																																																																																						
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作	可搬型整流器運転監視 可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流																																																																																																																						
1.14.2.5 代替海水送水による対応手順 (1)代替海水送水による電源給電機能の復旧																																																																																																																								
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
		電源 M/C 2 C 電圧 M/C 2 D 電圧 M/C HPCS 電圧																																																																																																																						
	操作	可搬型代替注水大型ポンプ運転監視 2 C 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D 非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 高圧炉心スプレイングディーゼル発電機機関入口圧力																																																																																																																						
1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による給油																																																																																																																								
重大事故等対策要領	判断基準	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																						
	操作	補機監視機能 可搬型設備用軽油タンク(1)～(8)レベル タンクローリレベル																																																																																																																						
AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																						
	操作	補機監視機能 軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル																																																																																																																						

東海第二発電所 補正書 (追補 1 1. 1 4) 比較表 【対象項目: 第 5 7 条】

<分類種別>
 ①: 変更なし (第 3 回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第 2 回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成 3 0 年 5 月 3 1 日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成 3 0 年 6 月 2 1 日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成 3 0 年 6 月 2 7 日)	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																										
<p>監視計器一覧 (7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>2C・2D・HPCS D/G運転監視</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補機監視機能</td> </tr> <tr> <td colspan="3">軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電			非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数	操作	2C・2D・HPCS D/G運転監視	補機監視機能			軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)			1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電			非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B	<p>監視計器一覧 (7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>2C・2D・HPCS D/G運転監視</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補機監視機能</td> </tr> <tr> <td colspan="3">軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電			非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数	操作	2C・2D・HPCS D/G運転監視	補機監視機能			軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)			1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電			非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧	<p>監視計器一覧 (7/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」</td> <td>判断基準</td> <td>2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>2C・2D・HPCS D/G運転監視</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補機監視機能</td> </tr> <tr> <td colspan="3">軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」</td> <td>判断基準</td> <td>電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電			非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数	操作	2C・2D・HPCS D/G運転監視	補機監視機能			軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)			1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電			非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧	操作	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ①変更なし: 脱字の修正
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																											
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電																																																																																													
非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数																																																																																											
	操作	2C・2D・HPCS D/G運転監視																																																																																											
補機監視機能																																																																																													
軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)																																																																																													
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電																																																																																													
非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
	操作	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B																																																																																											
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																											
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電																																																																																													
非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数																																																																																											
	操作	2C・2D・HPCS D/G運転監視																																																																																											
補機監視機能																																																																																													
軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)																																																																																													
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電																																																																																													
非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
	操作	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧																																																																																											
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																											
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電																																																																																													
非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
	操作	電源 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
非常時運転手順書 II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」	判断基準	2C D/G発電機電圧 2D D/G発電機電圧 HPCS D/G発電機電圧 2C D/G発電機電力 2D D/G発電機電力 HPCS D/G発電機電力 2C D/G発電機周波数 2D D/G発電機周波数 HPCS D/G発電機周波数																																																																																											
	操作	2C・2D・HPCS D/G運転監視																																																																																											
補機監視機能																																																																																													
軽油貯蔵タンク (A) レベル 軽油貯蔵タンク (B) レベル 2C非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 2D非常用ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油ダイヤタンクレベル DGS W海水流量 (2C) DGS W海水流量 (2D) DGS W海水流量 (HPCS)																																																																																													
1.14.2.7 設計基準事故対応設備による対応手順 (2)非常用直流電源設備による給電																																																																																													
非常時運転手順書 II (微候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源 275kV東海原子力線 1 L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧																																																																																											
	操作	電源 直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧 直流125V主母線盤 HPCS 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧																																																																																											

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>1. 14. 1-1 図 機能喪失原因対策分析（交流）</p>	<p>1. 14. 1-1 図 機能喪失原因対策分析（交流）</p>	<p>1. 14. 1-1 図 機能喪失原因対策分析（交流）</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1. 14. 1-2 図 機能喪失原因対策分析 (直流)</p>	<p>第 1. 14. 1-2 図 機能喪失原因対策分析 (直流)</p>	<p>第 1. 14. 1-2 図 機能喪失原因対策分析 (直流)</p>	

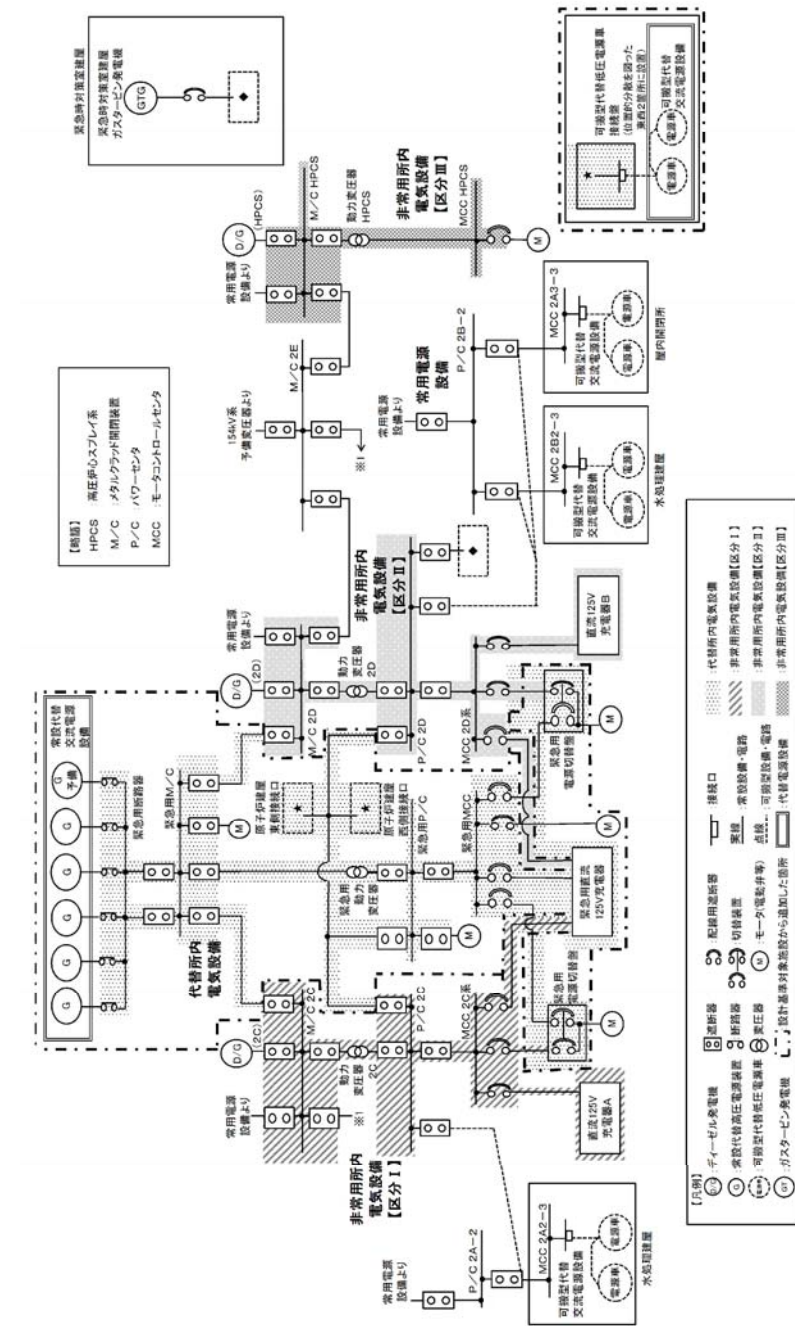
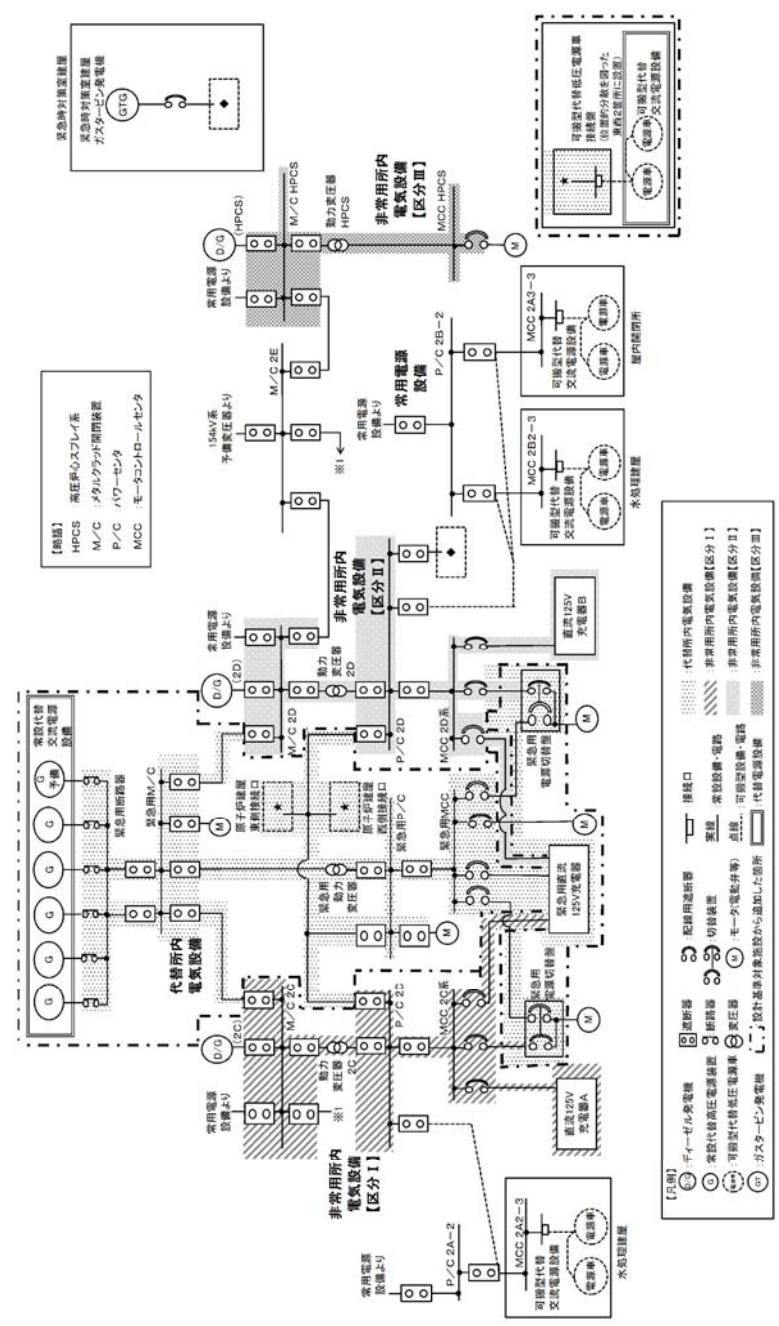
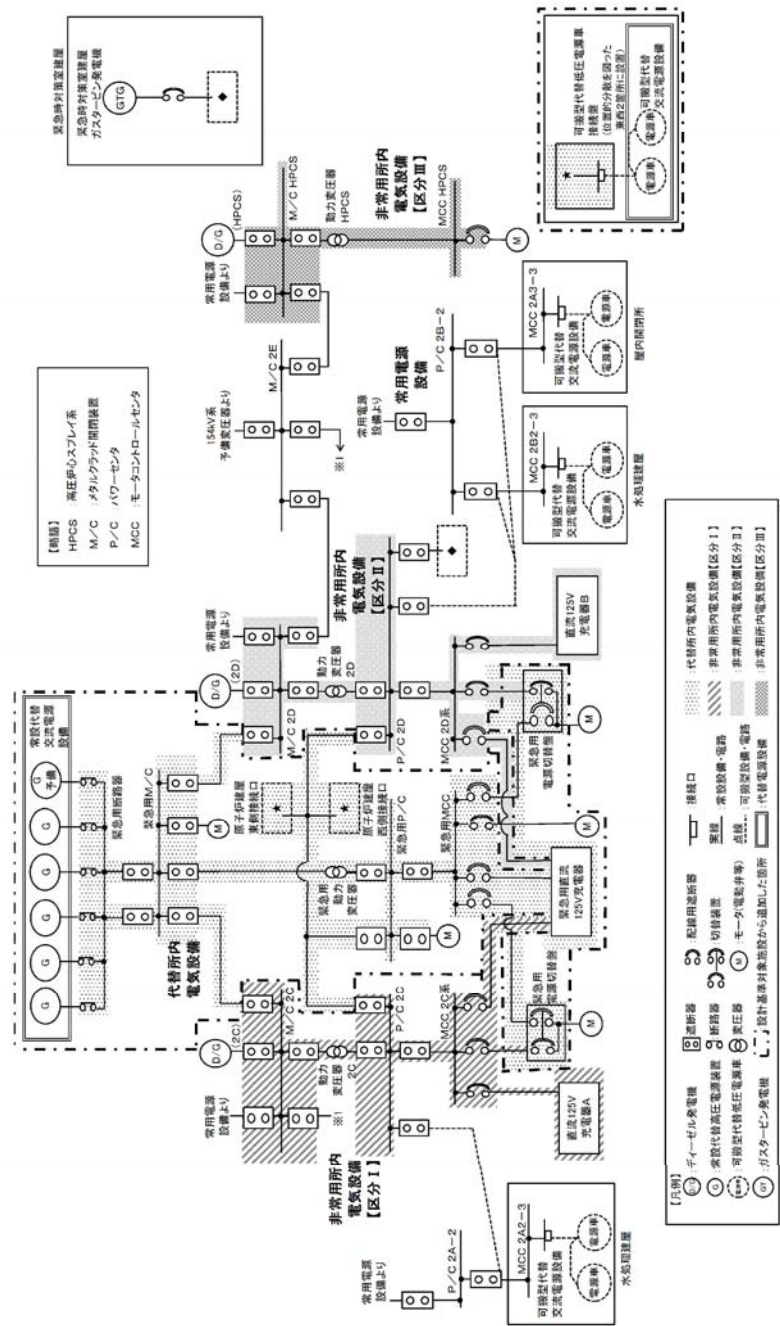
<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)

東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)

東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)

6/21 補正箇所の取扱い



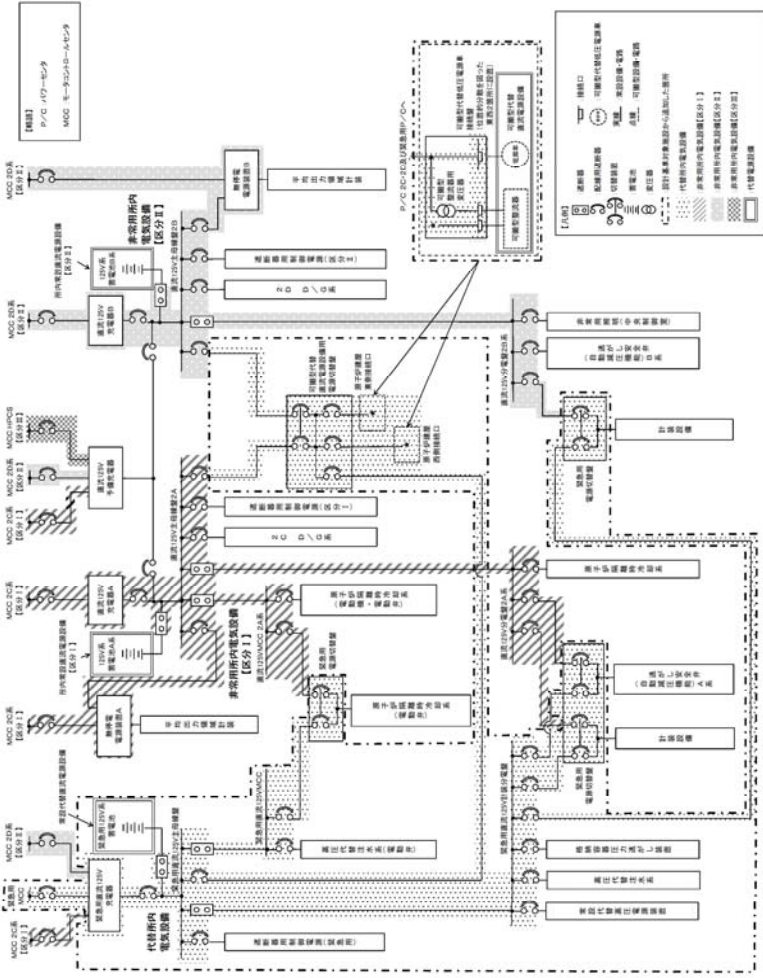
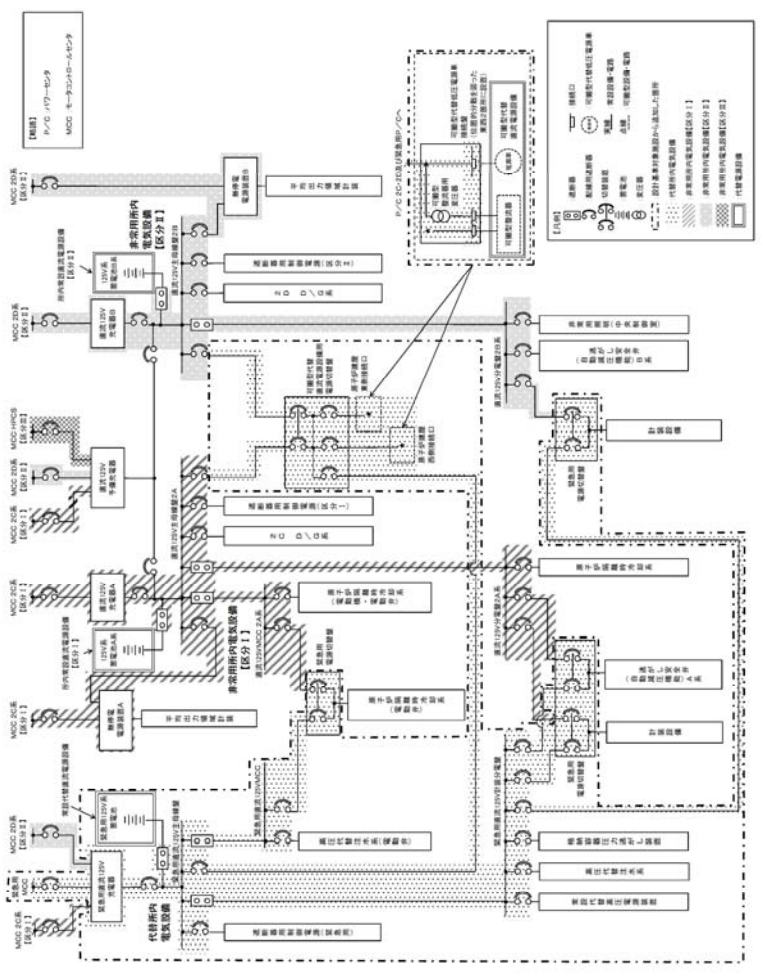
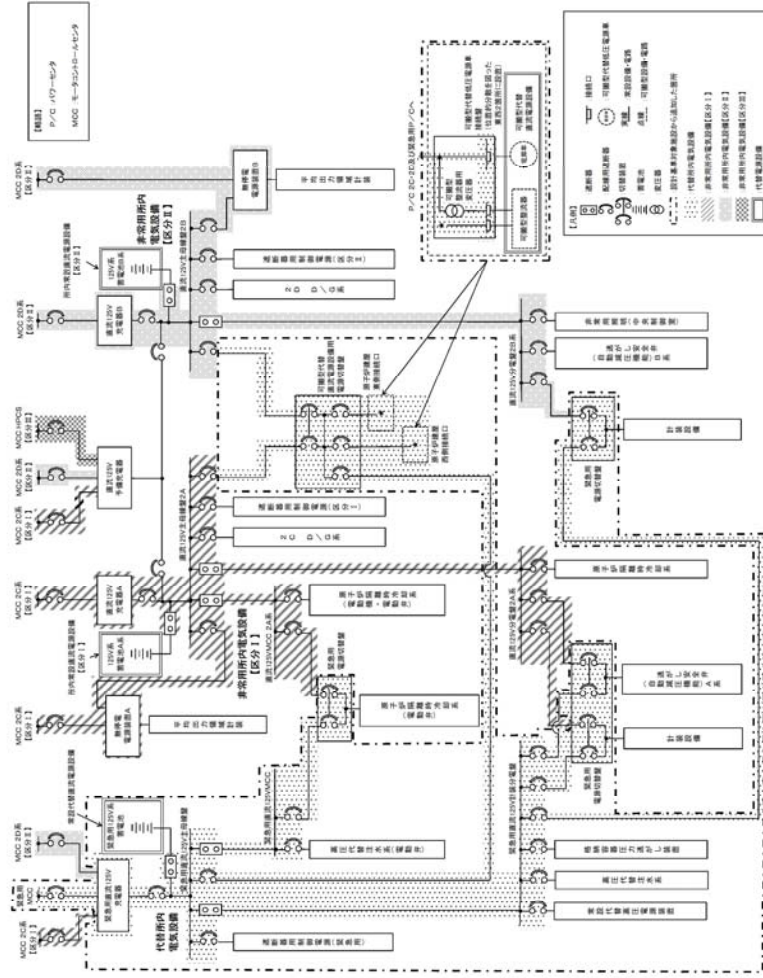
第1.14.1-3図 交流電源単線結線図

第1.14.1-3図 交流電源単線結線図

第1.14.1-3図 交流電源単線結線図

6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
			
<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（1/3）</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（1/3）</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（1/3）</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>・①変更なし：本文記載の設備区分との整合</p>
<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（2/3）</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（2/3）</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（2/3）</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（3/3）</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（3/3）</p>	<p>第1.14.1-4図 直流電源単線結線図（3/3）</p>	<p>・①変更なし：本文記載の設備区分との整合</p>

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第1.14.1-5図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第1.14.1-5図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第1.14.1-5図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<div data-bbox="92 304 866 1367" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="92 1381 866 1465">第1.14.2.1-1図 EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="166 1520 866 1562">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<div data-bbox="902 304 1665 1367" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="902 1381 1665 1465">第1.14.2.1-1図 EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="967 1520 1665 1562">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<div data-bbox="1706 304 2469 1367" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1706 1381 2469 1465">第1.14.2.1-1図 EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="1771 1520 2469 1562">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<div data-bbox="97 279 834 1318" style="border: 1px solid black; height: 495px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="97 1339 878 1423">第1.14.2.1-2 図 停止時EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="142 1472 834 1514">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<div data-bbox="905 279 1641 1318" style="border: 1px solid black; height: 495px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="905 1339 1685 1423">第1.14.2.1-2 図 停止時EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="949 1472 1641 1514">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	<div data-bbox="1730 279 2466 1318" style="border: 1px solid black; height: 495px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1712 1339 2493 1423">第1.14.2.1-2 図 停止時EOP「交流／直流電源供給回復」における対応フロー</p> <p data-bbox="1757 1472 2448 1514">□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

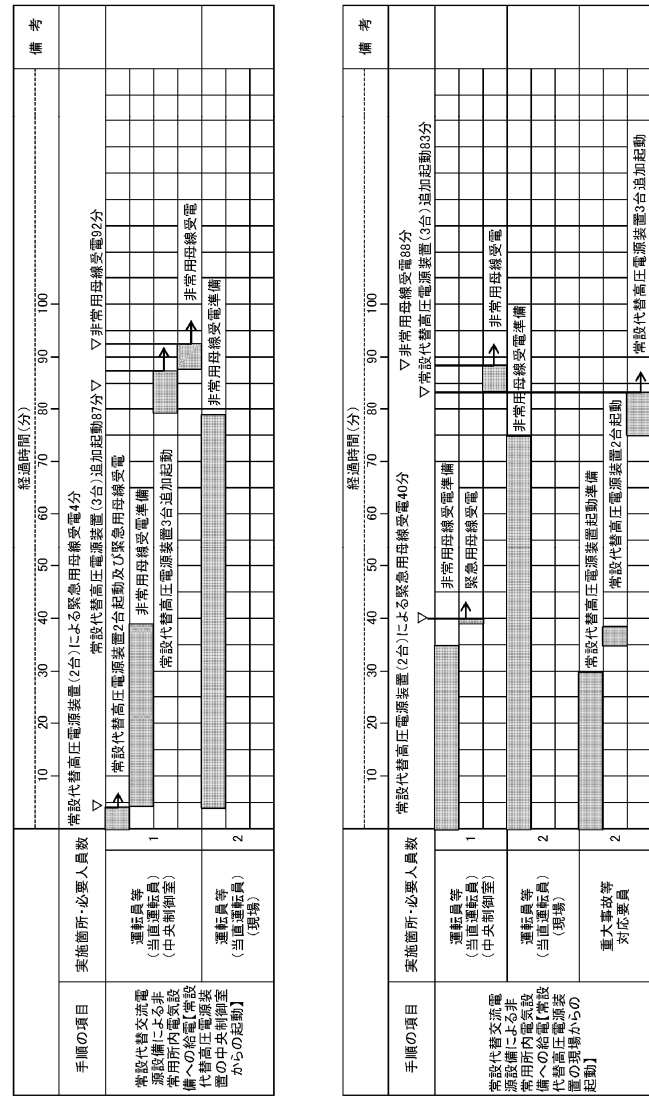
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>【凡例】 ①: 子ケーブル充電機 ②: 逆断器 ③: 配線用遮断器 ④: 接続口 ⑤: 常設代替高圧電源装置 ⑥: 断断器 ⑦: 切替装置 ⑧: 突線 ⑨: 常設設備・電路 ⑩: 可搬型代替低圧電源車 ⑪: 変圧器 ⑫: モーター電動弁等 ⑬: 可搬型設備・電路</p> <p>※ 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【凡例】 ①: 子ケーブル充電機 ②: 逆断器 ③: 配線用遮断器 ④: 接続口 ⑤: 常設代替高圧電源装置 ⑥: 断断器 ⑦: 切替装置 ⑧: 突線 ⑨: 常設設備・電路 ⑩: 可搬型代替低圧電源車 ⑪: 変圧器 ⑫: モーター電動弁等 ⑬: 可搬型設備・電路</p> <p>※ 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【凡例】 ①: 子ケーブル充電機 ②: 逆断器 ③: 配線用遮断器 ④: 接続口 ⑤: 常設代替高圧電源装置 ⑥: 断断器 ⑦: 切替装置 ⑧: 突線 ⑨: 常設設備・電路 ⑩: 可搬型代替低圧電源車 ⑪: 変圧器 ⑫: モーター電動弁等 ⑬: 可搬型設備・電路</p> <p>※ 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1.14.2.1-3 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-3 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-3 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の概要図</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 1-4 図 常設代替電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	<p>第 1. 14. 2. 1-4 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	<p>第 1. 14. 2. 1-4 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

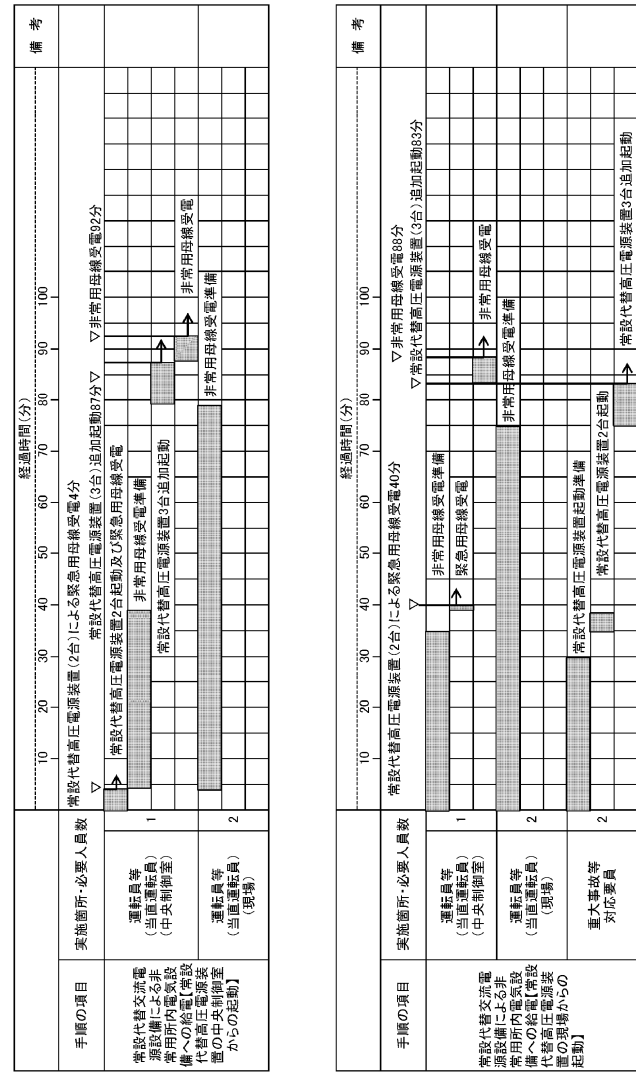
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)



※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

第 1.14.2.1-4 図 常設代替電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)

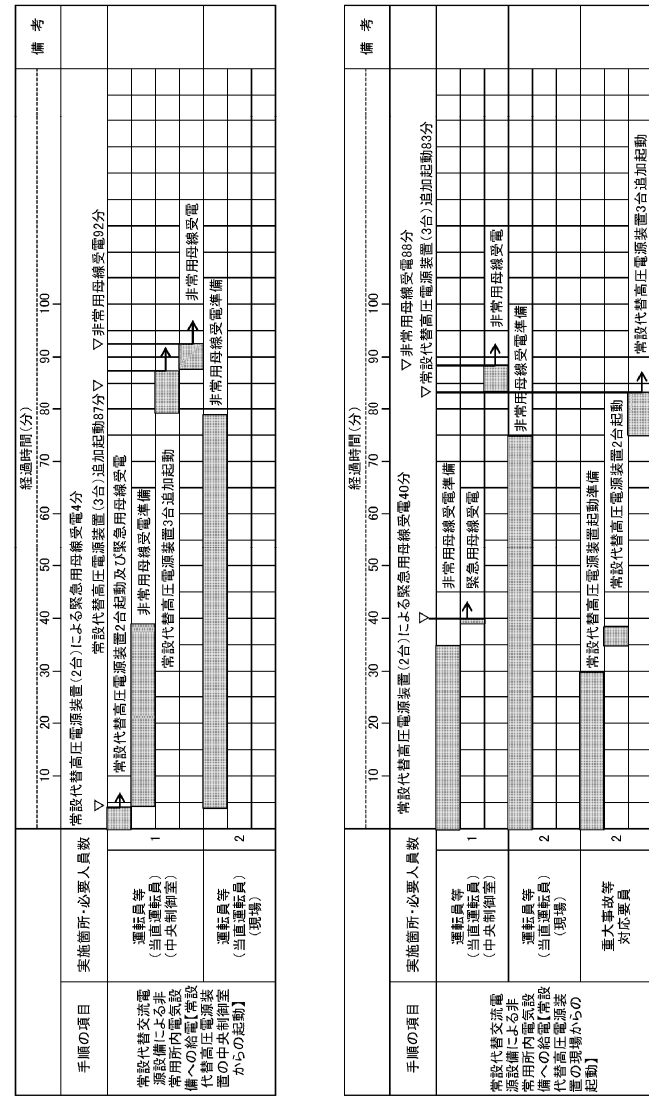
東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)



※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

第 1.14.2.1-4 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)

東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)



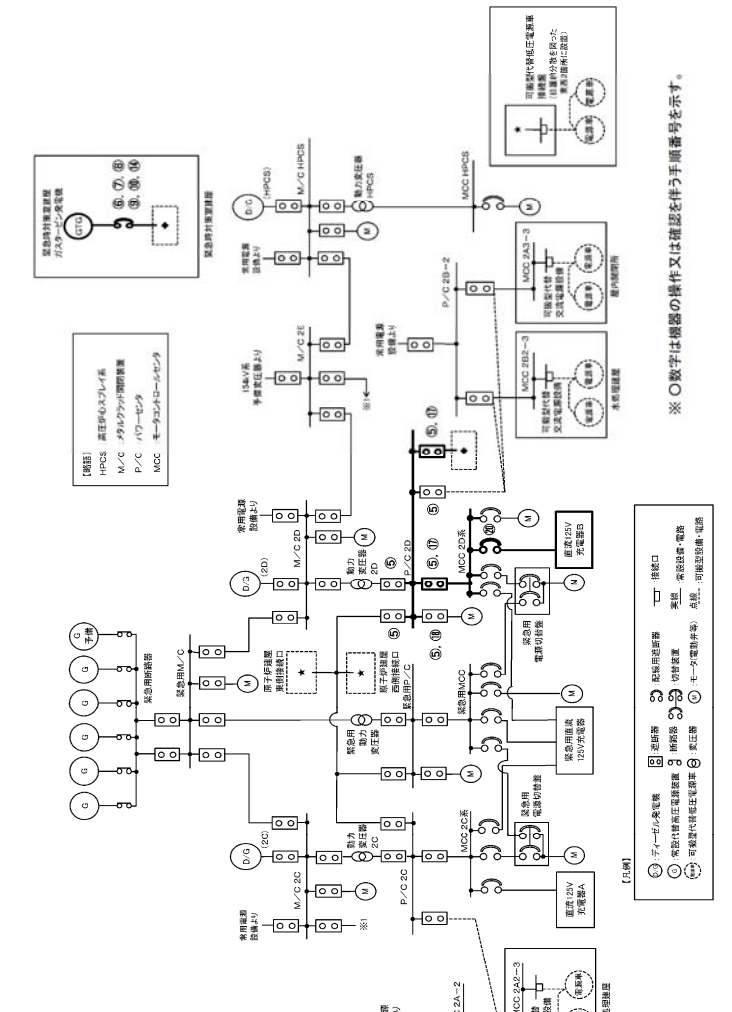
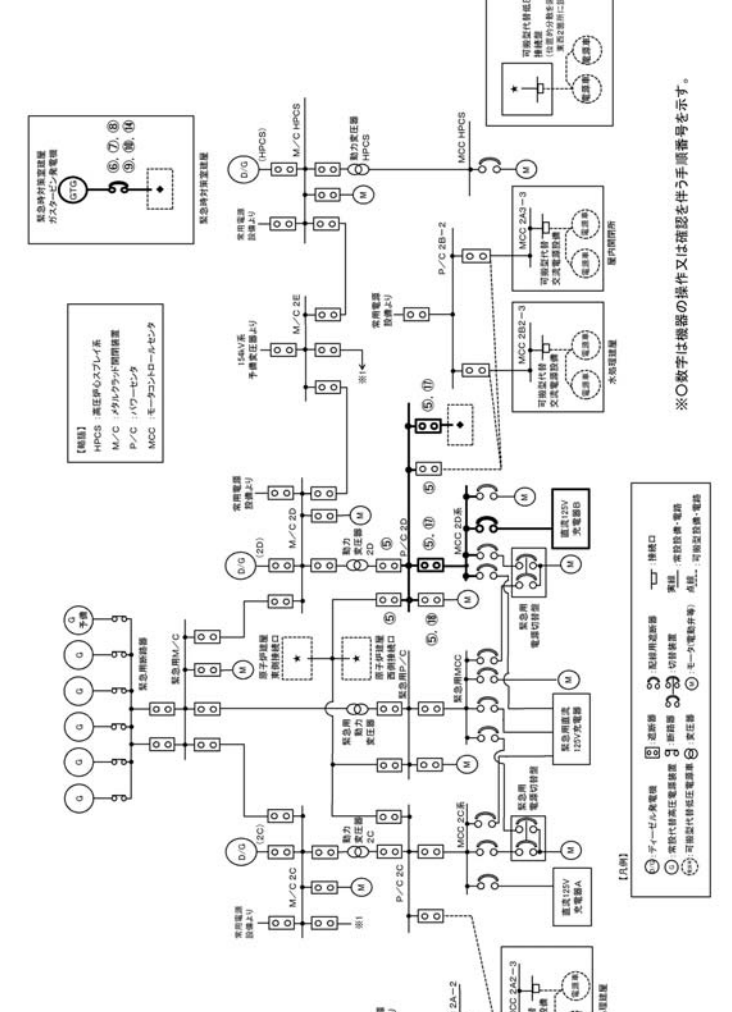
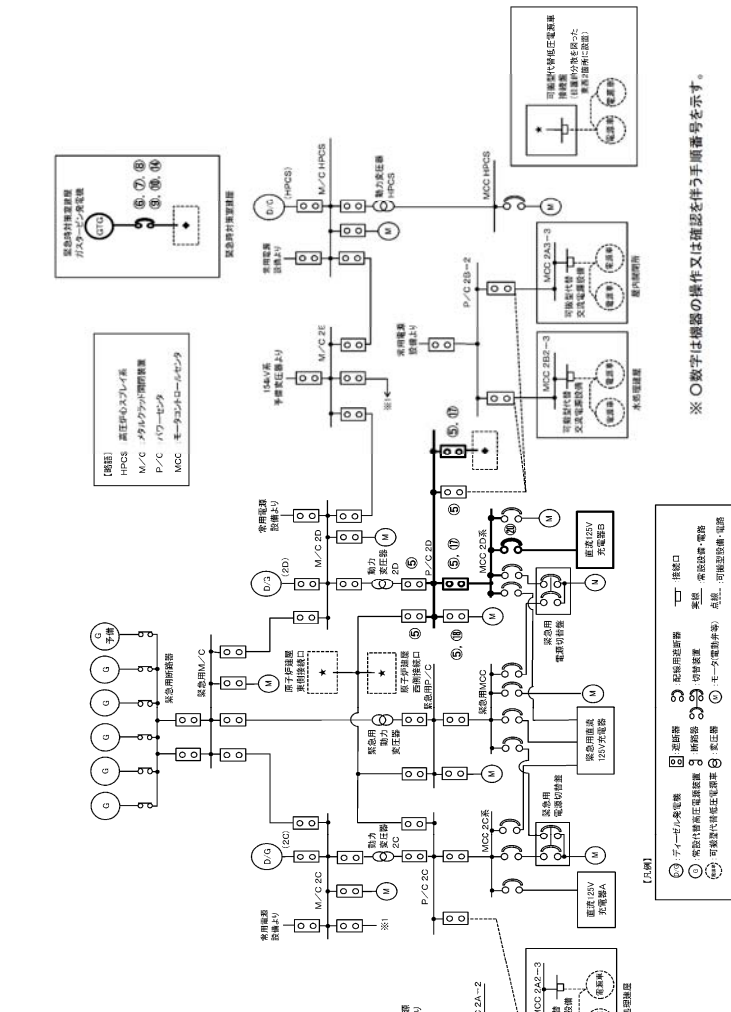
※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

第 1.14.2.1-4 図 常設代替高圧電源装置によるM/C 2C 又はM/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)

6/21 補正箇所の取扱い

・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2C受電の概要図</p> <p>※○数字は機器の仕様又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の概要図</p> <p>※○数字は機器の仕様又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の概要図</p> <p>※○数字は機器の仕様又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・①変更なし：誤記の修正</p>
<p>第 1.14.2.1-5 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2C受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-5 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-5 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の概要図</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

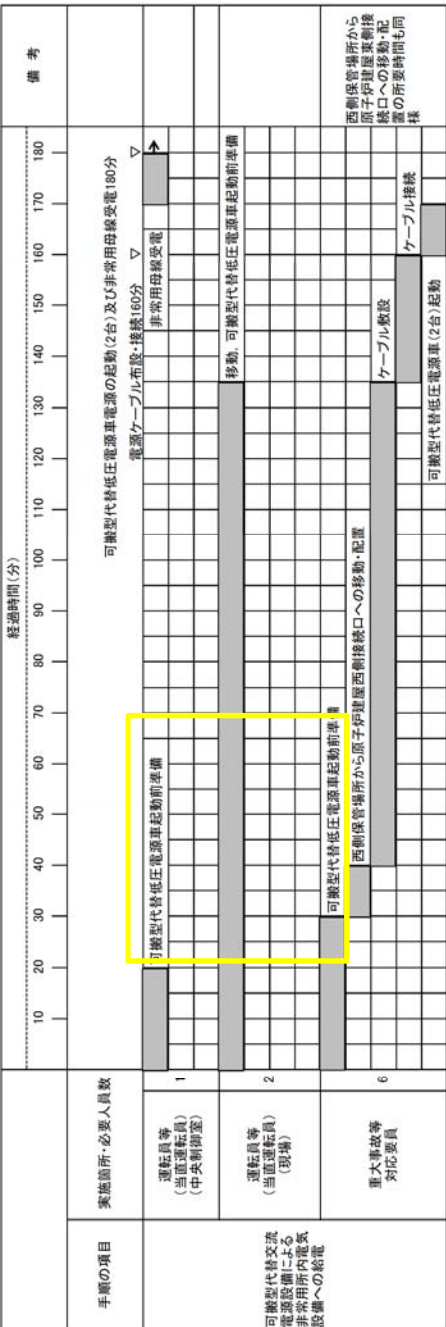
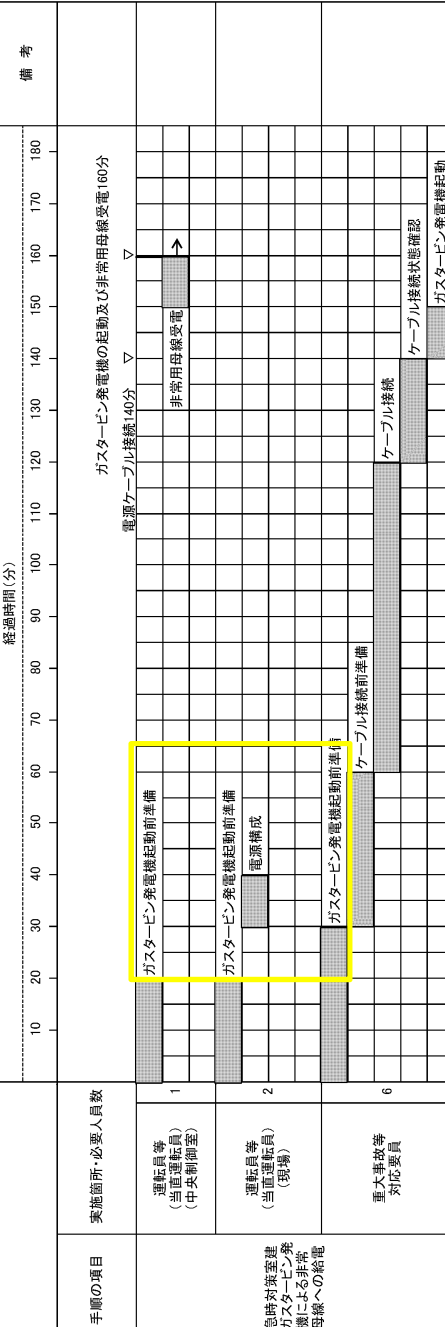
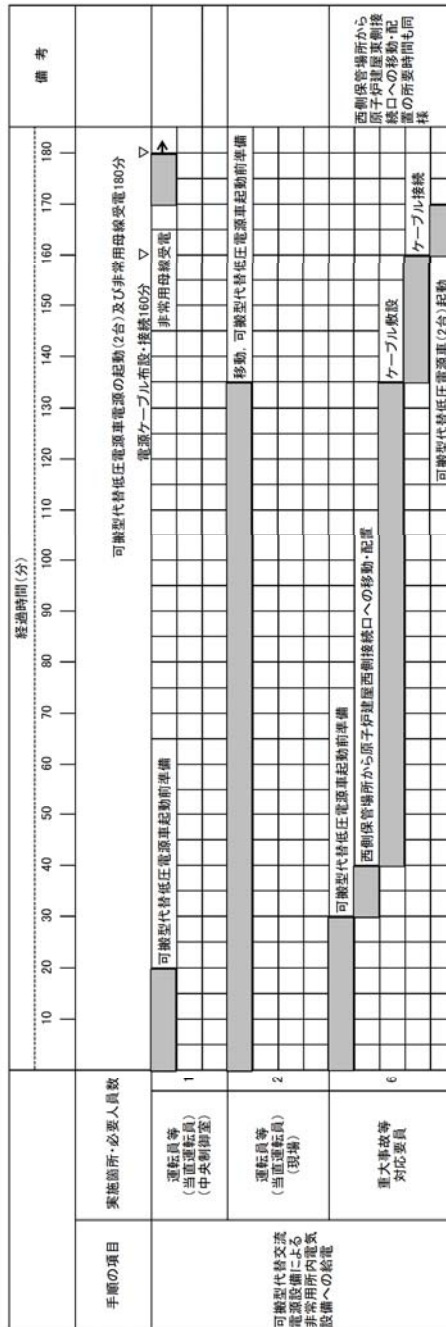
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）</p>	<p>東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）</p>	<p>東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①変更なし：タイムチャートバー記載位置適正化（時間変更なし） 作業タスク名称の追記
<p>第 1. 14. 2. 1-6 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 1-6 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 1-6 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②：変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③：変更あり (②以外の修正)

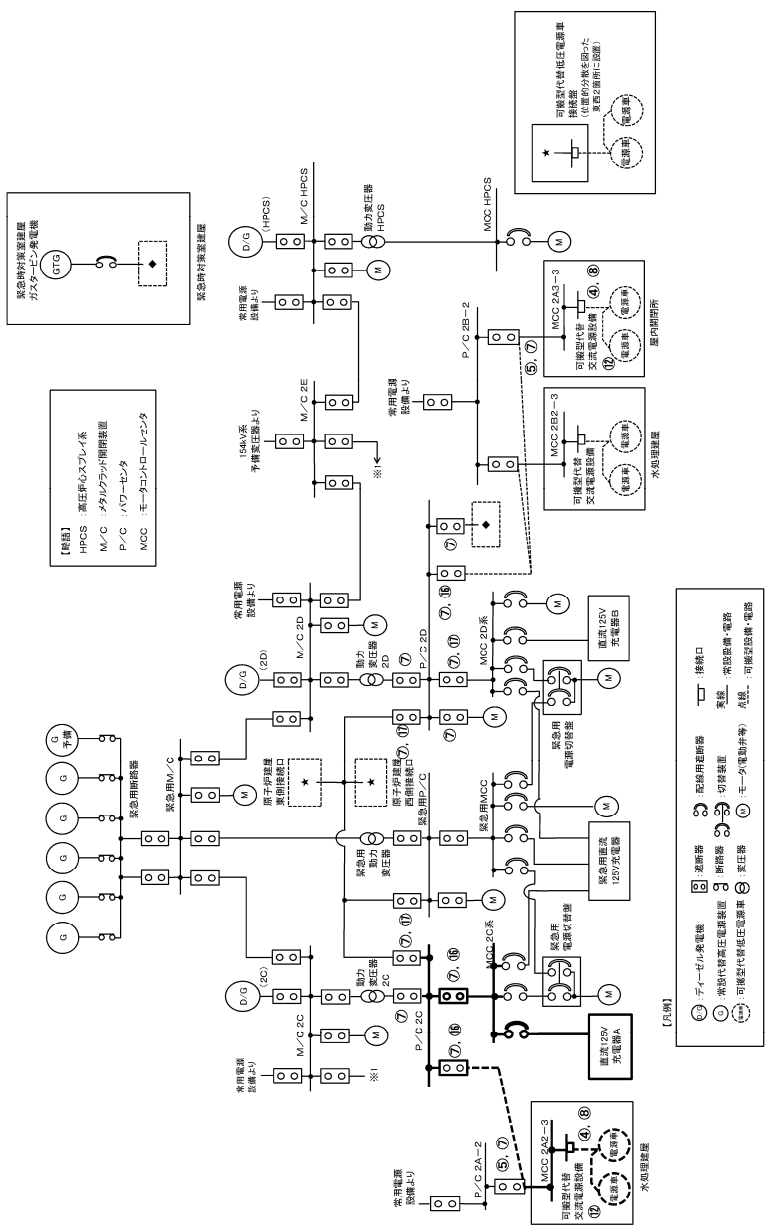
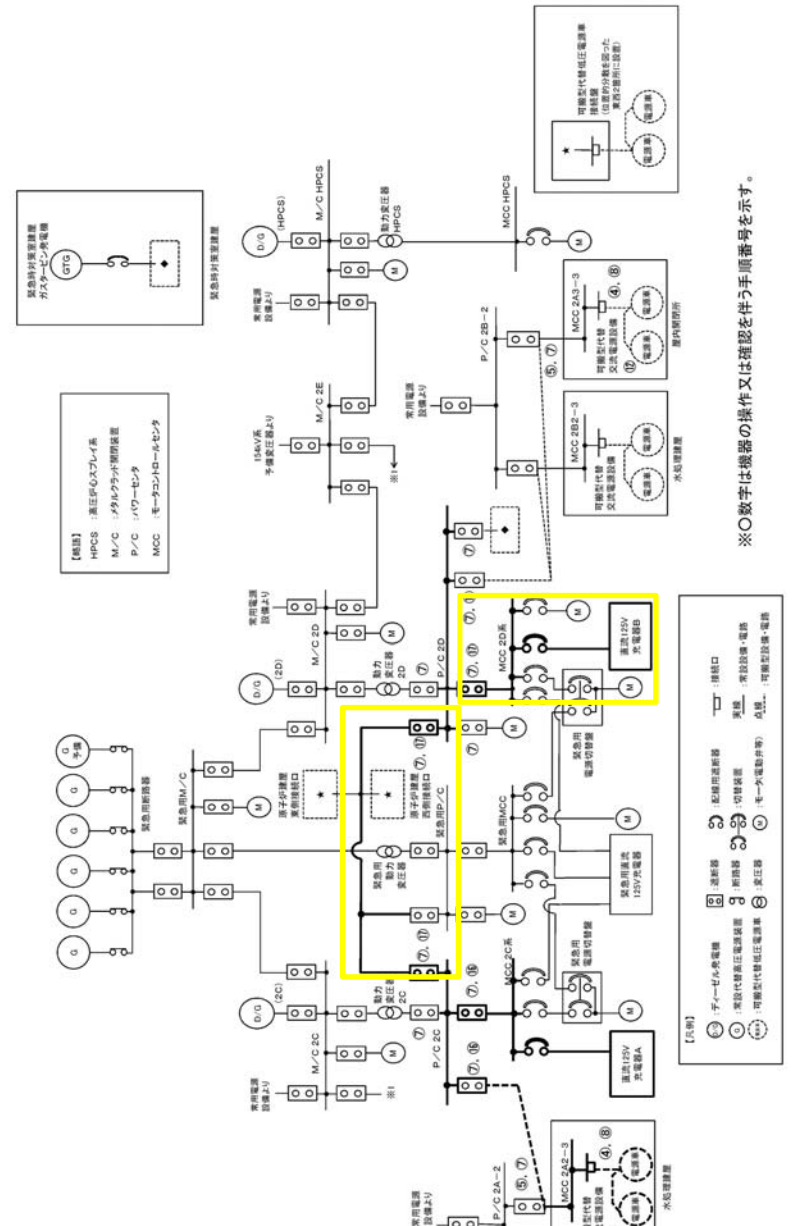
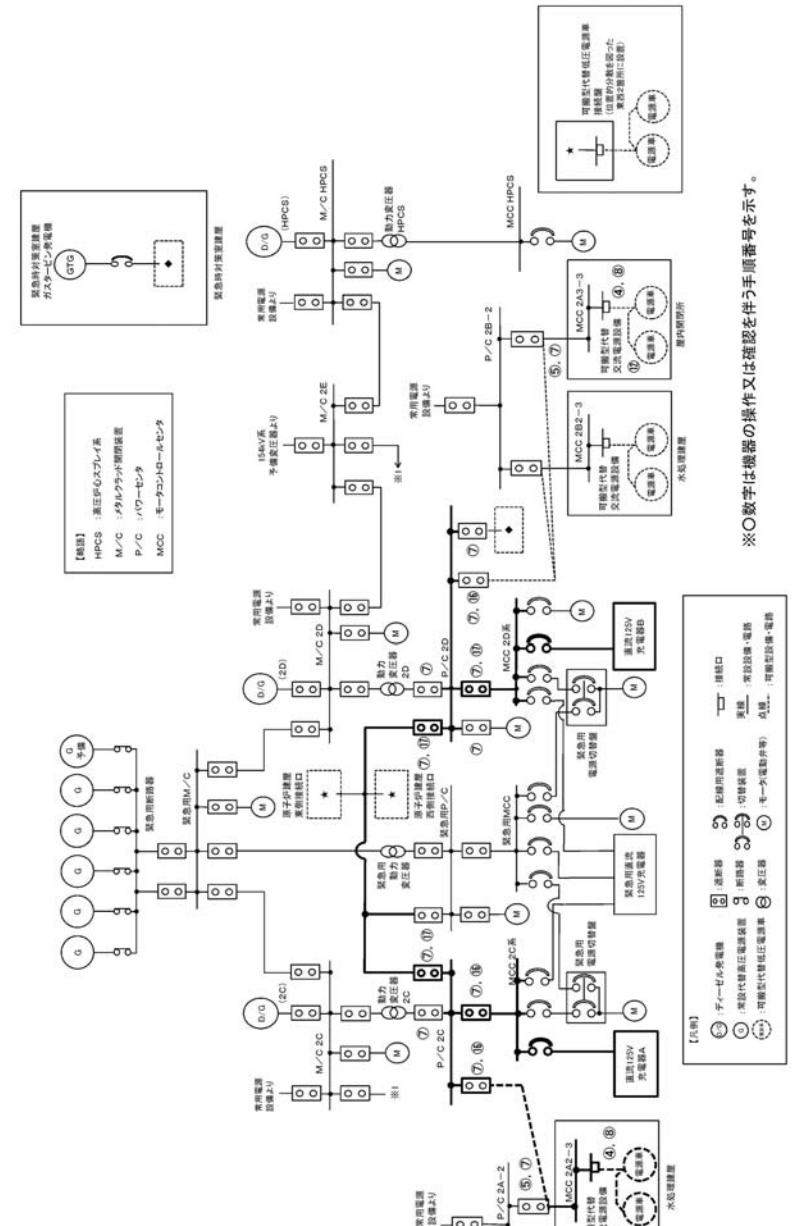
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>【図説】 高圧中心スプレイ系 HPCS : タルプラクが閉鎖装置 M/C : パワーセンタ P/C : パワーセンタ MCC : モーターコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の動作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【図説】 高圧中心スプレイ系 HPCS : タルプラクが閉鎖装置 M/C : パワーセンタ P/C : パワーセンタ MCC : モーターコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の動作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【図説】 高圧中心スプレイ系 HPCS : タルプラクが閉鎖装置 M/C : パワーセンタ P/C : パワーセンタ MCC : モーターコントロールセンタ</p> <p>※○数字は機器の動作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1.14.2.1-7 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替 低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東 側) 接続) の起動並びに P/C 2C 及び P/C 2D 受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-7 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替 低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東 側) 接続) の起動並びに P/C 2C 及び P/C 2D 受電の概要図</p>	<p>第 1.14.2.1-7 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替 低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東 側) 接続) の起動並びに P/C 2C 及び P/C 2D 受電の概要図</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1 1. 1 4）比較表 【対象項目： 第57条】

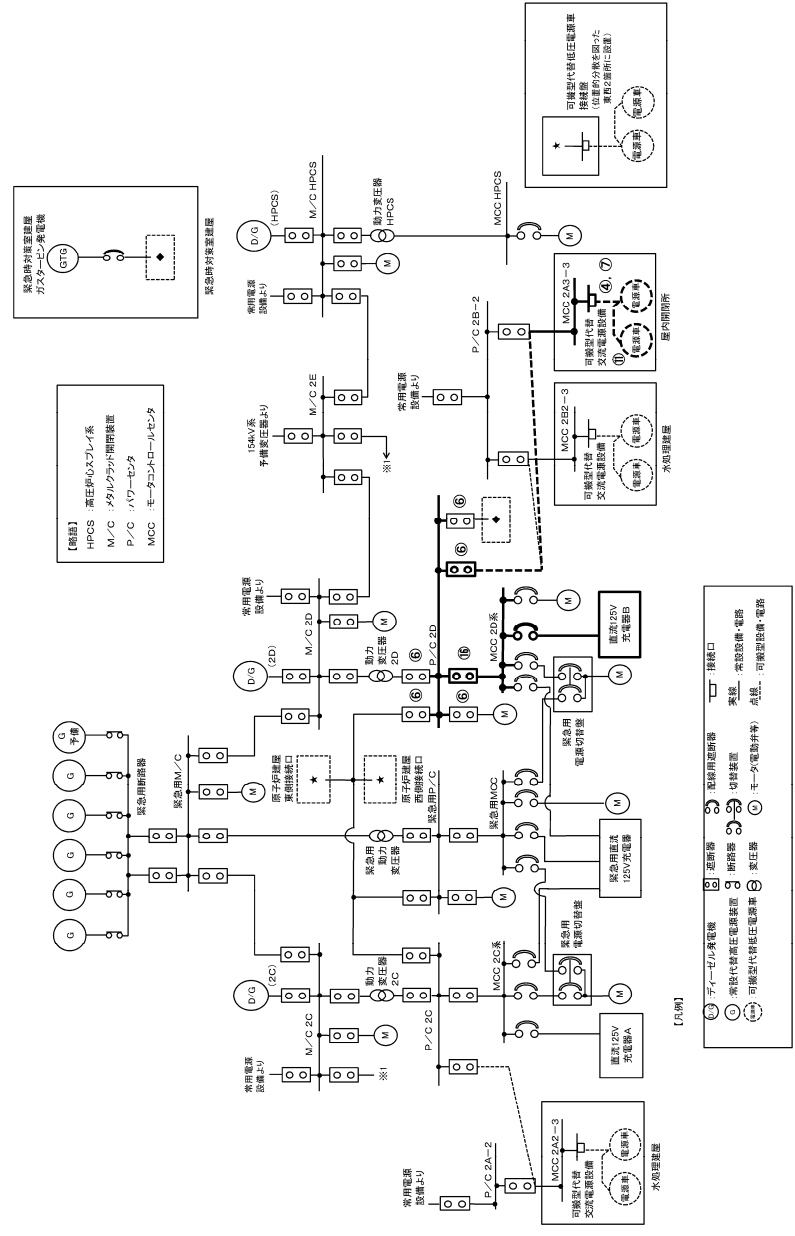
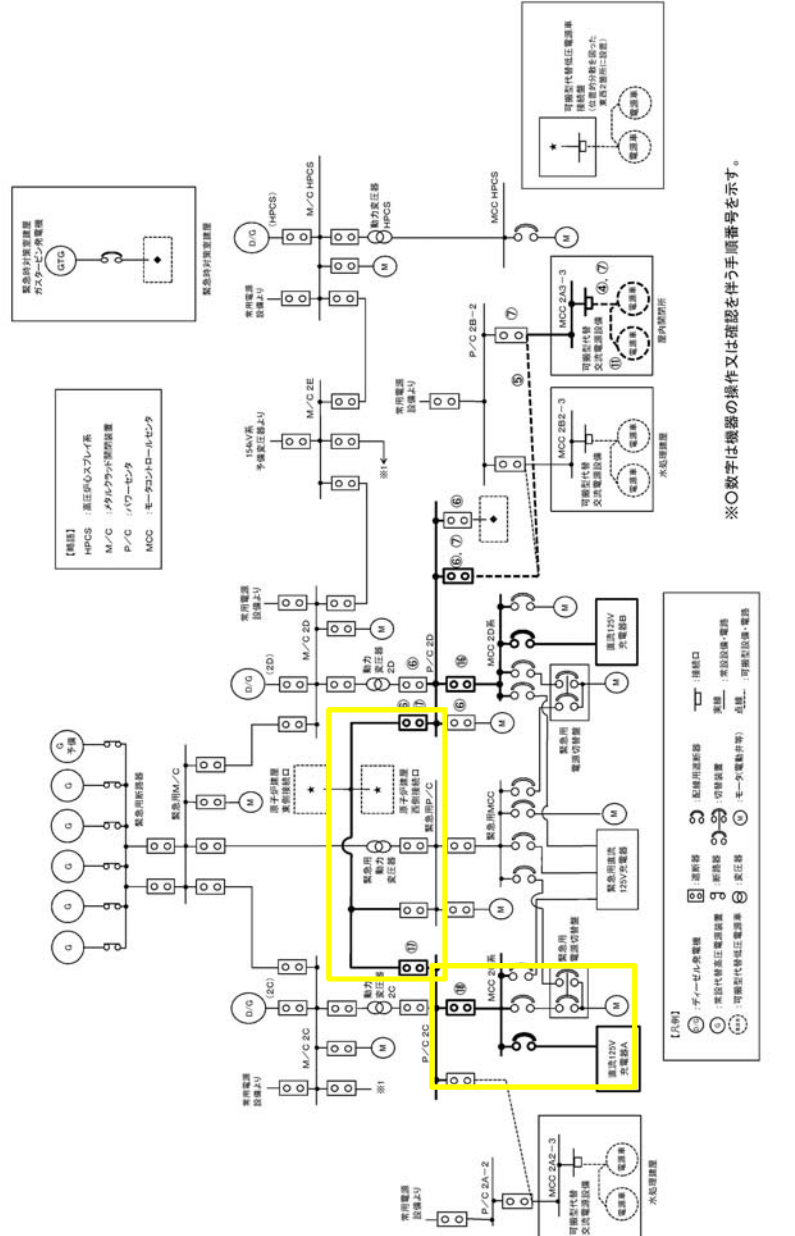
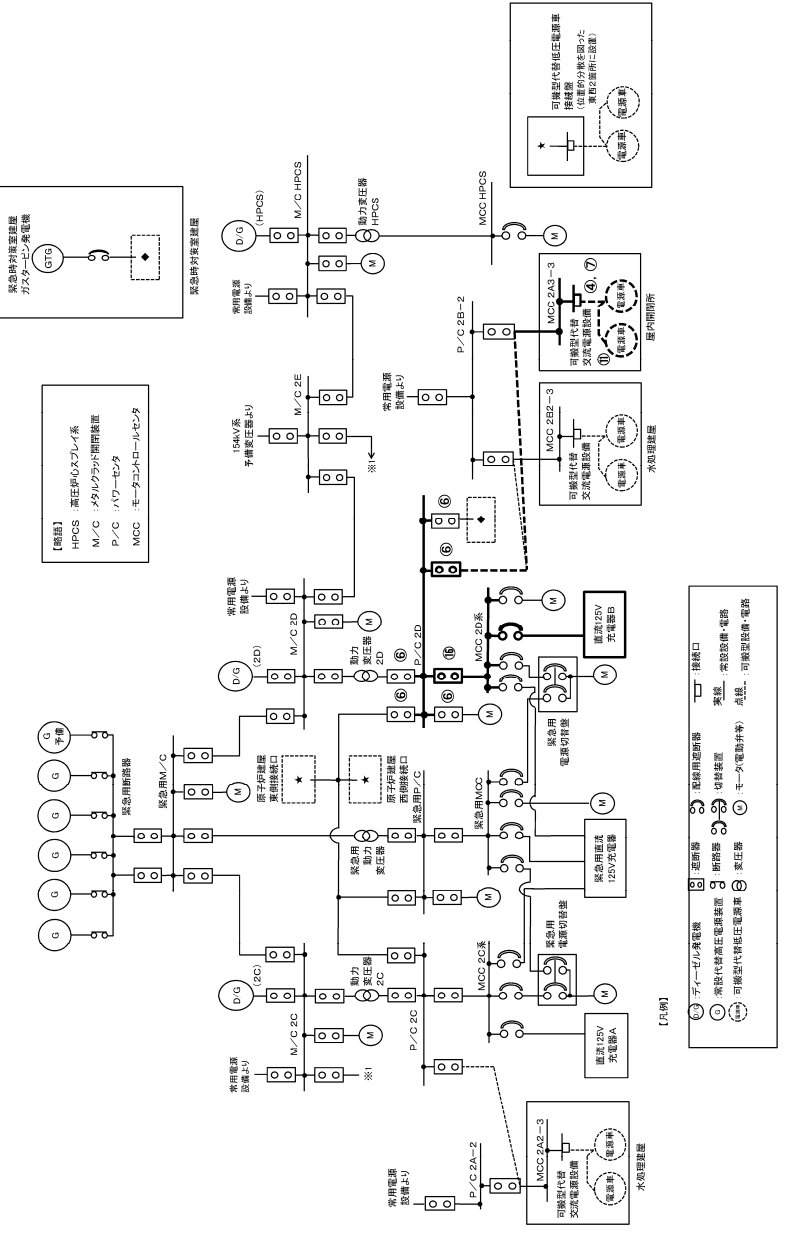
<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第 1. 14. 2. 1-8 図 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替 低圧電源車接続盤（西側）又は（東 側）接続）の起動並びにP/C 2C 及びP/C 2D受電手順のタイムチ ャート</p>	 <p>第 1. 14. 2. 1-8 図 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替 低圧電源車接続盤（西側）又は（東 側）接続）の起動並びにP/C 2C 及びP/C 2D受電手順のタイムチ ャート</p>	 <p>第 1. 14. 2. 1-8 図 可搬型代替交流電源設備（可搬型代替 低圧電源車接続盤（西側）又は（東 側）接続）の起動並びにP/C 2C 及びP/C 2D受電手順のタイムチ ャート</p>	<p>・②変更あり：これまでの の審査を踏まえた変更</p>

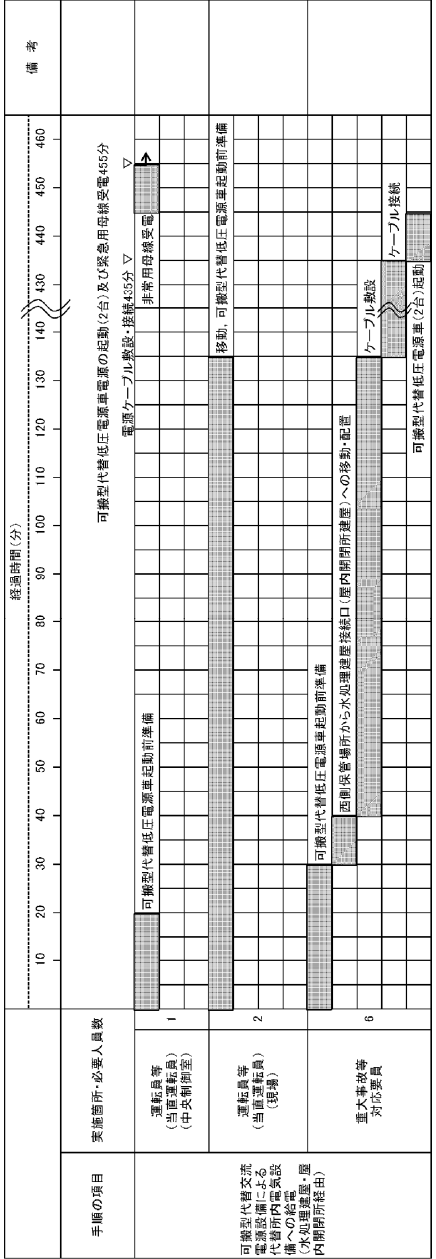
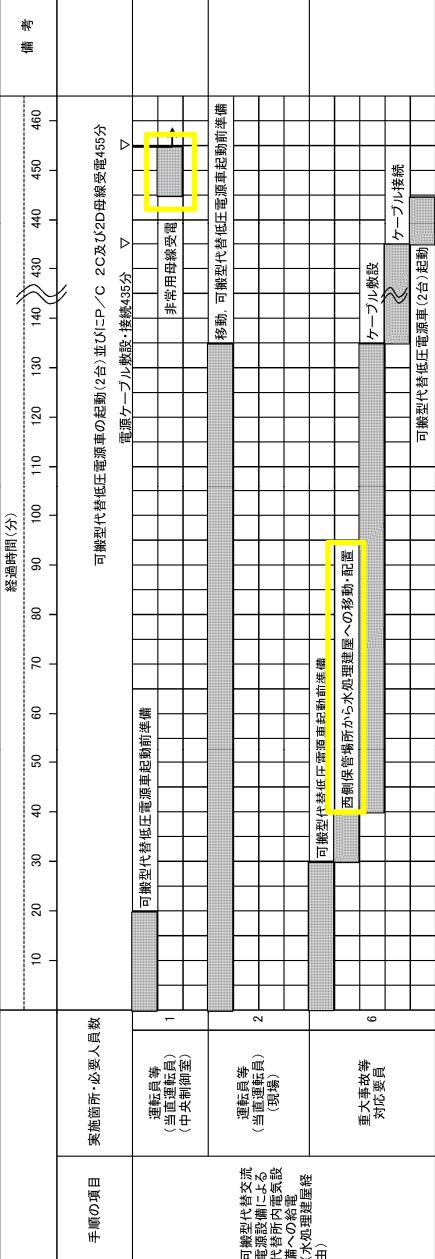
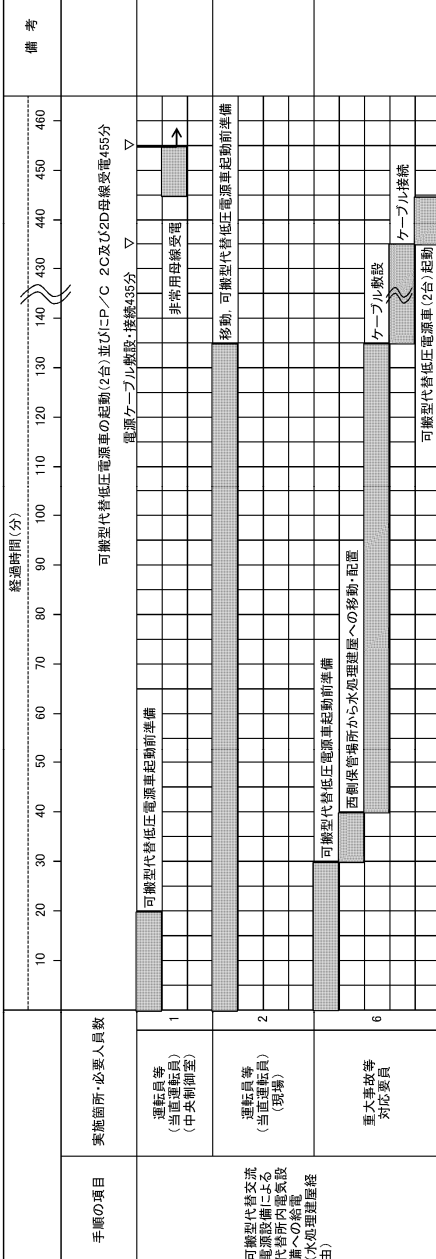
<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (1/2)</p>	 <p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (1/2)</p>	 <p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (1/2)</p>	<p>・①変更なし: 受電範囲の太線位置適正化</p>

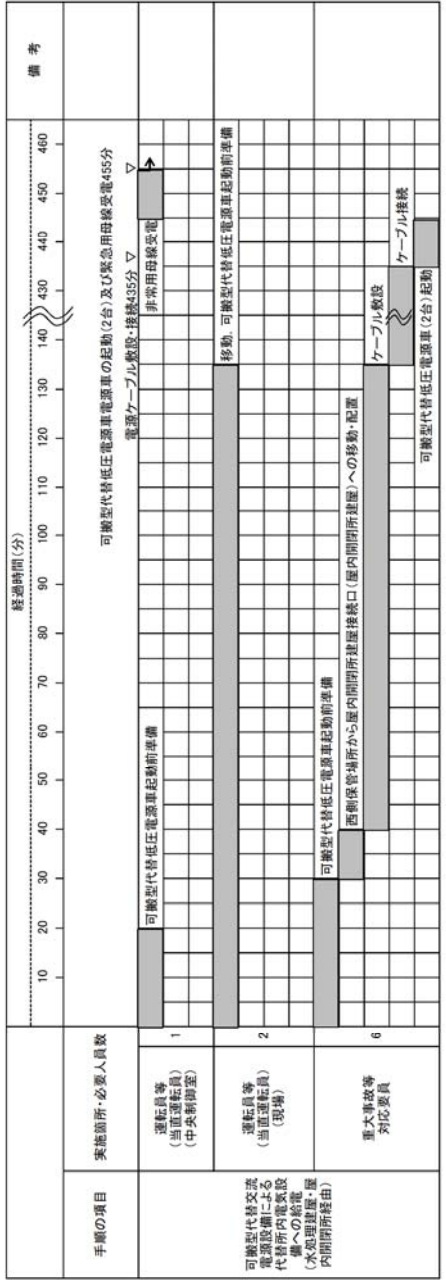
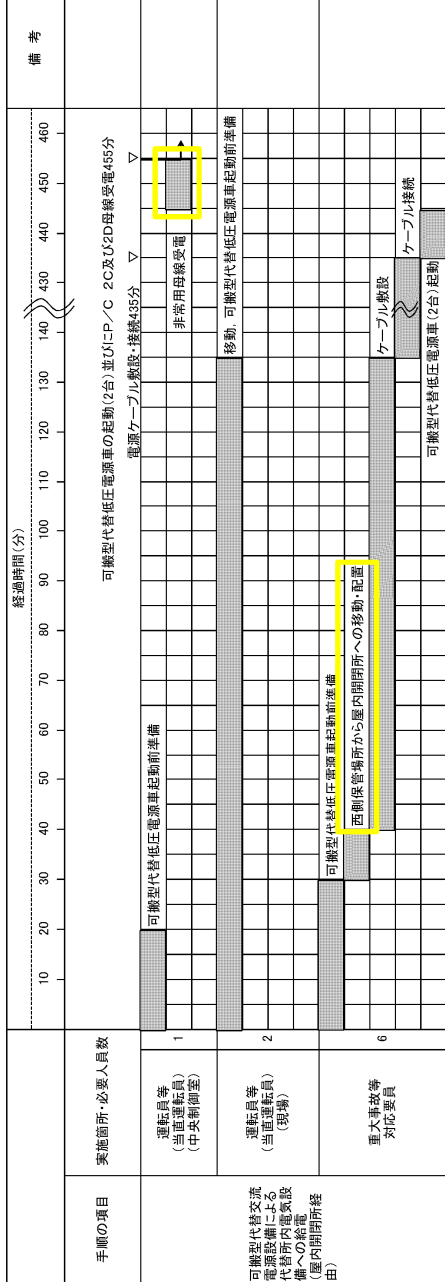
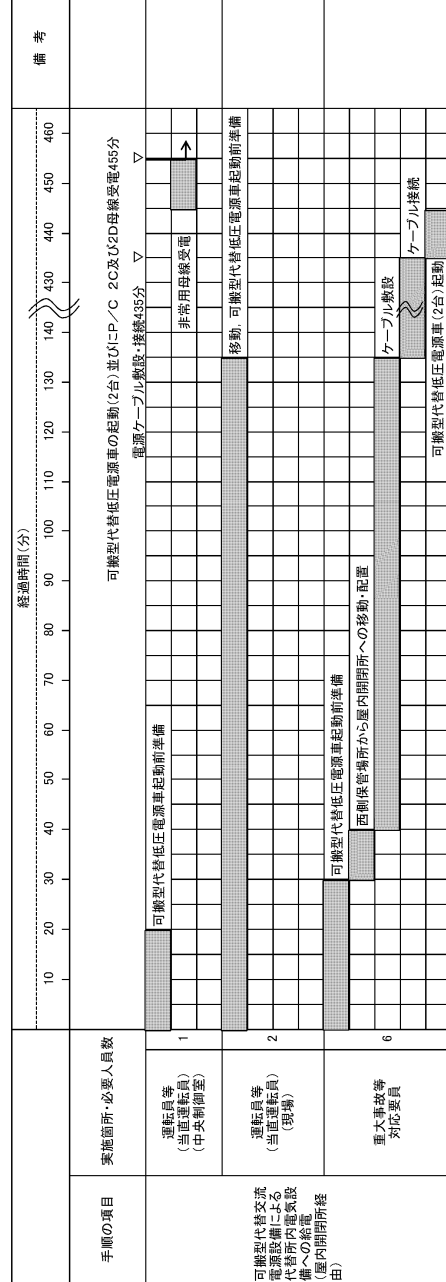
<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>【屋内開閉所での接続】</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (2/2)</p>	 <p>【屋内開閉所での接続】</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (2/2)</p>	 <p>【屋内開閉所での接続】</p> <p>第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MCCへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の概要図 (2/2)</p>	<p>・①変更なし: 受電範囲の太線位置適正化</p>

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>経過時間(分)</p> <p>備考</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>1 運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</p> <p>2 運転員等 (当直運転員) (現場)</p> <p>6 重大事故等 対応要員</p> <p>手順の項目</p> <p>可搬型代替交流電源設備による電源設備への給電 (水処理建屋内閉鎖所経由)</p>	 <p>経過時間(分)</p> <p>備考</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>1 運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</p> <p>2 運転員等 (当直運転員) (現場)</p> <p>6 重大事故等 対応要員</p> <p>手順の項目</p> <p>可搬型代替交流電源設備による電源設備への給電 (水処理建屋内閉鎖所経由)</p>	 <p>経過時間(分)</p> <p>備考</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>1 運転員等 (当直運転員) (中央制御室)</p> <p>2 運転員等 (当直運転員) (現場)</p> <p>6 重大事故等 対応要員</p> <p>手順の項目</p> <p>可搬型代替交流電源設備による電源設備への給電 (水処理建屋内閉鎖所経由)</p>	<p>・①変更なし: タイムチャートバー記載位置適正化 (時間変更なし) 作業タスク名称修正</p>
<p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	<p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	<p>(水処理建屋での接続)</p> <p>第 1.14.2.1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (1/2)</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	 <p>可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	 <p>可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	<p>・①変更なし: タイムチャートバー記載位置適正化 (時間変更なし) 作業タスク名称修正</p>
<p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	<p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	<p>(屋内開閉所での接続)</p> <p>第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備 (常用MC Cへの接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電手順のタイムチャート (2/2)</p>	

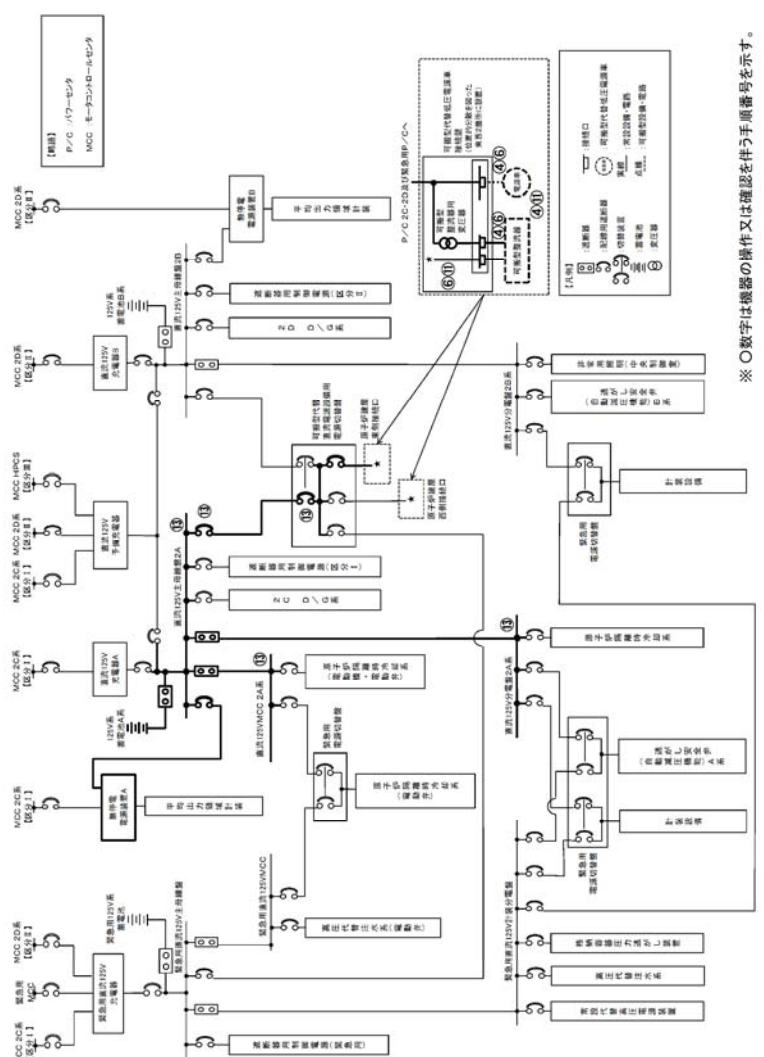
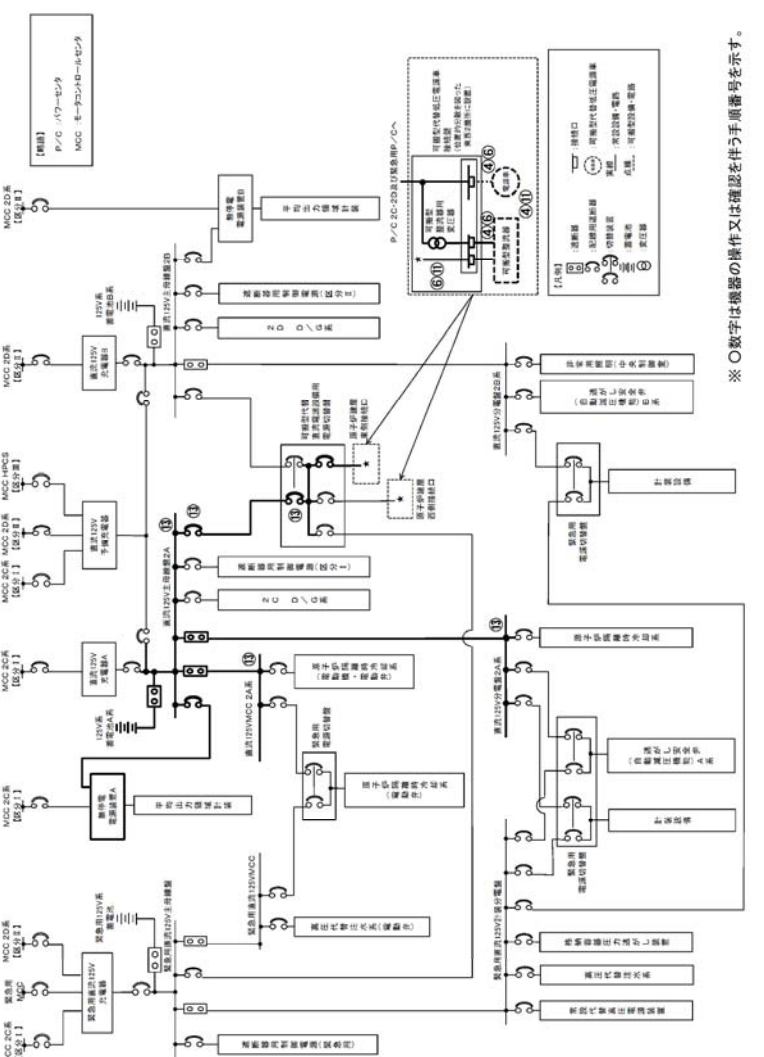
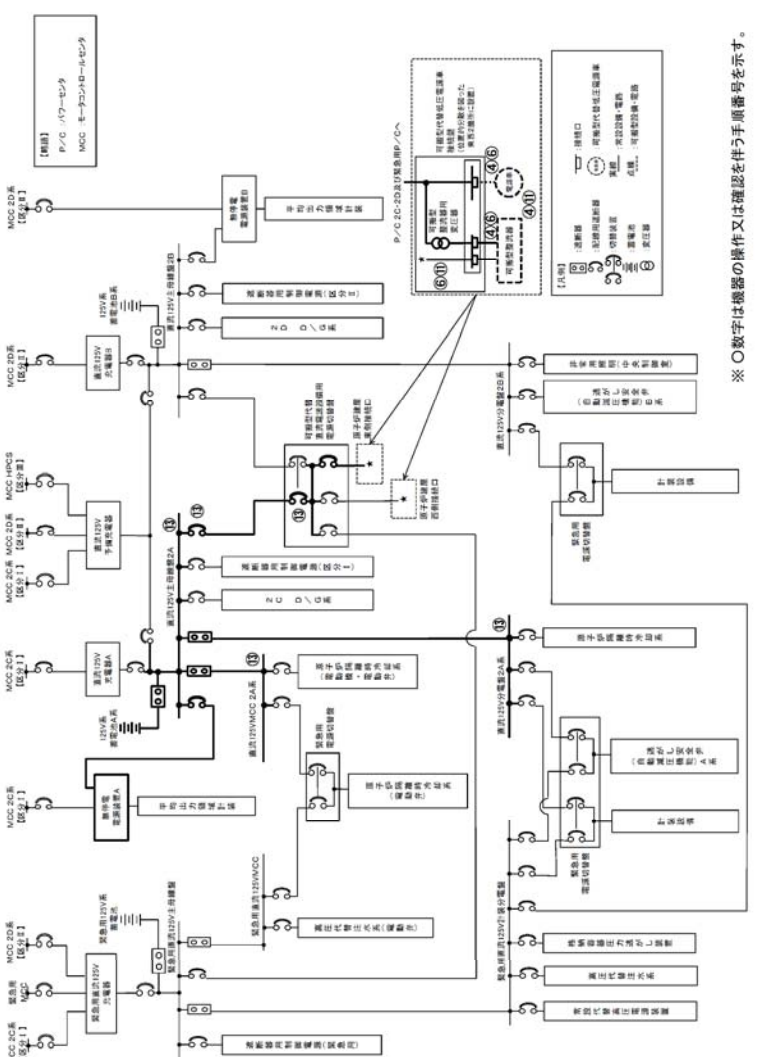
<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第1.14.2.2-1 図 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.2-1 図 所内常設直流電源設備による給電手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.2-1 図 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要図</p>	

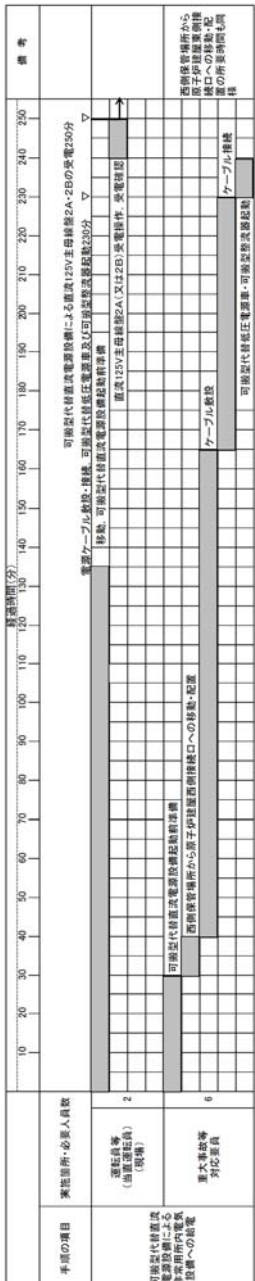
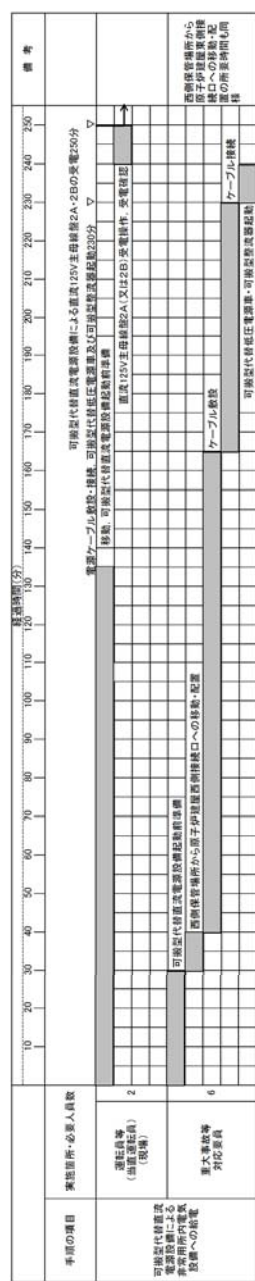
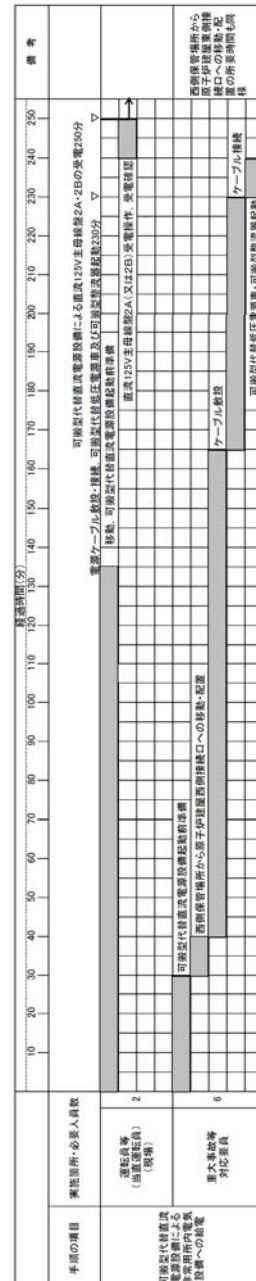
<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>経過時間(時間)</p> <p>1 8 9 20 21 22 23 24</p> <p>中央制御室内において簡易な操作による不要負荷の切り離し 不要負荷切り離し 完了 1時間</p> <p>不要負荷の切り離し</p> <p>不要負荷の切り離し 完了 9時間</p> <p>24時間</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線強2A・2Bへの自動給電</p> <p>給電開始後24時間連続給電</p> <p>手順の項目</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</p> <p>運転員等 (当直運転員) (現場) 2</p> <p>運転員等操作なし 0</p> <p>所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p>	<p>経過時間(時間)</p> <p>1 8 9 20 21 22 23 24</p> <p>中央制御室内において簡易な操作による不要負荷の切り離し 不要負荷切り離し 完了 1時間</p> <p>不要負荷の切り離し</p> <p>不要負荷の切り離し 完了 9時間</p> <p>24時間</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線強2A・2Bへの自動給電</p> <p>給電開始後24時間連続給電</p> <p>手順の項目</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</p> <p>運転員等 (当直運転員) (現場) 2</p> <p>運転員等操作なし 0</p> <p>所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p>	<p>経過時間(時間)</p> <p>1 8 9 20 21 22 23 24</p> <p>中央制御室内において簡易な操作による不要負荷の切り離し 不要負荷切り離し 完了 1時間</p> <p>不要負荷の切り離し</p> <p>不要負荷の切り離し 完了 9時間</p> <p>24時間</p> <p>125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線強2A・2Bへの自動給電</p> <p>給電開始後24時間連続給電</p> <p>手順の項目</p> <p>実施箇所・必要人員数</p> <p>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</p> <p>運転員等 (当直運転員) (現場) 2</p> <p>運転員等操作なし 0</p> <p>所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 2-2 図 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-2 図 所内常設直流電源設備による給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-2 図 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 2-3 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-3 図 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-3 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順の概要図</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線2A・2Bの受電20分 移動、可搬型代替直流電源設備受電車及び可搬型代替直流電源設備20分 直流125V主母線2A・2B受電車、受電車 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル敷設 可搬型代替直流電源車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋西側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋東側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋西側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続</p>	 <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線2A・2Bの受電20分 移動、可搬型代替直流電源設備受電車及び可搬型代替直流電源設備20分 直流125V主母線2A・2B受電車、受電車 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル敷設 可搬型代替直流電源車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋西側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋東側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋西側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続</p>	 <p>可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線2A・2Bの受電20分 移動、可搬型代替直流電源設備受電車及び可搬型代替直流電源設備20分 直流125V主母線2A・2B受電車、受電車 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル敷設 可搬型代替直流電源車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋西側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋東側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続 可搬型代替直流電源設備受電車から原子炉建屋西側接続口への移動・配置 可搬型代替直流電源設備受電車、可搬型代替直流電源設備 ケーブル接続</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 2-4 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-4 図 可搬型代替直流電源設備による給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 2-4 図 可搬型代替直流電源設備（可搬型代替交流電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）による給電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>【凡例】 HPCS 高圧中心スプレイ系 M/C マルチプル開閉装置 P/C ハワーセンタ MCC モータコントロールセンタ</p> <p>※: 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【凡例】 HPCS 高圧中心スプレイ系 M/C マルチプル開閉装置 P/C ハワーセンタ MCC モータコントロールセンタ</p> <p>※: 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>【凡例】 HPCS 高圧中心スプレイ系 M/C マルチプル開閉装置 P/C ハワーセンタ MCC モータコントロールセンタ</p> <p>※: 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1.14.2.3-1 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備 (緊急用M/C経由, M/C 2Cへ給電の場合) への給電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-1 図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.3-1 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備 (緊急用M/C経由, M/C 2Cへ給電の場合) への給電手順の概要図</p>	

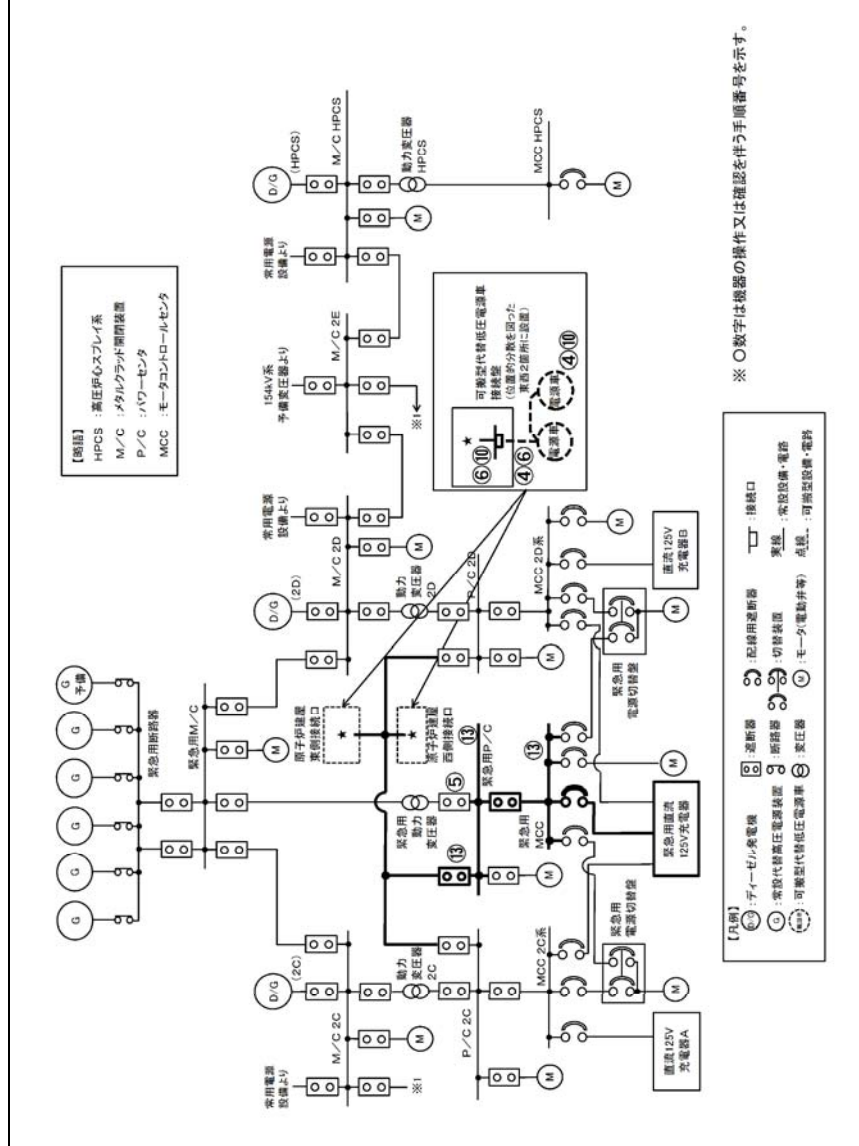
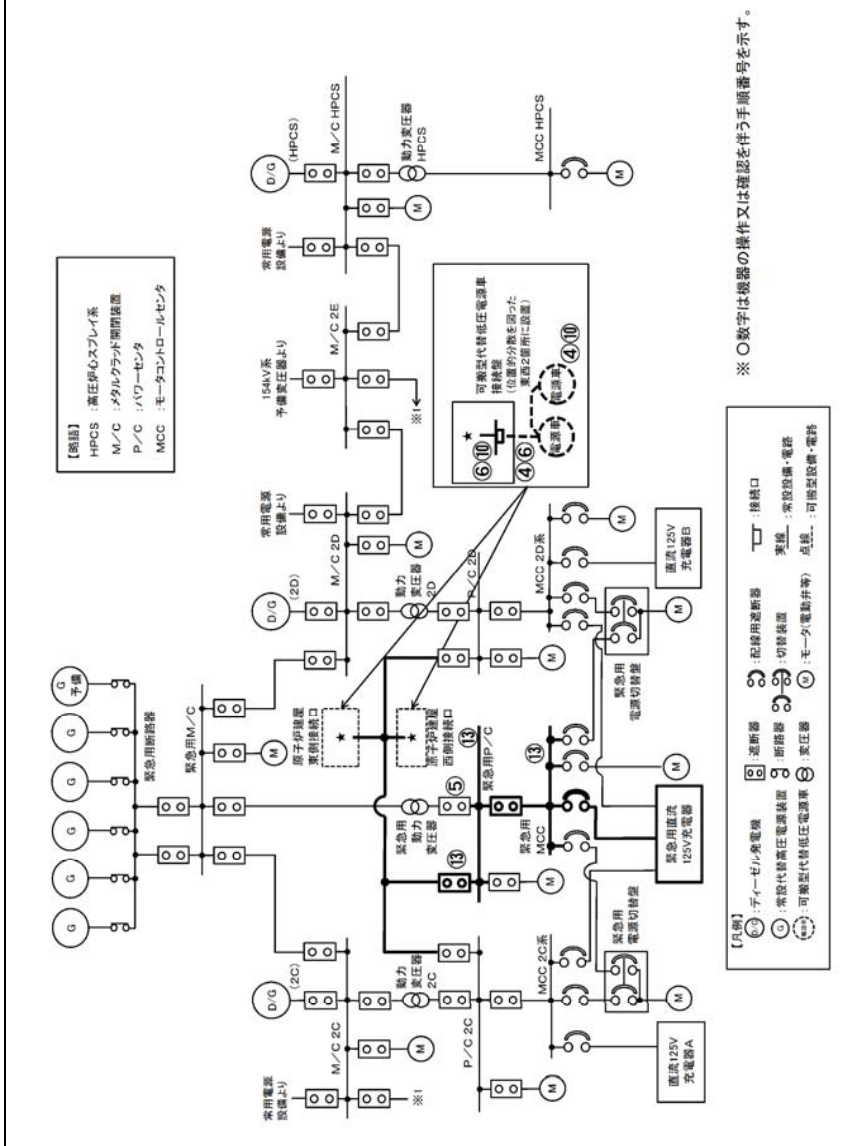
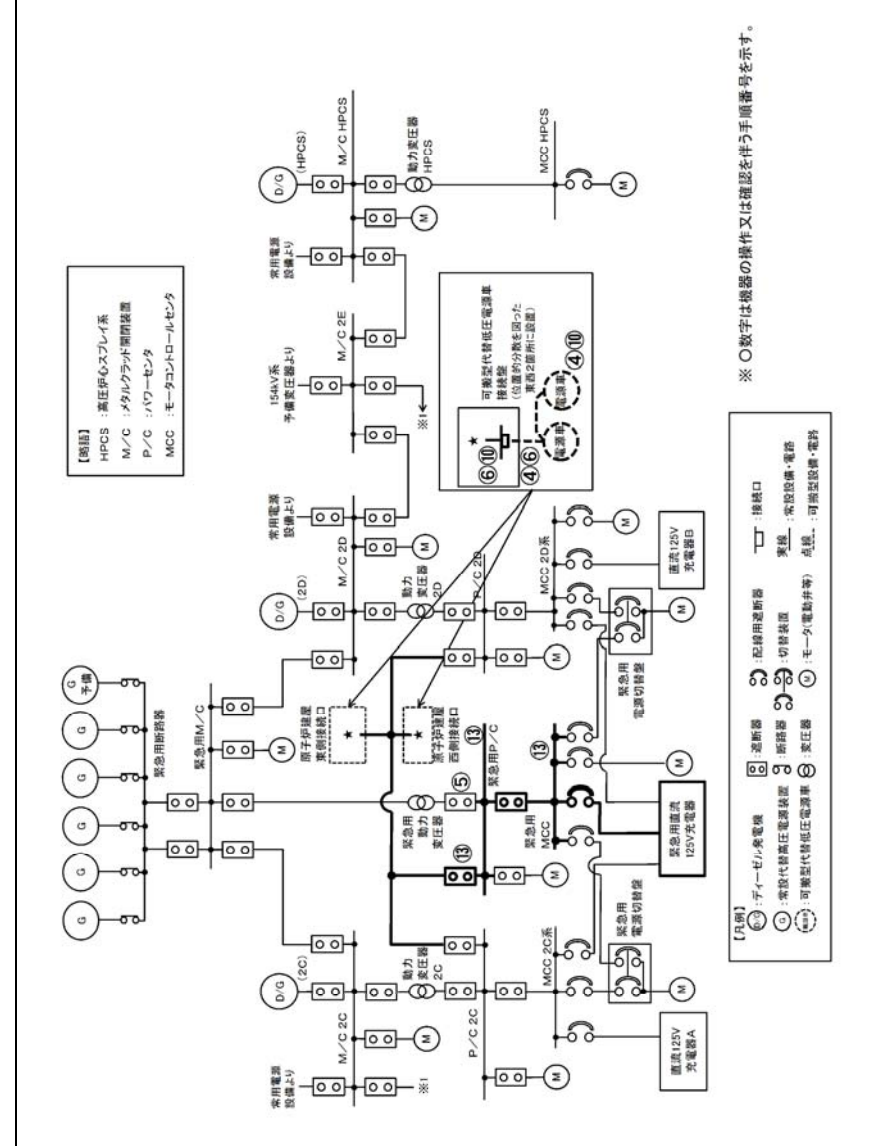
東海第二発電所 補正書 (追補 1. 1. 14) 比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②：変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③：変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)</p> <p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高压電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)</p> <p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高压電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)</p> <p>※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高压電源装置の起動失敗により、現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更
<p>第 1. 14. 2. 3-2 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順タイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-2 図 常設代替高压電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順タイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-2 図 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順タイムチャート</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日) 東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日) 東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日) 6/21 補正箇所の取扱い

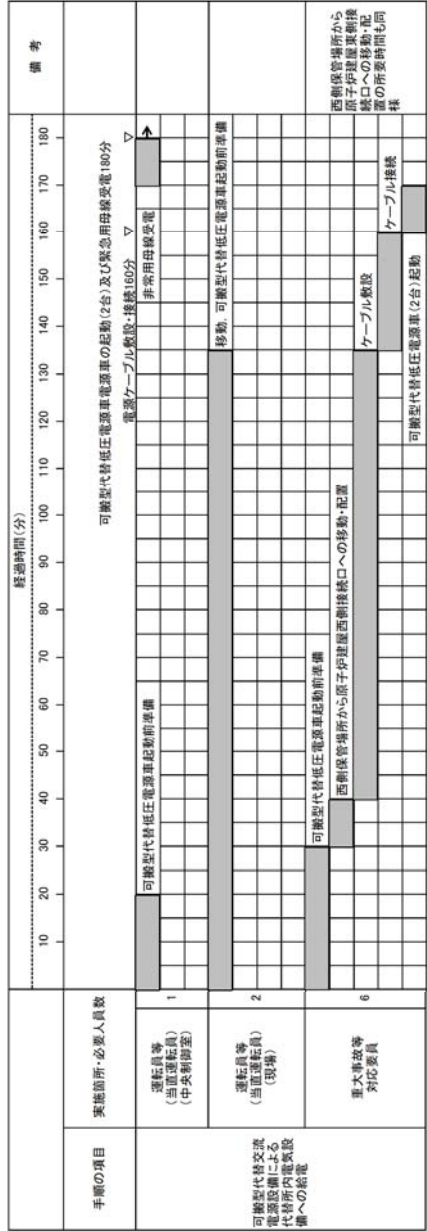
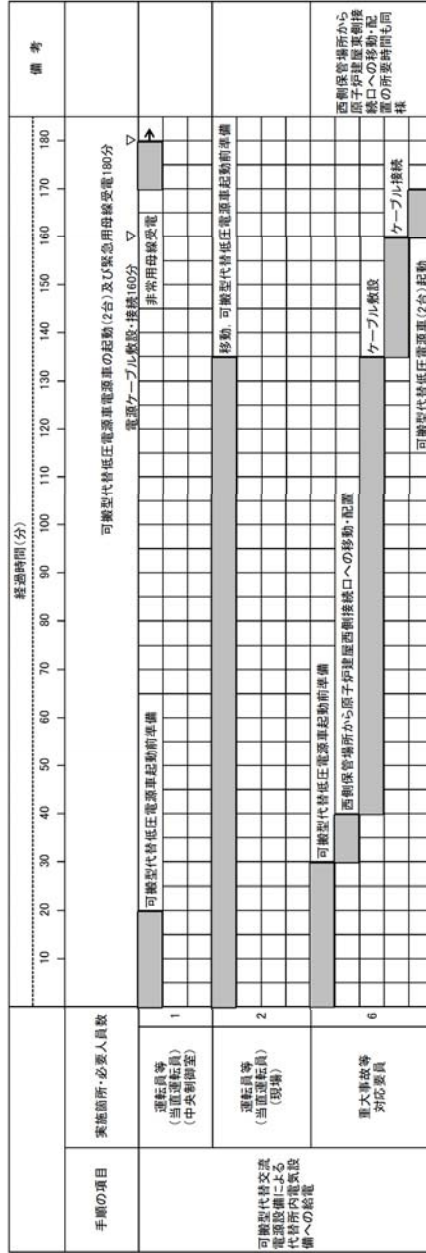
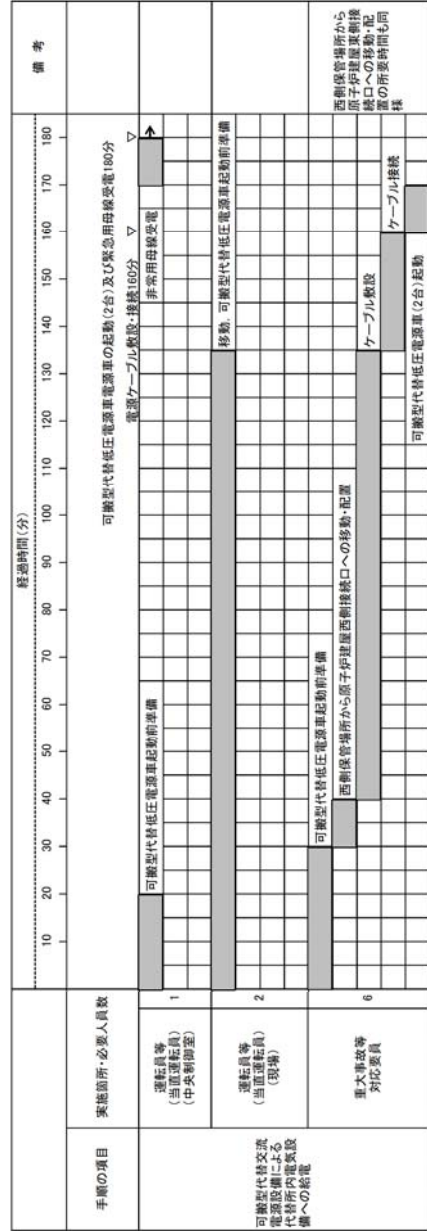


第 1.14.2.3-3 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替
 低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東
 側) 接続) の起動及び緊急用 P/C 受
 電の概要図

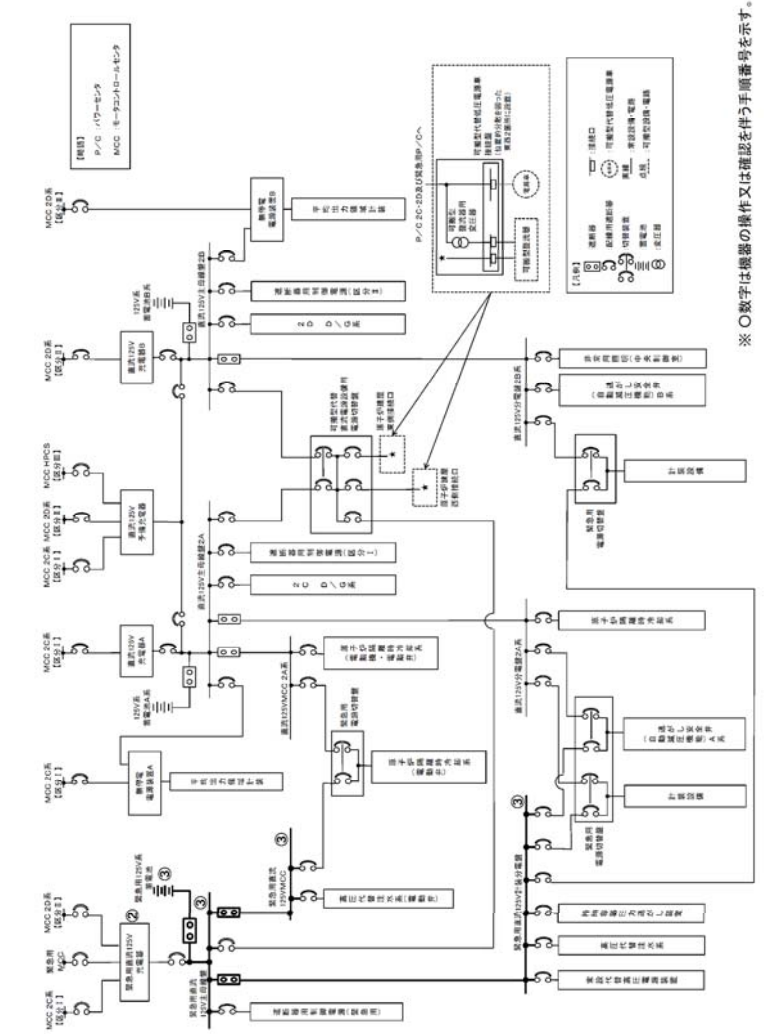
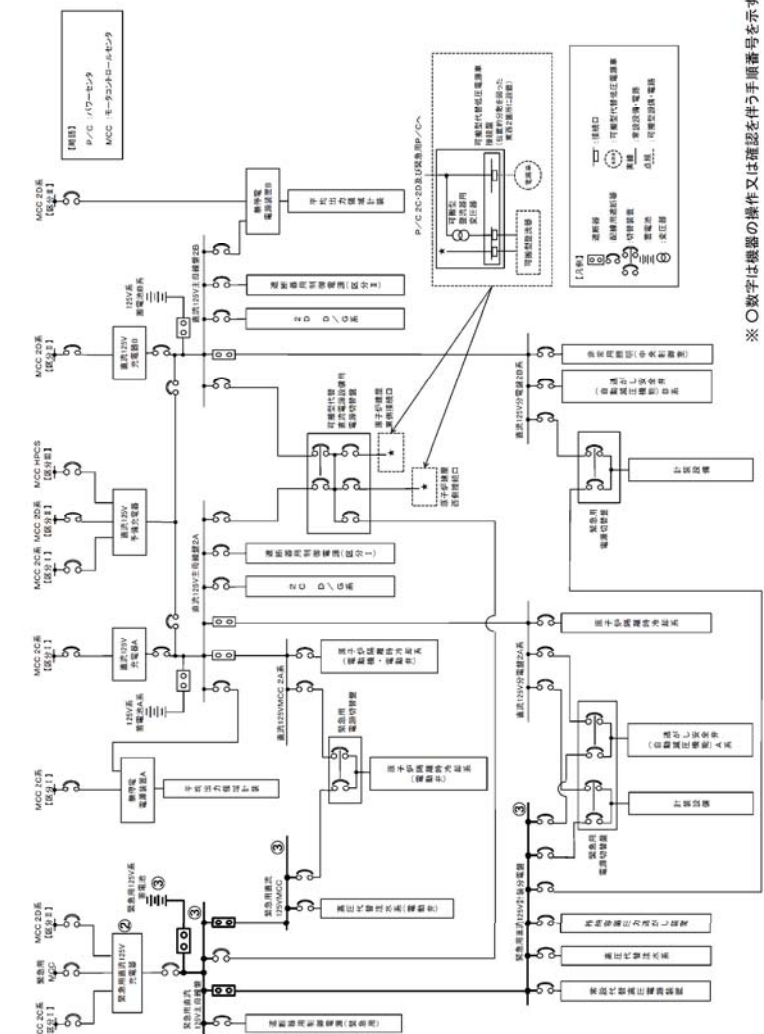
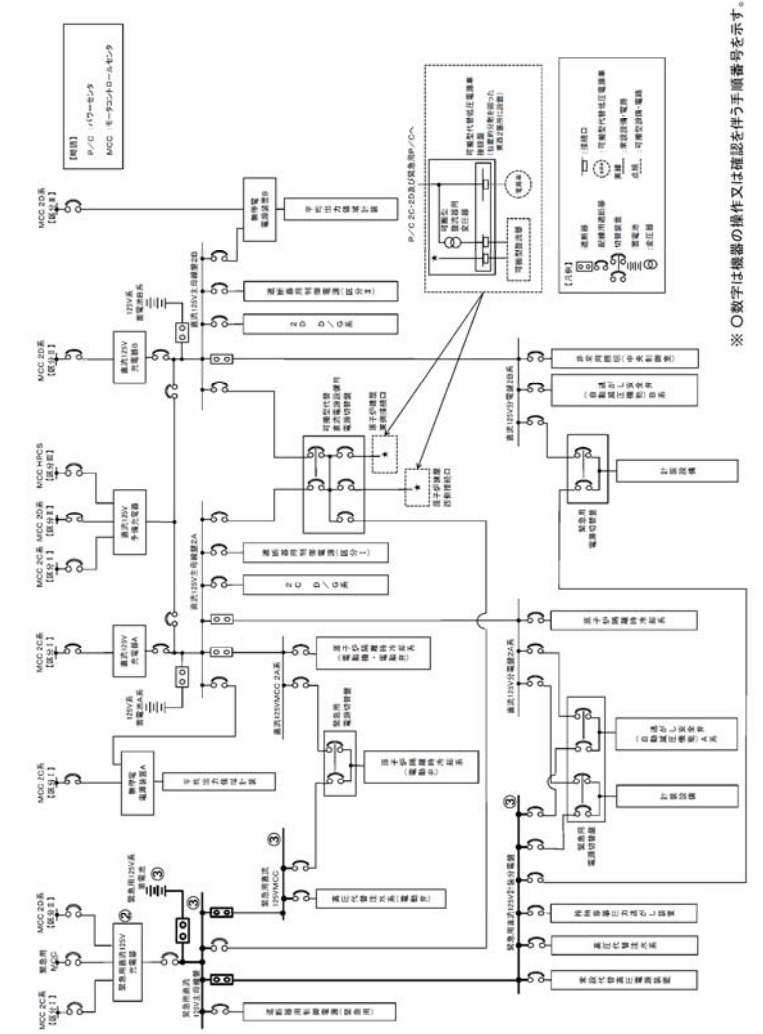
第 1.14.2.3-3 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替
 低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東
 側) 接続) の起動及び緊急用 P/C 受
 電の概要図

第 1.14.2.3-3 図 可搬型代替交流電源設備 (可搬型代替
 低圧電源車接続盤 (西側) 又は (東
 側) 接続) の起動及び緊急用 P/C 受
 電の概要図

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>備考</p> <p>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の手順のタイムチャート</p>	 <p>備考</p> <p>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の手順のタイムチャート</p>	 <p>備考</p> <p>可搬型代替交流電源設備（可搬型代替低圧電源車接続盤（西側）又は（東側）接続）の起動及び緊急用P/C受電の手順のタイムチャート</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

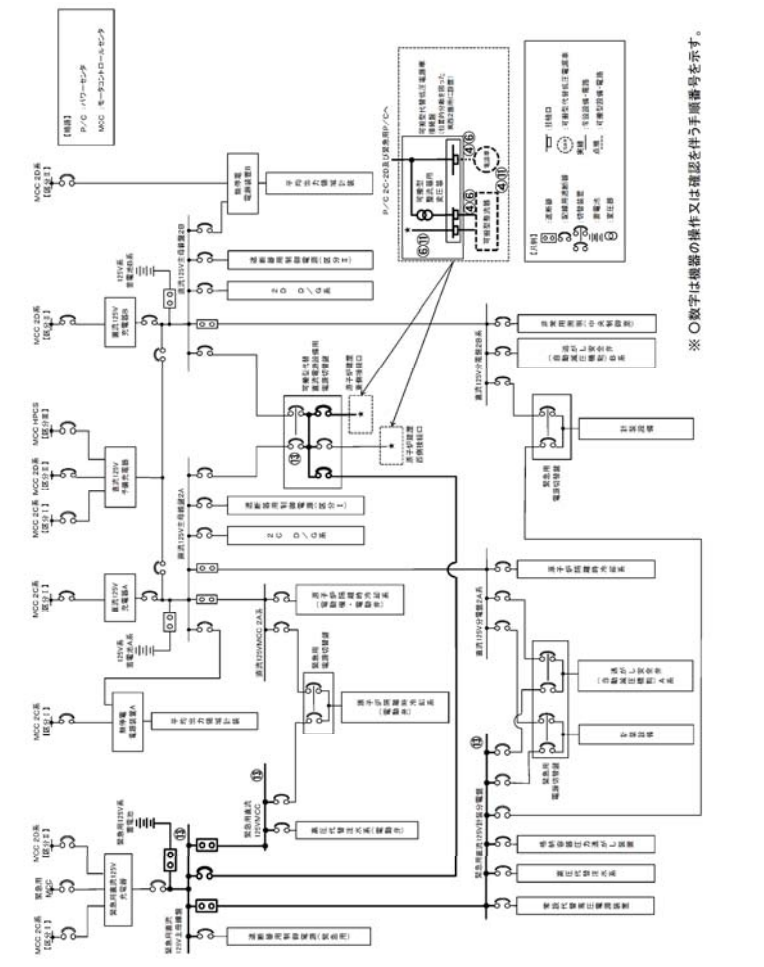
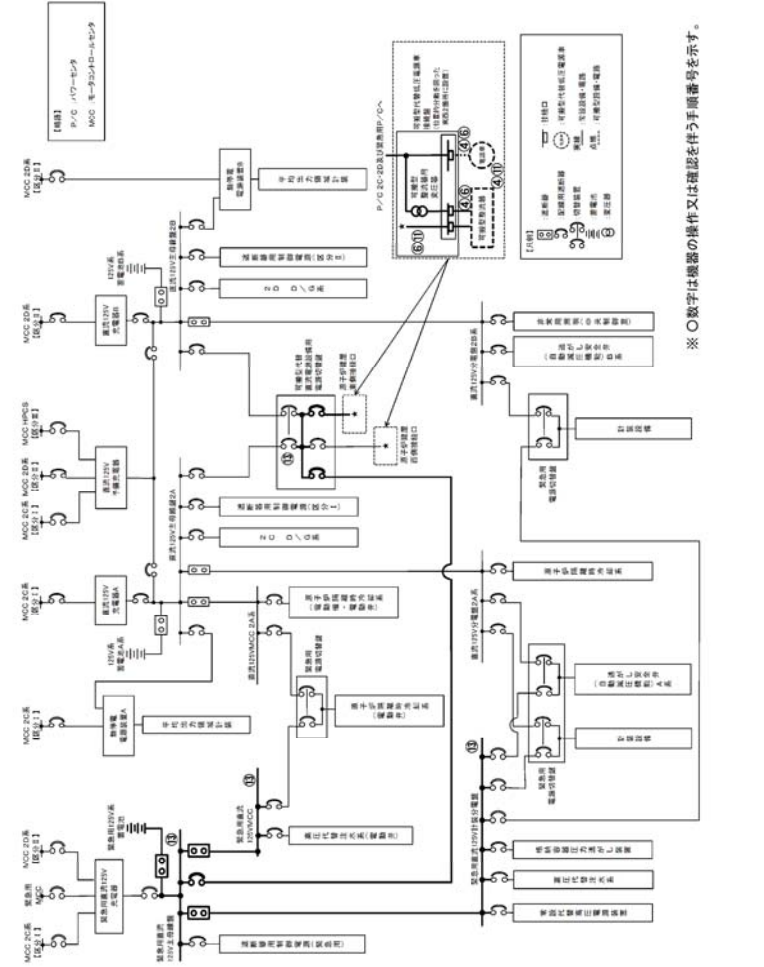
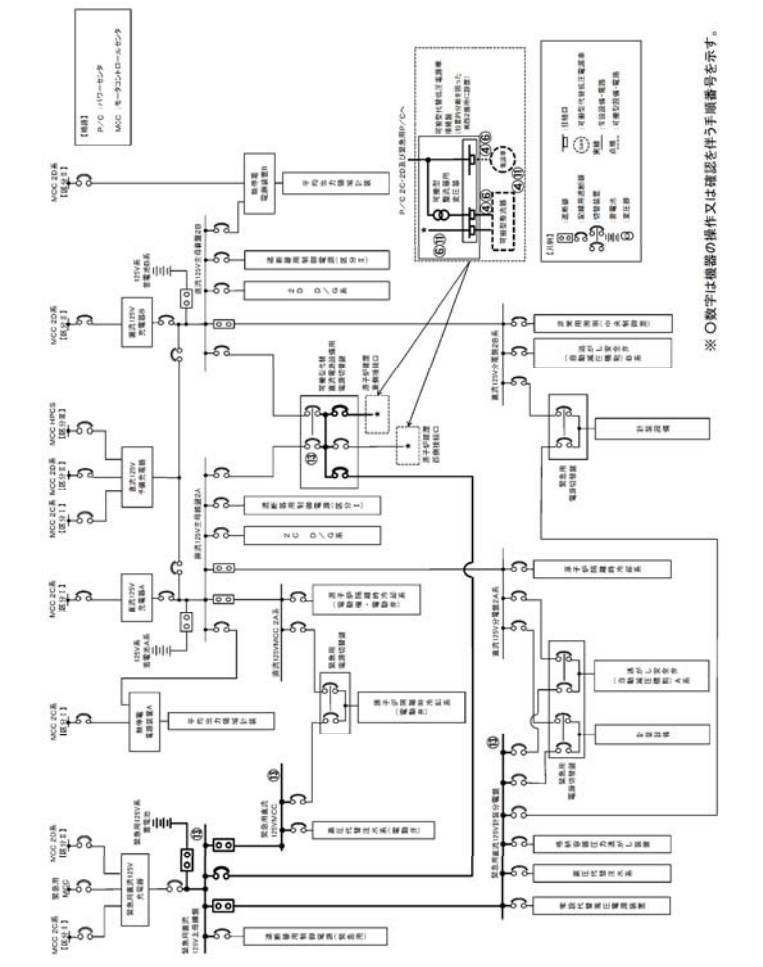
<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	
<p>第 1. 14. 2. 3-5 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-5 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-5 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>1</td> <td rowspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直・運転員) (現場)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>運転員操作なし</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</td> <td></td> <td>給電開始後24時間連続給電</td> </tr> </table> <p>経過時間(時間)[分]</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>[60]</td><td>[120]</td><td>[180]</td><td>[1200]</td><td>[1260]</td><td>[1320]</td><td>[1380]</td><td>[1440]</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考	運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)	1	運転員等 (当直・運転員) (現場)	2	運転員操作なし	0	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電	1	2	3	20	21	22	23	24	[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>1</td> <td rowspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直・運転員) (現場)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>運転員操作なし</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</td> <td></td> <td>給電開始後24時間連続給電</td> </tr> </table> <p>経過時間(時間)[分]</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>[60]</td><td>[120]</td><td>[180]</td><td>[1200]</td><td>[1260]</td><td>[1320]</td><td>[1380]</td><td>[1440]</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考	運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)	1	運転員等 (当直・運転員) (現場)	2	運転員操作なし	0	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電	1	2	3	20	21	22	23	24	[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">手順の項目</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>1</td> <td rowspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (当直・運転員) (現場)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>運転員操作なし</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電</td> <td></td> <td>給電開始後24時間連続給電</td> </tr> </table> <p>経過時間(時間)[分]</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>[60]</td><td>[120]</td><td>[180]</td><td>[1200]</td><td>[1260]</td><td>[1320]</td><td>[1380]</td><td>[1440]</td> </tr> </table>	手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考	運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)	1	運転員等 (当直・運転員) (現場)	2	運転員操作なし	0	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電	1	2	3	20	21	22	23	24	[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]	
手順の項目		実施箇所・必要人員数	1		備考																																																																																								
		運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)	1																																																																																										
		運転員等 (当直・運転員) (現場)	2																																																																																										
	運転員操作なし	0																																																																																											
常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電																																																																																										
1	2	3	20	21	22	23	24																																																																																						
[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]																																																																																						
手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考																																																																																										
	運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)	1																																																																																											
	運転員等 (当直・運転員) (現場)	2																																																																																											
	運転員操作なし	0																																																																																											
常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電																																																																																										
1	2	3	20	21	22	23	24																																																																																						
[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]																																																																																						
手順の項目	実施箇所・必要人員数	1	備考																																																																																										
	運転員等 (当直・運転員) (中央制御室)	1																																																																																											
	運転員等 (当直・運転員) (現場)	2																																																																																											
	運転員操作なし	0																																																																																											
常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電			給電開始後24時間連続給電																																																																																										
1	2	3	20	21	22	23	24																																																																																						
[60]	[120]	[180]	[1200]	[1260]	[1320]	[1380]	[1440]																																																																																						
<p>第 1.14.2.3-6 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.3-6 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.3-6 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>																																																																																											

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

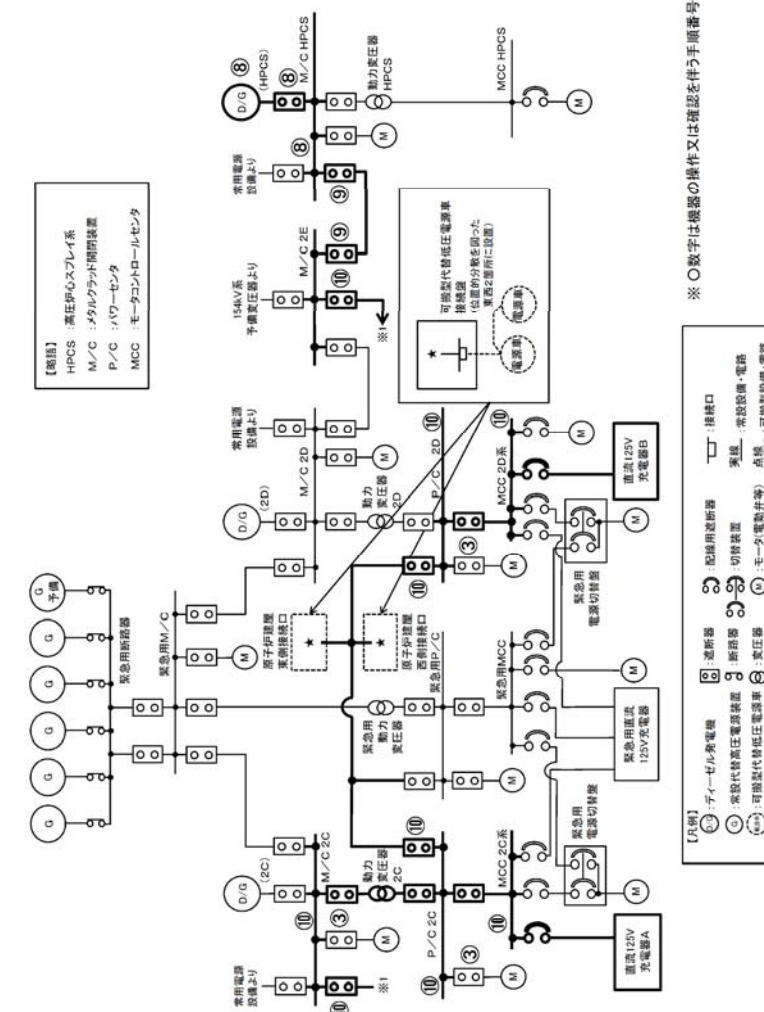
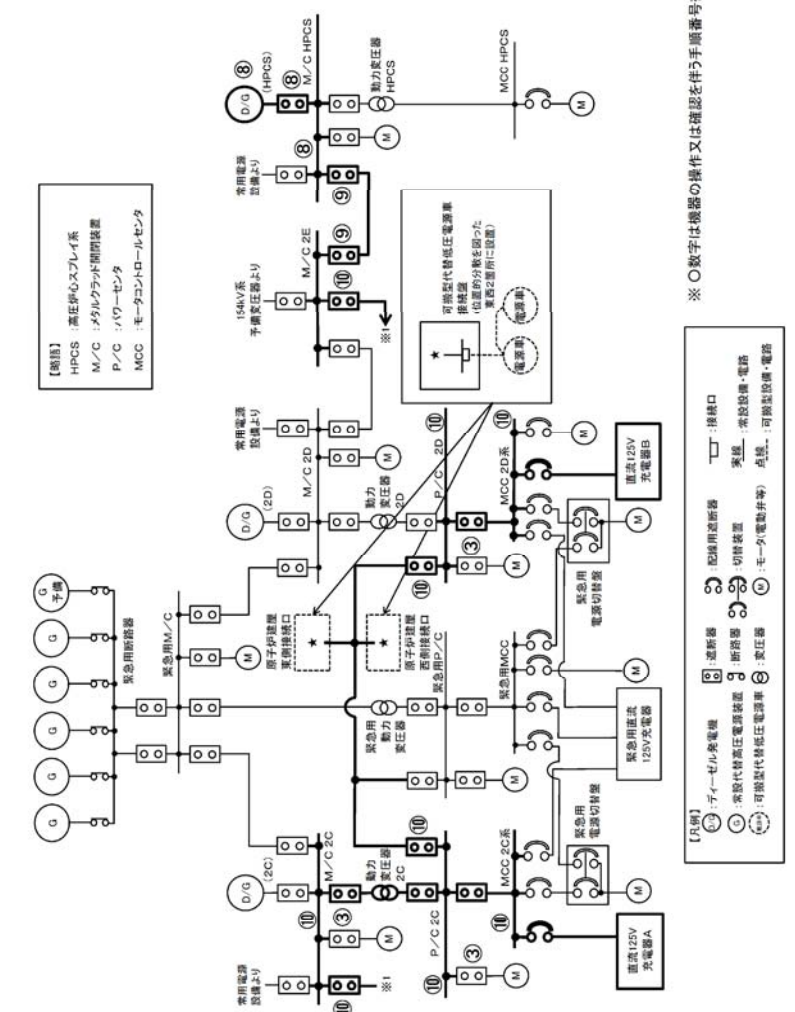
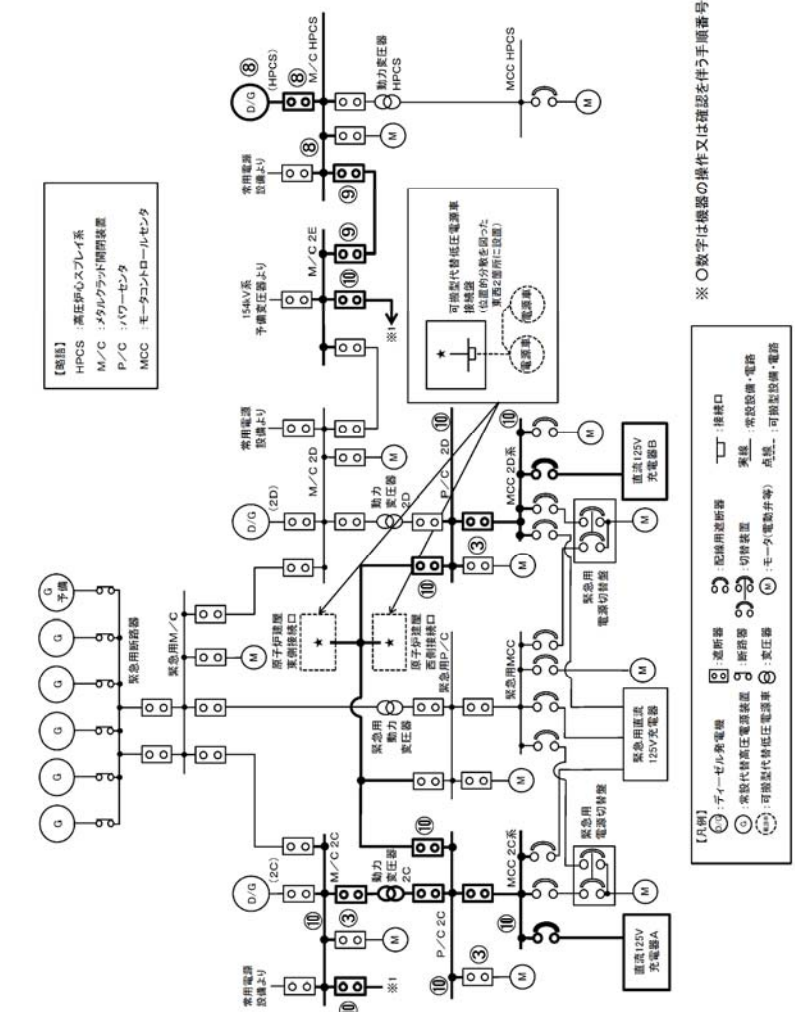
東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	
<p>第 1. 14. 2. 3-7 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-7 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-7 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図</p>	

＜分類種別＞
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>・①変更なし：誤記の修正（時間・要員に変更なし）</p>
<p>第 1. 14. 2. 3-8 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-8 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 3-8 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	

東海第二発電所 補正書（追補 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

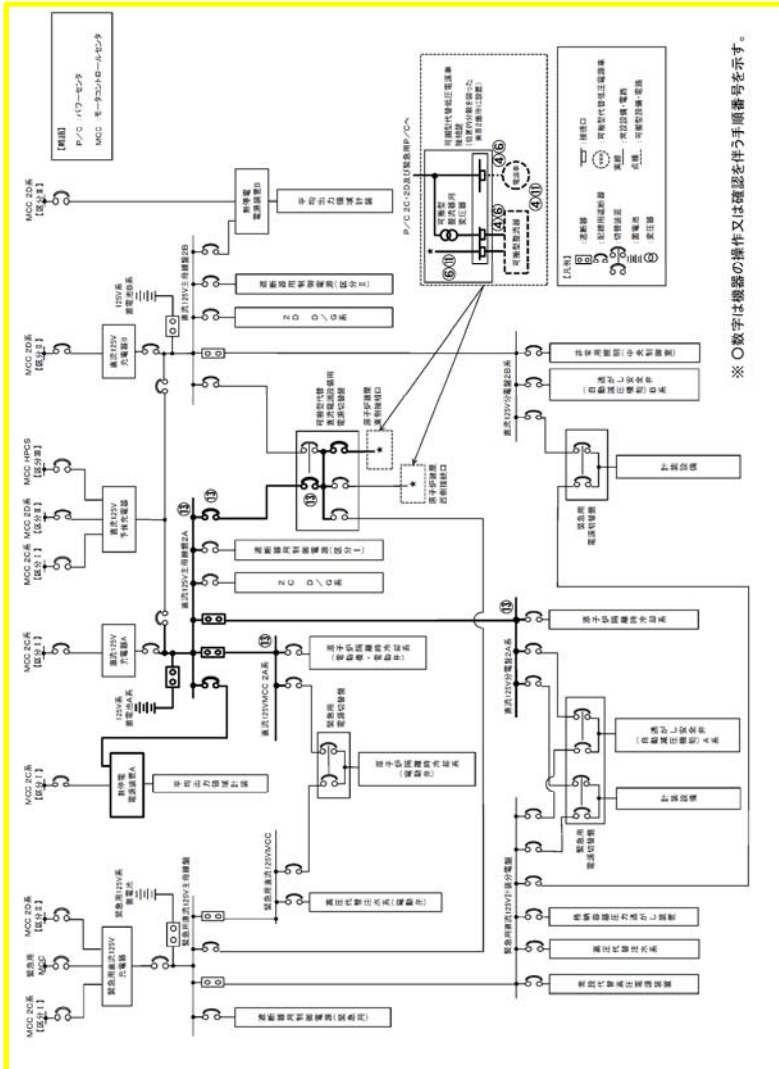
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を行う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を行う手順番号を示す。</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を行う手順番号を示す。</p>	<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1.14.2.4-1 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.4-1 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電手順の概要図</p>	<p>第 1.14.2.4-1 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電手順の概要図</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

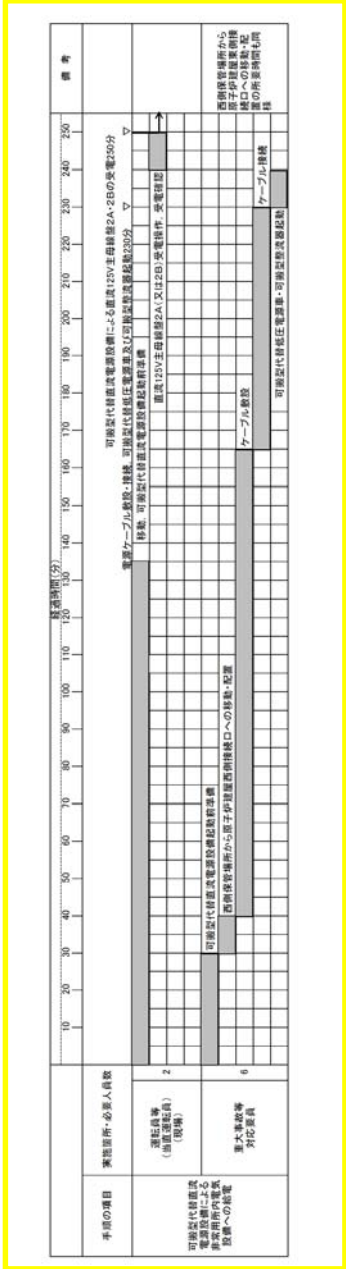
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更</p>
<p>第 1. 14. 2. 4-2 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 4-2 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 4-2 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

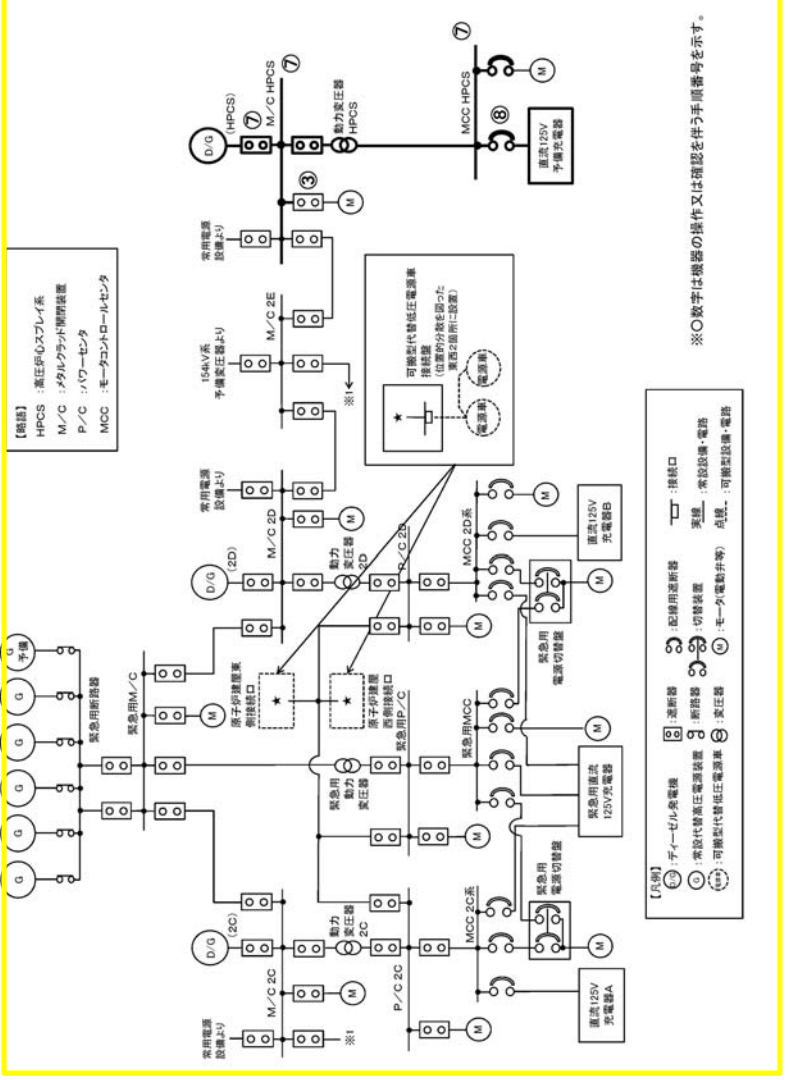
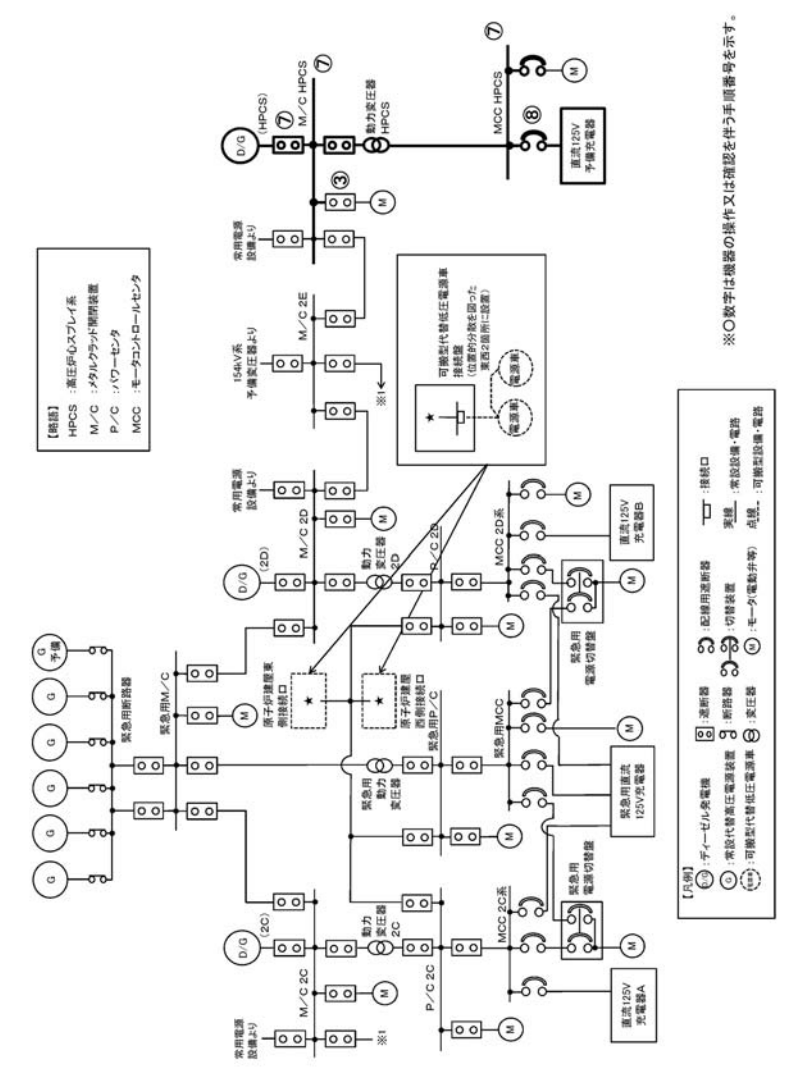
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>・①変更なし：重複図面の削除</p>
<p>第 1. 14. 2. 4-3 図 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備（直流 125V 主母線盤 2 A～給電の場合）への給電手順の概要図</p>			

東海第二発電所 補正書（追補 1. 1. 4）比較表 【対象項目： 第 5 7 条】

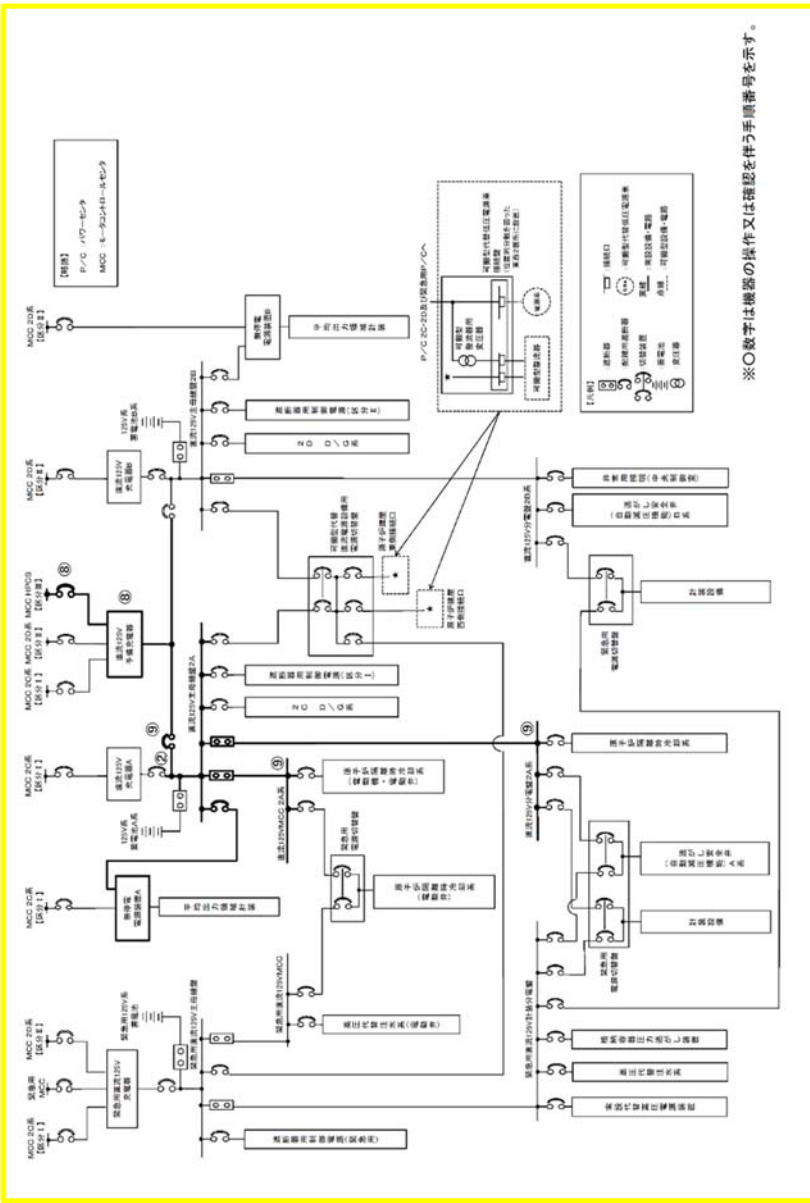
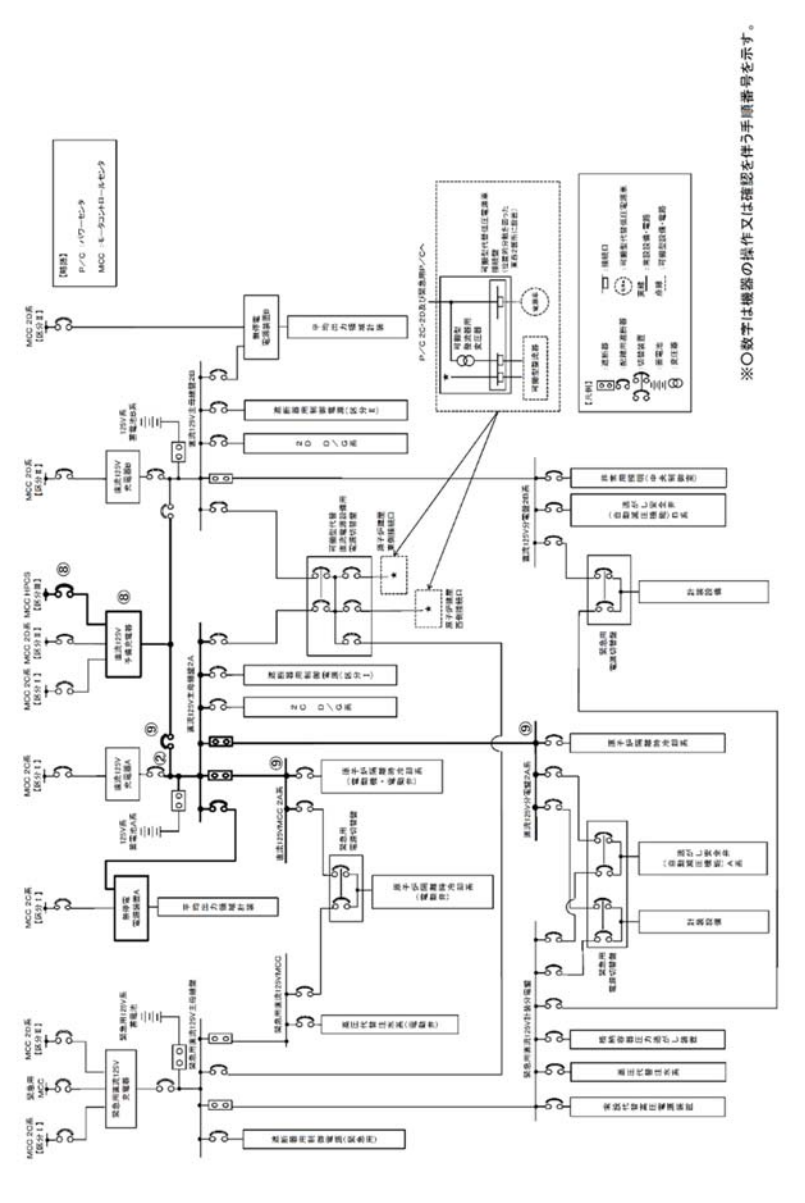
<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>第 1. 14. 2. 4-4 図 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備（直流 125V 主母線盤 2 A へ給電の場合）への給電手順のタイムチャート</p>			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①変更なし：重複図面の削除

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
	 <p>第1.14.2.4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要図 (1/2)</p>	 <p>第1.14.2.4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電手順の概要図 (1/2)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①変更なし: 不足図面の追加 (審査会合に報告した事案)

＜分類種別＞
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
	 <p>第 1.14.2.4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電手順の概要図（2 / 2）</p>	 <p>第 1.14.2.4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電手順の概要図（2 / 2）</p>	<p>・①変更なし：不足図面の追加（審査会合に報告した事案）</p>

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
	<div data-bbox="1113 283 1454 1501" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="905 1522 1676 1690">第 1. 14. 2. 4-4 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電 直流 125V 主母線盤手順のタイムチャート</p>	<div data-bbox="1973 304 2226 1480" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="1706 1522 2478 1690">第 1. 14. 2. 4-4 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電 直流 125V 主母線盤手順のタイムチャート</p>	<p data-bbox="2507 262 2864 388">・①変更なし：不足図面の追加（審査会合に報告した事案）</p>

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

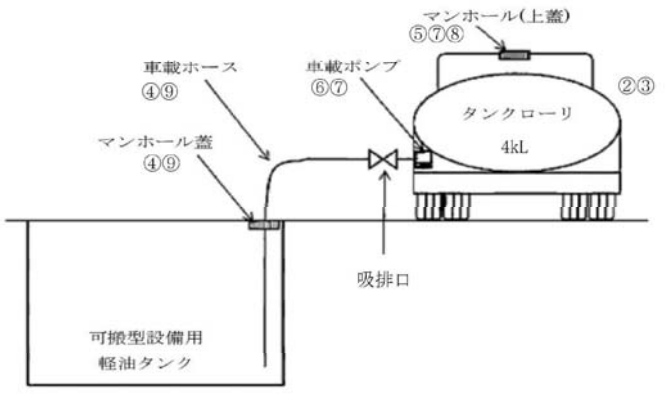
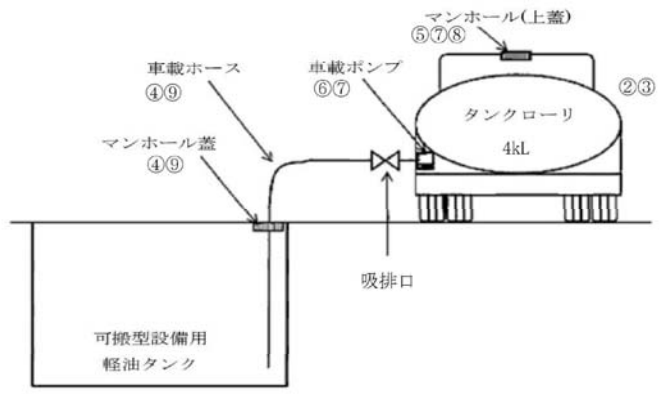
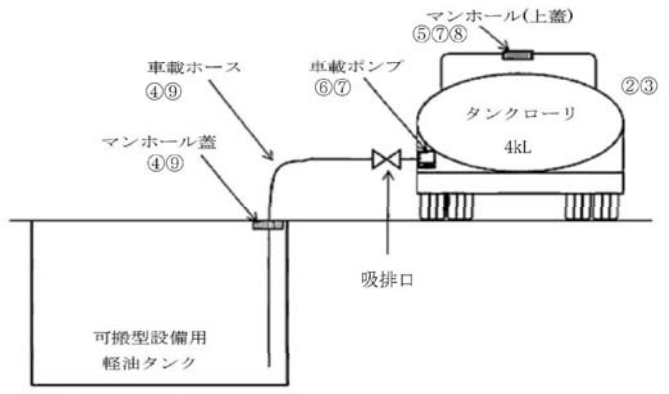
東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>可搬型代替注水大型ポンプ (6) (13) (18)</p> <p>代替海水供給元井 (6) (13)</p> <p>送水ホース (7) (15)</p> <p>接続口</p> <p>港湾等取水源</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水系ポンプ及び高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機用海水ポンプ (8)</p> <p>発電機 (7)</p> <p>2C・2D・HPCS ディーゼル機関 (18)</p> <p>放水口</p> <p>【凡例】 (P) : ポンプ (C) : 遮断器 (V) : 弁 (□) : 接続口 (---) : 設計基準対象施設から追加した箇所</p> <p>【略語】 M/C : メタルクラッド閉閉装置 HPCS : 高圧炉心スプレイズ系</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>可搬型代替注水大型ポンプ (6) (13) (18)</p> <p>代替海水供給元井 (6) (13)</p> <p>送水ホース (7) (15)</p> <p>接続口</p> <p>港湾等取水源</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水系ポンプ及び高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機用海水ポンプ (8)</p> <p>発電機 (7)</p> <p>2C・2D・HPCS ディーゼル機関 (18)</p> <p>放水口</p> <p>【凡例】 (P) : ポンプ (C) : 遮断器 (V) : 弁 (□) : 接続口 (---) : 設計基準対象施設から追加した箇所</p> <p>【略語】 M/C : メタルクラッド閉閉装置 HPCS : 高圧炉心スプレイズ系</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>可搬型代替注水大型ポンプ (6) (13) (18)</p> <p>代替海水供給元井 (6) (13)</p> <p>送水ホース (7) (15)</p> <p>接続口</p> <p>港湾等取水源</p> <p>2C・2D非常用ディーゼル発電機用海水系ポンプ及び高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機用海水ポンプ (8)</p> <p>発電機 (7)</p> <p>2C・2D・HPCS ディーゼル機関 (18)</p> <p>放水口</p> <p>【凡例】 (P) : ポンプ (C) : 遮断器 (V) : 弁 (□) : 接続口 (---) : 設計基準対象施設から追加した箇所</p> <p>【略語】 M/C : メタルクラッド閉閉装置 HPCS : 高圧炉心スプレイズ系</p> <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第1.14.2.5-1 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.5-1 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.5-1 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図</p>	

＜分類種別＞
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
			<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1. 14. 2. 5-2 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 5-2 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 5-2 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順のタイムチャート</p>	

東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p> <p>第1.14.2.6-1 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油の概要図</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p> <p>第1.14.2.6-1 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油の概要図</p>	 <p>※○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p> <p>第1.14.2.6-1 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油の概要図</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

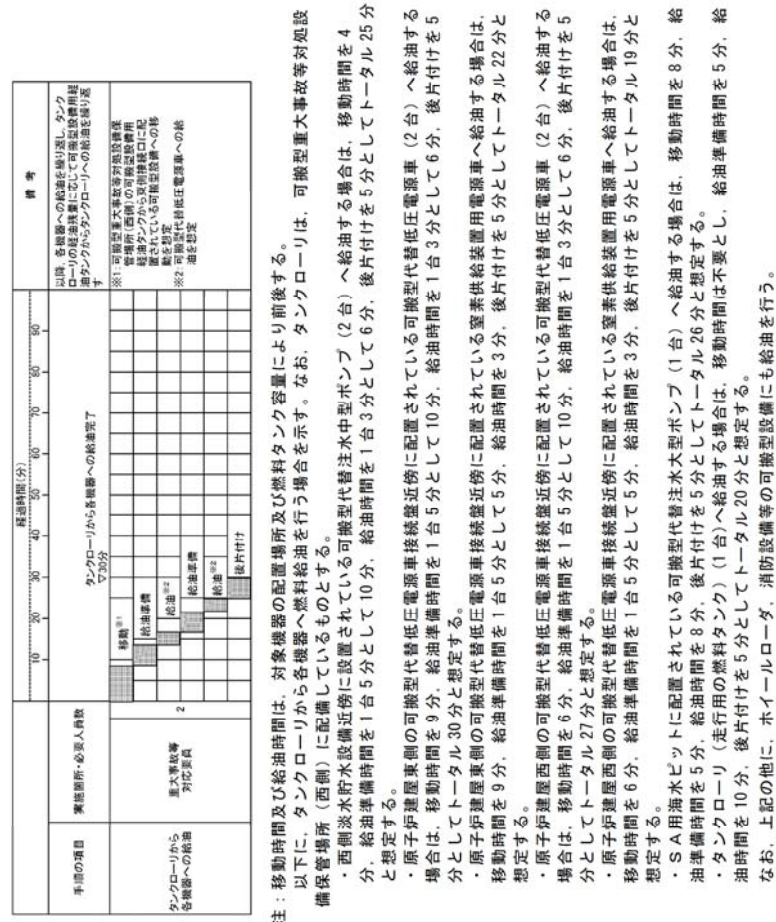
東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>第 1. 14. 2. 6-2 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-2 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-2 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油手順のタイムチャート</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>備考</p> <p>※: 防護具着用, 可搬型設備保管場所への移動, 使用する設備の準備等</p>	<p>備考</p> <p>※: 防護具着用, 可搬型設備保管場所への移動, 使用する設備の準備等</p>	<p>備考</p> <p>※: 防護具着用, 可搬型設備保管場所への移動, 使用する設備の準備等</p>	

<分類種別>
 ①：変更なし（第 3 回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第 2 回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成 3 0 年 5 月 3 1 日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成 3 0 年 6 月 2 7 日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>※ ○数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第 1. 14. 2. 6-3 図 タンクローリから各機器への給油手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-3 図 タンクローリから各機器への給油手順の概要図</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-3 図 タンクローリから各機器への給油手順の概要図</p>	

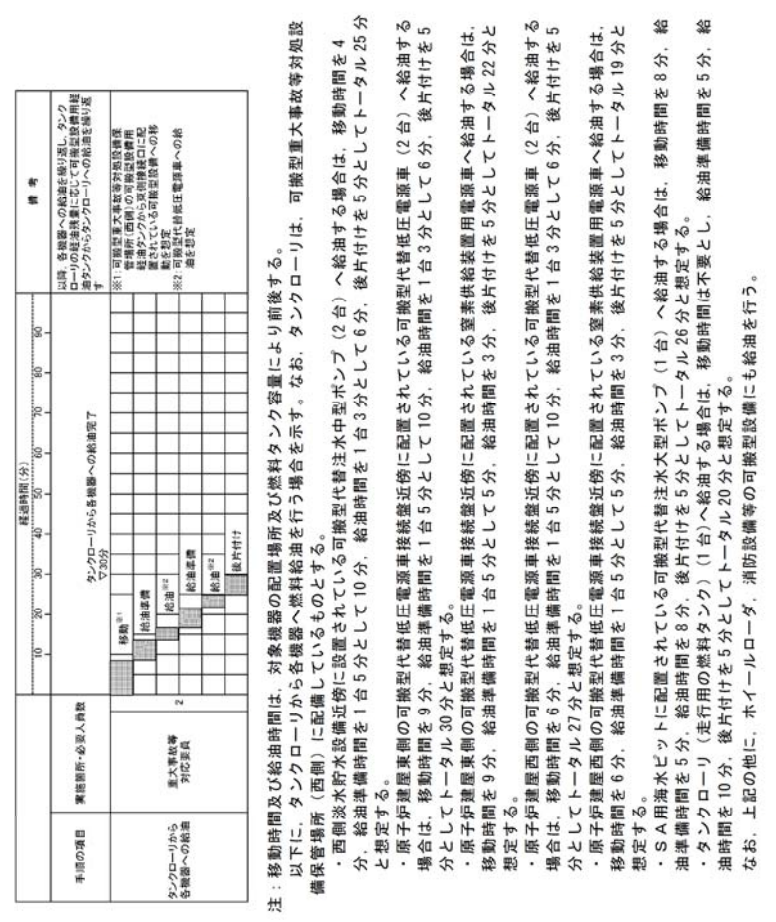
<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）



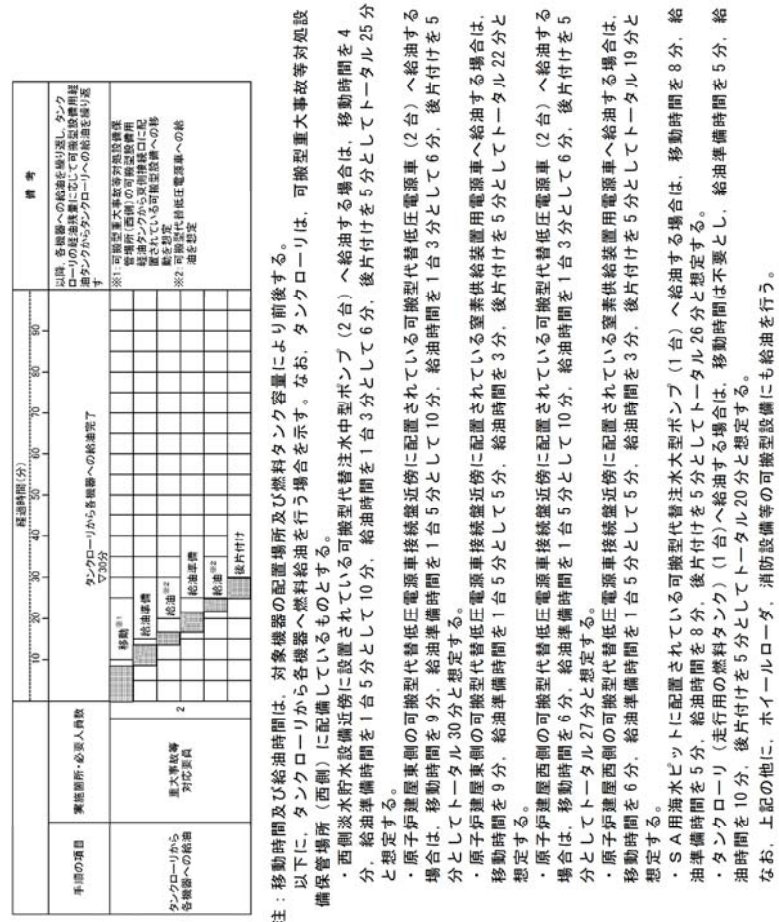
第 1. 14. 2. 6-4 図 タンクローリから各機器への給油手順のタイムチャート

東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）



第 1. 14. 2. 6-4 図 タンクローリから各機器への給油手順のタイムチャート

東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）



第 1. 14. 2. 6-4 図 タンクローリから各機器への給油手順のタイムチャート

6/21 補正箇所の取扱い

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）

第 1. 14. 2. 6-5 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ、タンクローリから各機器への給油 7 日間サイクルタイムチャート

備考

- 1) 1回あたりにかかる可搬型設備の給油の時間
- 2) 27分
- 3) 27分
- 4) 27分
- 5) 27分
- 6) 27分
- 7) 27分
- 8) 27分
- 9) 27分
- 10) 27分
- 11) 27分
- 12) 27分
- 13) 27分
- 14) 27分
- 15) 27分
- 16) 27分
- 17) 27分
- 18) 27分
- 19) 27分
- 20) 27分
- 21) 27分
- 22) 27分
- 23) 27分
- 24) 27分
- 25) 27分
- 26) 27分
- 27) 27分
- 28) 27分
- 29) 27分
- 30) 27分
- 31) 27分
- 32) 27分
- 33) 27分
- 34) 27分
- 35) 27分
- 36) 27分
- 37) 27分
- 38) 27分
- 39) 27分
- 40) 27分
- 41) 27分
- 42) 27分
- 43) 27分
- 44) 27分
- 45) 27分
- 46) 27分
- 47) 27分
- 48) 27分
- 49) 27分
- 50) 27分
- 51) 27分
- 52) 27分
- 53) 27分
- 54) 27分
- 55) 27分
- 56) 27分
- 57) 27分
- 58) 27分
- 59) 27分
- 60) 27分

東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）

第 1. 14. 2. 6-5 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ、タンクローリから各機器への給油 7 日間サイクルタイムチャート

備考

- 1) 1回あたりにかかる可搬型設備の給油の時間
- 2) 27分
- 3) 27分
- 4) 27分
- 5) 27分
- 6) 27分
- 7) 27分
- 8) 27分
- 9) 27分
- 10) 27分
- 11) 27分
- 12) 27分
- 13) 27分
- 14) 27分
- 15) 27分
- 16) 27分
- 17) 27分
- 18) 27分
- 19) 27分
- 20) 27分
- 21) 27分
- 22) 27分
- 23) 27分
- 24) 27分
- 25) 27分
- 26) 27分
- 27) 27分
- 28) 27分
- 29) 27分
- 30) 27分
- 31) 27分
- 32) 27分
- 33) 27分
- 34) 27分
- 35) 27分
- 36) 27分
- 37) 27分
- 38) 27分
- 39) 27分
- 40) 27分
- 41) 27分
- 42) 27分
- 43) 27分
- 44) 27分
- 45) 27分
- 46) 27分
- 47) 27分
- 48) 27分
- 49) 27分
- 50) 27分
- 51) 27分
- 52) 27分
- 53) 27分
- 54) 27分
- 55) 27分
- 56) 27分
- 57) 27分
- 58) 27分
- 59) 27分
- 60) 27分

東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）

第 1. 14. 2. 6-5 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ、タンクローリから各機器への給油 7 日間サイクルタイムチャート

備考

- 1) 1回あたりにかかる可搬型設備の給油の時間
- 2) 27分
- 3) 27分
- 4) 27分
- 5) 27分
- 6) 27分
- 7) 27分
- 8) 27分
- 9) 27分
- 10) 27分
- 11) 27分
- 12) 27分
- 13) 27分
- 14) 27分
- 15) 27分
- 16) 27分
- 17) 27分
- 18) 27分
- 19) 27分
- 20) 27分
- 21) 27分
- 22) 27分
- 23) 27分
- 24) 27分
- 25) 27分
- 26) 27分
- 27) 27分
- 28) 27分
- 29) 27分
- 30) 27分
- 31) 27分
- 32) 27分
- 33) 27分
- 34) 27分
- 35) 27分
- 36) 27分
- 37) 27分
- 38) 27分
- 39) 27分
- 40) 27分
- 41) 27分
- 42) 27分
- 43) 27分
- 44) 27分
- 45) 27分
- 46) 27分
- 47) 27分
- 48) 27分
- 49) 27分
- 50) 27分
- 51) 27分
- 52) 27分
- 53) 27分
- 54) 27分
- 55) 27分
- 56) 27分
- 57) 27分
- 58) 27分
- 59) 27分
- 60) 27分

6/21 補正箇所の取扱い

・②変更あり：これまでの審査を踏まえた変更

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>第1.14.2.6-6図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.6-6図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.6-6図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	
<p>第1.14.2.6-6図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.6-6図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	<p>第1.14.2.6-6図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順の概要図</p>	

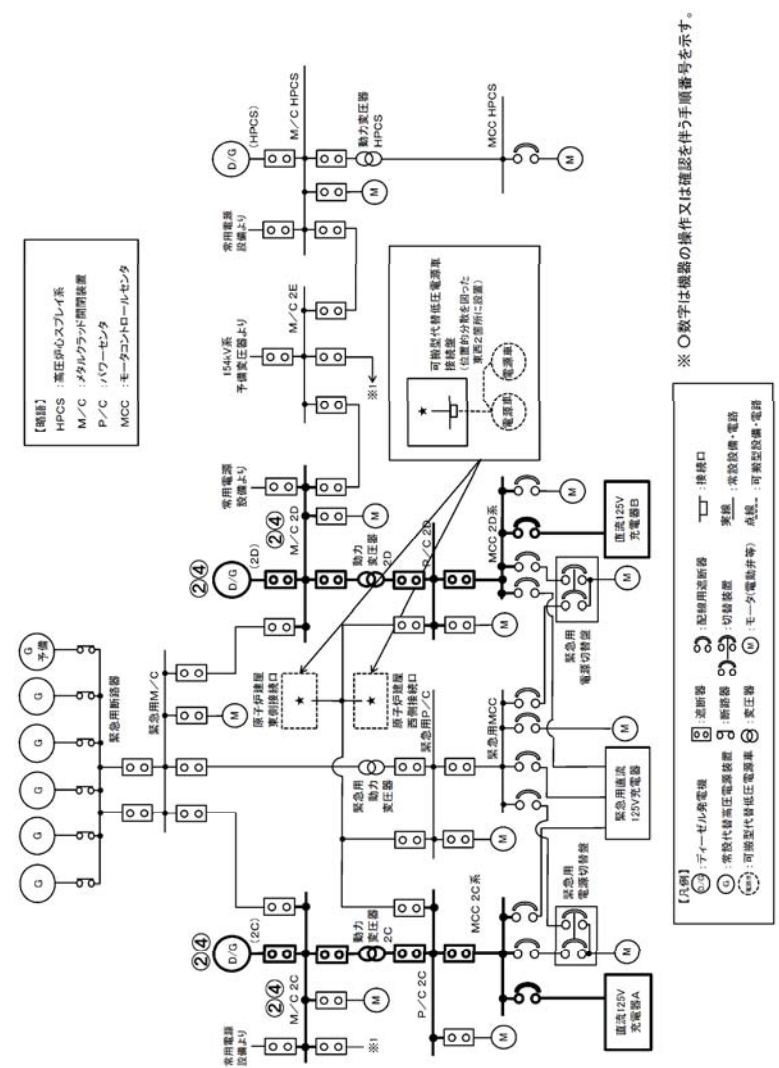
東海第二発電所 補正書（追補1 1. 14）比較表 【対象項目： 第57条】

<分類種別>
 ①：変更なし（第3回補正申請のまま）
 ②：変更あり（第2回補正申請の内容に修正）
 ③：変更あり（②以外の修正）

東海第二発電所 第二回補正申請（平成30年5月31日）	東海第二発電所 第三回補正申請（平成30年6月21日）	東海第二発電所 第四回補正申請（平成30年6月27日）	6/21 補正箇所の取扱い
<p>第 1. 14. 2. 6-7 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-7 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順のタイムチャート</p>	<p>第 1. 14. 2. 6-7 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高压電源装置への給油手順のタイムチャート</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>

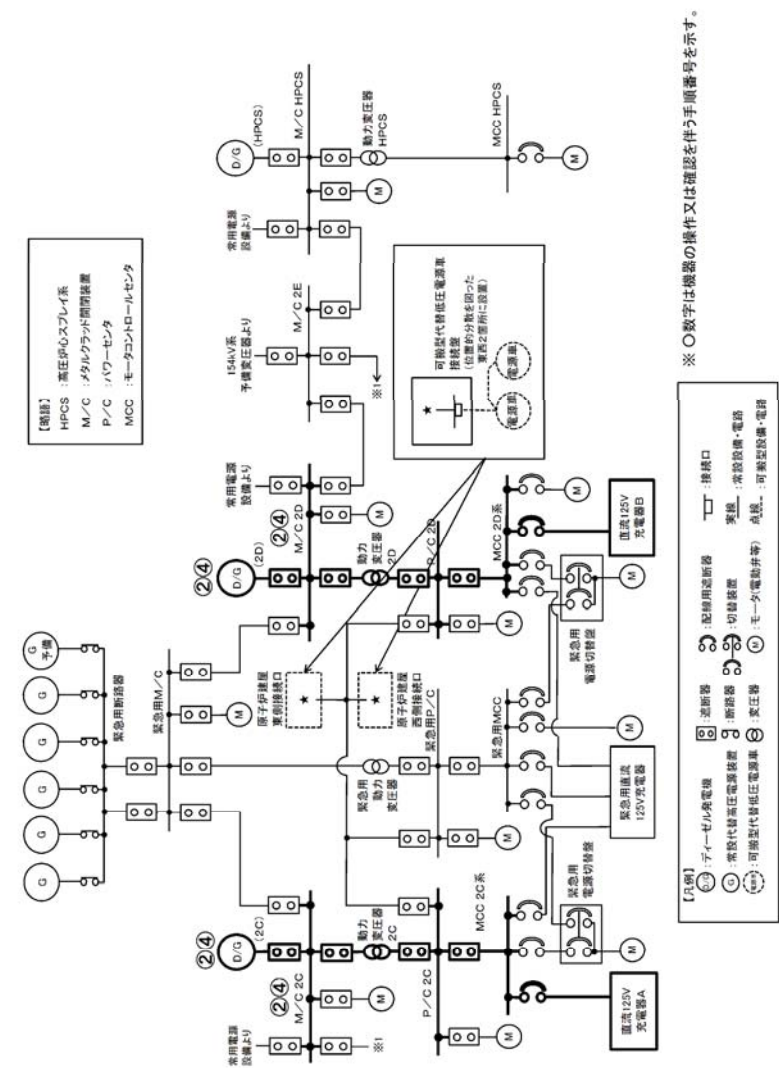
<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)



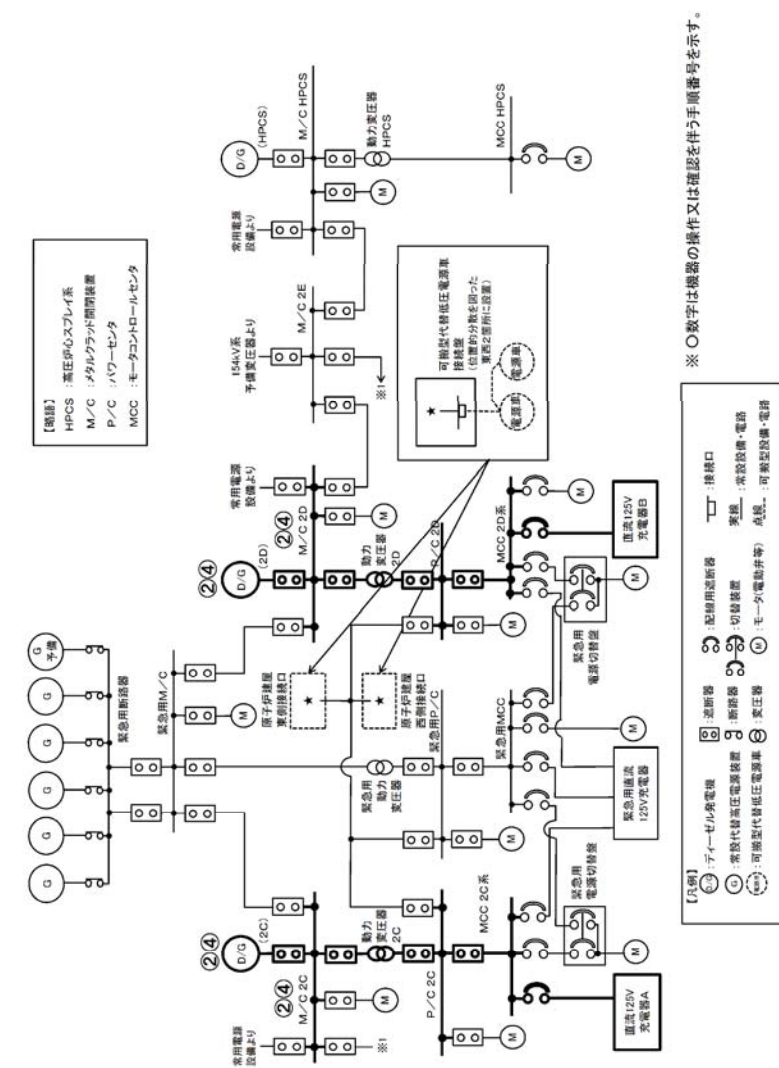
第 1.14.2.7-1 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要

東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)



第 1.14.2.7-1 図 非常用交流電源設備による給電手順の概要

東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)



第 1.14.2.7-1 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要

6/21 補正箇所の取扱い
 ・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い																																										
<table border="1"> <tr> <td>手続の項目</td> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</td> <td>経過時間(分)</td> <td>10 20 30 40 50 60 70 80 90 100</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	手続の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	実施箇所・必要人員数	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考								<table border="1"> <tr> <td>手続の項目</td> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</td> <td>経過時間(分)</td> <td>10 20 30 40 50 60 70 80 90 100</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	手続の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	実施箇所・必要人員数	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考								<table border="1"> <tr> <td>手続の項目</td> <td>2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】</td> <td>実施箇所・必要人員数</td> <td>運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1</td> <td>経過時間(分)</td> <td>10 20 30 40 50 60 70 80 90 100</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	手続の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	実施箇所・必要人員数	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考								<p>6/21 補正箇所の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②変更あり: これまでの審査を踏まえた変更
手続の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	実施箇所・必要人員数	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考																																							
手続の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	実施箇所・必要人員数	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考																																							
手続の項目	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】	実施箇所・必要人員数	運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 1	経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	備考																																							
<p>第 1.14.2.7-2 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.7-2 図 非常用交流電源設備による給電手順のタイムチャート</p>	<p>第 1.14.2.7-2 図 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順のタイムチャート</p>																																											

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(1) 交流電源喪失時 (1/2)</p>	<p>(1) 交流電源喪失時 (1/2)</p>	<p>(1) 交流電源喪失時 (1/2)</p>	<p>・①変更なし: 脱字の追記</p>
<p>第 1.14.2.8-1 図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (1/3)</p>	<p>第 1.14.2.8-1 図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (1/3)</p>	<p>第 1.14.2.8-1 図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (1/3)</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(1) 交流電源喪失時 (2/2)</p>	<p>(1) 交流電源喪失時 (2/2)</p>	<p>(1) 交流電源喪失時 (2/2)</p>	<p>6/21 補正箇所の取扱い</p>
<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (2/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (2/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (2/3)</p>	

<分類種別>
 ①: 変更なし (第3回補正申請のまま)
 ②: 変更あり (第2回補正申請の内容に修正)
 ③: 変更あり (②以外の修正)

東海第二発電所 第二回補正申請 (平成30年5月31日)	東海第二発電所 第三回補正申請 (平成30年6月21日)	東海第二発電所 第四回補正申請 (平成30年6月27日)	6/21 補正箇所の取扱い
<p>(2) 直流電源喪失時</p>	<p>(2) 直流電源喪失時</p>	<p>(2) 直流電源喪失時</p>	
<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (3/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (3/3)</p>	<p>第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (3/3)</p>	

東海第二発電所 補正書比較表

【対象項目：添付十 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.4 手順書の整備, 教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(3) 体制の整備 より抜粋</p> <p>c. 実施組織は, 一部の敷地を共有する東海発電所との同時被災においても対応できる組織とする。</p> <p>東海発電所は, 廃止措置中であり, また, 全燃料が搬出済みであるため重大事故等は発生しない。東海発電所において, 非常事態等の事象(可能性のある事象を含む。)が東海第二発電所と同時に被災し, 各発電所での対応が必要となる場合には, 災害対策本部は, 緊急時対策所及び通信連絡設備を共用して事故収束対応を行う。</p> <p>東海発電所と共用する一部の常設重大事故等対処設備として, 同一のスペース及び同一の端末を使用するが, 共用により悪影響を及ぼさないように, 各発電所に必要な容量を確保する設計としている。可搬型重大事故等対処設備についても, 東海発電所及び東海第二発電所に必要な容量を確保する設計としている。</p> <p>したがって, 東海発電所との共用による東海第二発電所の事故収束対応への悪影響は無く, 事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>東海発電所との同時被災の場合においては, 対応に当たる組織を東海発電所と東海第二発電所とで, 原則, 別組織とし, 必要な緊急時対策要員を発電所内に常時確保することにより同時被災に対応できる体制とする。</p> <p>災害対策本部は, 東海発電所との同時被災の場合において, 情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう, 両発電所を兼務し, 他発電所への悪影響を及ぼす事故状況を把握した上で, 各発電所の事故対応上の意思決定を行う災害対策本部長が活動方針を示し, 各発電所に配置された災害対策本部長代理は対象となる発電所の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応, 不具合設備の復旧等の統括に専従することにより, 事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>また, 災害対策本部のうち広報及びオフサイトセンター対応に当たる要員並びにこれらの対応を統括する災害対策本部長代理は, 両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要があることから, 東海発電所及び東海第二発電所の重大事故対応を兼務して対応できる体制とする。</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.4 手順書の整備, 教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(3) 体制の整備 より抜粋</p> <p>c. 実施組織は, 一部の敷地を共有する東海発電所との同時被災においても対応できる組織とする。</p> <p>東海発電所は, 廃止措置中であり, また, 全燃料が搬出済みであるため重大事故等は発生しない。東海発電所において, 非常事態等の事象(可能性のある事象を含む。)が東海第二発電所と同時に被災し, 各発電所での対応が必要となる場合には, 災害対策本部は, 緊急時対策所及び通信連絡設備を共用して事故収束対応を行う。</p> <p>東海発電所と共用する一部の常設重大事故等対処設備は, 同一のスペース及び同一の端末を使用するが, 共用により悪影響を及ぼさないように, 各発電所に必要な容量を確保する設計としている。可搬型重大事故等対処設備についても, 東海発電所及び東海第二発電所に必要な容量を確保する設計としている。</p> <p>したがって, 東海発電所との共用による東海第二発電所の事故収束対応への悪影響は無く, 事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>東海発電所との同時被災の場合においては, 対応に当たる組織を東海発電所と東海第二発電所とで, 原則, 別組織とし, 必要な緊急時対策要員を発電所内に常時確保することにより同時被災に対応できる体制とする。</p> <p>災害対策本部は, 東海発電所との同時被災の場合において, 情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう, 両発電所を兼務し, 他発電所への悪影響を及ぼす事故状況を把握した上で, 各発電所の事故対応上の意思決定を行う災害対策本部長が活動方針を示し, 各発電所に配置された災害対策本部長代理は対象となる発電所の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応, 不具合設備の復旧等の統括に専従することにより, 事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>また, 災害対策本部のうち広報及びオフサイトセンター対応に当たる要員並びにこれらの対応を統括する災害対策本部長代理は, 両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要があることから, 東海発電所及び東海第二発電所の重大事故対応を兼務して対応できる体制とする。</p>	<p>・記載の適正化</p>

東海第二発電所 補正書比較表

【対象項目：本文十 ハ 重大事故に至る恐れがある事故又は重大事故】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>ハ 重大事故に至る恐れがある事故又は重大事故</p> <p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(i) 重大事故等対策</p> <p>d. 手順書の整備, 教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(c) 体制の整備</p> <p style="text-align: right;">より抜粋</p> <p>(c-3) 実施組織は、一部の敷地を共有する東海発電所との同時被災においても対応できる組織とする。</p> <p>東海発電所は廃止措置中であり、また、全燃料が搬出済みであるため重大事故等は発生しない。東海発電所において、非常事態等の事象（可能性のある事象を含む。）が東海第二発電所と同時に被災し、各発電所での対応が必要となる場合には、災害対策本部は緊急時対策所及び通信連絡設備を共用して事故収束対応を行う。</p> <p>東海発電所と共用する一部の常設重大事故等対処設備として、同一のスペース及び同一の端末を使用するが、共用により悪影響を及ぼさないように、各発電所に必要な容量を確保する設計としている。可搬型重大事故等対処設備についても、東海発電所及び東海第二発電所に必要な容量を確保する設計としている。</p> <p>したがって、東海発電所との共用による東海第二発電所の事故収束対応への悪影響は無く、事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>東海発電所との同時被災の場合において、必要な災害対策要員を東海発電所と東海第二発電所とで、原則、別組織とし常時確保することにより、東海第二発電所の重大事故等対処設備を使用して東海第二発電所の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、東海発電所の被災対応ができる体制とする。</p> <p>災害対策本部は東海発電所との同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう両発電所を兼務し、他発電所への悪影響を及ぼす事故状況を把握した上で、各発電所の事故対応上の意思決定を行う災害対策本部長が活動方針を示し、各発電所に配置された災害対策本部長代理は対象となる発電所の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括に専従することにより、事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>また、災害対策本部のうち、広報及びオフサイトセンター対応に当たる要員並びにこれらの対応を統括する災害対策本部長代理は、両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要があることから、東海発電所及び東海第二発電所の重大事故対応を兼務する体制とする。</p>	<p>ハ 重大事故に至る恐れがある事故又は重大事故</p> <p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(i) 重大事故等対策</p> <p>d. 手順書の整備, 教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>(c) 体制の整備</p> <p style="text-align: right;">より抜粋</p> <p>(c-3) 実施組織は、一部の敷地を共有する東海発電所との同時被災においても対応できる組織とする。</p> <p>東海発電所は廃止措置中であり、また、全燃料が搬出済みであるため重大事故等は発生しない。東海発電所において、非常事態等の事象（可能性のある事象を含む。）が東海第二発電所と同時に被災し、各発電所での対応が必要となる場合には、災害対策本部は緊急時対策所及び通信連絡設備を共用して事故収束対応を行う。</p> <p>東海発電所と共用する一部の常設重大事故等対処設備は、同一のスペース及び同一の端末を使用するが、共用により悪影響を及ぼさないように、各発電所に必要な容量を確保する設計としている。可搬型重大事故等対処設備についても、東海発電所及び東海第二発電所に必要な容量を確保する設計としている。</p> <p>したがって、東海発電所との共用による東海第二発電所の事故収束対応への悪影響は無く、事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>東海発電所との同時被災の場合において、必要な災害対策要員を東海発電所と東海第二発電所とで、原則、別組織とし常時確保することにより、東海第二発電所の重大事故等対処設備を使用して東海第二発電所の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、東海発電所の被災対応ができる体制とする。</p> <p>災害対策本部は東海発電所との同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう両発電所を兼務し、他発電所への悪影響を及ぼす事故状況を把握した上で、各発電所の事故対応上の意思決定を行う災害対策本部長が活動方針を示し、各発電所に配置された災害対策本部長代理は対象となる発電所の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括に専従することにより、事故収束に係る対応を実施できる。</p> <p>また、災害対策本部のうち、広報及びオフサイトセンター対応に当たる要員並びにこれらの対応を統括する災害対策本部長代理は、両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要があることから、東海発電所及び東海第二発電所の重大事故対応を兼務する体制とする。</p>	<p>・記載の適正化</p>

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・燃料給油設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>その他, 設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 格納容器下部注水系 (可搬型) によるペDESTAL (ドライウエル部) への注水</p> <p>ペDESTAL (ドライウエル部) に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として, 格納容器下部注水系 (可搬型) を使用する。</p> <p>格納容器下部注水系 (可搬型) は, 可搬型代替注水中型ポンプ, 配管・ホース・弁類, 計測制御装置等で構成し, 可搬型代替注水中型ポンプにより, 西側淡水貯水設備又は代替淡水源 (代替淡水貯槽を除く) の水を格納容器下部注水系を経由してペDESTAL (ドライウエル部) へ注水し, 溶融炉心が落下するまでにペDESTAL (ドライウエル部) にあらかじめ十分な水位を確保するとともに, 落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>また, <u>可搬型代替注水大型ポンプにより</u>, 代替淡水源 (代替淡水貯槽を含む) の水を格納容器下部注水系を経由してペDESTAL (ドライウエル部) へ注水し, 溶融炉心が落下するまでにペDESTAL (ドライウエル部) にあらかじめ十分な水位を確保するとともに, 落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。なお, 代替淡水貯槽からも取水できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系 (可搬型) は, <u>西側淡水貯水設備又は代替淡水源</u></p> <p style="text-align: center;">8-9-91</p>	<p>・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>・燃料給油設備 (10.2 代替電源設備)</p> <p>その他, 設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 格納容器下部注水系 (可搬型) によるペDESTAL (ドライウエル部) への注水</p> <p>ペDESTAL (ドライウエル部) に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として, 格納容器下部注水系 (可搬型) を使用する。</p> <p>格納容器下部注水系 (可搬型) は, 可搬型代替注水中型ポンプ, 配管・ホース・弁類, 計測制御装置等で構成し, 可搬型代替注水中型ポンプにより, 西側淡水貯水設備又は代替淡水源 (代替淡水貯槽を除く) の水を格納容器下部注水系を経由してペDESTAL (ドライウエル部) へ注水し, 溶融炉心が落下するまでにペDESTAL (ドライウエル部) にあらかじめ十分な水位を確保するとともに, 落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>また, 可搬型代替注水大型ポンプ, <u>配管・ホース・弁類, 計測制御装置等で構成し, 可搬型代替注水大型ポンプ</u>により, 代替淡水源 (代替淡水貯槽を除く) の水を格納容器下部注水系を経由してペDESTAL (ドライウエル部) へ注水し, 溶融炉心が落下するまでにペDESTAL (ドライウエル部) にあらかじめ十分な水位を確保するとともに, 落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。なお, 代替淡水貯槽からも取水できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">8-9-91</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第51条 添付八9章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>(代替淡水貯槽を除く)が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系(可搬型)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料給油設備である可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>また、コリウムシールドは、溶融炉心がペDESTAL(ドライウエル部)へ落下した場合において、溶融炉心とペDESTAL(ドライウエル部)のコンクリートの相互作用による侵食及び溶融炉心からペDESTAL(ドライウエル部)のコンクリートへの熱影響を抑制できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替注水中型ポンプ ・可搬型代替注水大型ポンプ ・コリウムシールド ・西側淡水貯水設備(9.12 重大事故等の収束に必要な水の供給設備) ・代替淡水貯槽(9.12 重大事故等の収束に必要な水の供給設備) ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備(10.2 代替電源設備) ・燃料給油設備(10.2 代替電源設備) <p style="text-align: center;">8-9-92</p>	<p>格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源(代替淡水貯槽を除く)が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系(可搬型)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料給油設備である可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリにより補給できる設計とする。</p> <p>また、コリウムシールドは、溶融炉心がペDESTAL(ドライウエル部)へ落下した場合において、溶融炉心とペDESTAL(ドライウエル部)のコンクリートの相互作用による侵食及び溶融炉心からペDESTAL(ドライウエル部)のコンクリートへの熱影響を抑制できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替注水中型ポンプ ・可搬型代替注水大型ポンプ ・コリウムシールド ・西側淡水貯水設備(9.12 重大事故等の収束に必要な水の供給設備) ・代替淡水貯槽(9.12 重大事故等の収束に必要な水の供給設備) ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備(10.2 代替電源設備) <p style="text-align: center;">8-9-92</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 45 条 本文 ホ】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>操作が可能な設計とする。</p> <p>また、高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び常設代替直流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合においても、現場での人力による弁の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>(a-2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a-2-1) 高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、高圧代替注水系を現場操作により起動させて使用する。</p> <p>高圧代替注水系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原</p>	<p>操作が可能な設計とする。</p> <p>また、高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び常設代替直流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合においても、現場での人力による弁の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>(a-2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a-2-1) 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動させて使用する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第45条 本文 ホ】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>(a-2-1-2) 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動させて使用する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>(a-2-2) 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設直流電源設備により給電している場合は、所内常設直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により原子炉隔離時冷却</p> <p style="text-align: center;">-138-</p>	<p>圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>(a-2-2) 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設直流電源設備により給電している場合は、所内常設直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプによりサプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>(a-3) 監視及び制御に用いる設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態が発電用原子炉を冷却する場合に監視及び制御に使用する重大事故等対処設備として、原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SΛ広帯域）、原子炉水位（SΛ燃料域）は原子炉水位を監視又は推定でき、原子炉圧力、原子炉圧力（SΛ）、高圧代替注水系系統流量及びサプレッション・プール水位は原子炉圧力容器へ注水するための高圧代替注水系の作動状況を確認できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">-138-</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第45条 本文 ホ】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考						
<p>系の運転継続に必要な直流電源を確保する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>(a-3) 監視及び制御に用いる設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態が発電用原子炉を冷却する場合に監視及び制御に使用する重大事故等対処設備として、原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）、原子炉水位（SA燃料域）は原子炉水位を監視又は推定でき、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、高圧代替注水系系統流量及びサブプレッション・プール水位は原子炉圧力容器へ注水するための高圧代替注水系の作動状況を確認できる設計とする。</p> <p>(a-4) 事象進展抑制のために用いる設備</p> <p>(a-4-1) ほう酸水注入系による進展抑制</p> <p>高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系を用いた発電用原子炉への高圧注水により原子炉水位を維持できない場合を想定した重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系は、ほう酸水注入ポンプにより、ほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで、重大事故等の進展を抑制できる設計とする。</p> <p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安</p>	<p>(a-4) 事象進展抑制のために用いる設備</p> <p>(a-4-1) ほう酸水注入系による進展抑制</p> <p>高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系を用いた発電用原子炉への高圧注水により原子炉水位を維持できない場合を想定した重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系は、ほう酸水注入ポンプにより、ほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで、重大事故等の進展を抑制できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「へ(5)(xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>高圧代替注水系</p> <p>常設高圧代替注水系ポンプ</p> <p>(「リ(3)(ii)c. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」と兼用)</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 136.7m³/h</td> </tr> <tr> <td>全揚程</td> <td>約 900m</td> </tr> </table> <p>ほう酸水注入系</p> <p>ほう酸水注入ポンプ</p> <p>(「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用)</p> <p>ほう酸水貯蔵タンク</p> <p>(「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用)</p> <p>主蒸気系</p> <p>逃がし安全弁</p>	台数	1	容量	約 136.7m ³ /h	全揚程	約 900m	
台数	1							
容量	約 136.7m ³ /h							
全揚程	約 900m							

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第45条 本文 ホ】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考						
<p>全弁機能)を使用する。</p> <p>本系統の詳細については、「へ(5)(xi) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>高压代替注水系</p> <p>常設高压代替注水系ポンプ</p> <p>(「リ(3)(ii)c. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」と兼用)</p> <table border="0"> <tr> <td>台数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 136.7m³/h</td> </tr> <tr> <td>全揚程</td> <td>約 900m</td> </tr> </table> <p>ほう酸水注入系</p> <p>ほう酸水注入ポンプ</p> <p>(「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用)</p> <p>ほう酸水貯蔵タンク</p> <p>(「へ(4) 非常用制御設備」他と兼用)</p> <p>主蒸気系</p> <p>逃がし安全弁</p> <p>(「ホ(1)(ii)c. 主蒸気系」と兼用)</p> <p>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p style="text-align: center;">-140-</p>	台数	1	容量	約 136.7m ³ /h	全揚程	約 900m	<p>(「ホ(1)(ii)c. 主蒸気系」と兼用)</p> <p>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備として逃がし安全弁を設ける。</p> <p>(b-1) フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(b-1-1) 原子炉減圧の自動化</p> <p>逃がし安全弁の自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、逃がし安全弁は、過渡時自動減圧機能からの信号により、自動減圧機能用アキュムレータに蓄圧された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで作動し、蒸気を排気管によりサプレッション・チェンバのプール水面下に導き凝縮させることで、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。</p> <p>なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高压炉心スプレイ系、残留熱除去系(低压注水系)及び低压炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び過渡時自動減圧機能による自動減圧を阻</p> <p style="text-align: center;">-140-</p>	
台数	1							
容量	約 136.7m ³ /h							
全揚程	約 900m							

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 45 条 添付八 1 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>水を高圧炉心スプレイ系等を経由して、原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安全弁機能）を使用する。</p> <p>高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。</p> <p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>a. 高圧代替注水系の現場操作による発電用原子炉の冷却</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源システムの機能喪失により、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、高圧代替注水系を現場操作により起動させて使用する。</p> <p>高圧代替注水系は、全交流動力電源及び常設直流電源システムが喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安全弁機能）を使用する。</p> <p>b. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源システムの機能喪失により、高圧炉心ス</p> <p style="text-align: center;">8-1-695</p>	<p>水を高圧炉心スプレイ系等を経由して、原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安全弁機能）を使用する。</p> <p>高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。</p> <p>また、高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び常設代替直流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合においても、現場での人力による弁の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、逃がし安全弁（安全弁機能）を使用する。</p> <p>(2) サポート系故障時に用いる設備</p> <p>a. 原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却</p> <p>全交流動力電源及び常設直流電源システムの機能喪失により、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動させて使用する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源システムが機能喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、</p> <p style="text-align: center;">8-1-695</p>	<p>備考</p>

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第45条 添付八1章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>プレイ系及び原子炉隔離時冷却系での発電用原子炉の冷却ができない場合であって、中央制御室からの操作により高圧代替注水系が起動できない場合の重大事故等対処設備として、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動させて使用する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で弁を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>c. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設直流電源設備により給電している場合は、所内常設直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は常設代替直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替電源設備又は常設代替直流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>(3) 監視及び制御に用いる設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態が発電用原子炉を冷却する場合に監視及び制御に使用する重大事故等対処設備として、原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）及び原子炉水位（SA燃料域）は、原子炉水位を監視又は推定でき、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、高圧代替注水系系統流量及びサブプレッション・プール水位は原子炉圧力容器へ注水するための高圧代替注水系の作動状況を確認できる設計とする。</p> <p>8-1-696</p>	<p>蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は容易に行える設計とする。</p> <p>b. 代替電源設備による原子炉隔離時冷却系の復旧</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設直流電源設備により給電している場合は、所内常設直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する。</p> <p>原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、蒸気タービン駆動ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>(3) 監視及び制御に用いる設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態が発電用原子炉を冷却する場合に監視及び制御に使用する重大事故等対処設備として、原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）、原子炉水位（SA広帯域）及び原子炉水位（SA燃料域）は、原子炉水位を監視又は推定でき、原子炉圧力、原子炉圧力（SA）、高圧代替注水系系統流量及びサブプレッション・プール水位は原子炉圧力容器へ注水するための高圧代替注水系の作動状況を確認できる設計とする。</p> <p>8-1-696</p>	

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>(1) 炉心の著しい損傷を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のスプレイヘッドからドライウエル内及びサプレッション・チェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより、西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内及びサプレッション・チェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可</p> <p style="text-align: center;">8-1-718</p>	<p>(1) 炉心の著しい損傷を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより、西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利</p> <p style="text-align: center;">8-1-718</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第49条 添付八1章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>b. サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「(1)a.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、「(1)a.(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の復旧</p> <p>8-1-719</p>	<p>用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>b. サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「(1)a.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、「(1)a.(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の復旧</p> <p>8-1-719</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 添付八 1 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を復旧する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(d) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）を復旧する。</p> <p>残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器により、サブプレッション・チェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は、残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p style="text-align: center;">8-1-720</p>	<p>系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を復旧する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサブプレッション・チェンバのプール水をドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(d) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）の復旧</p> <p>全交流動力電源喪失により、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）を復旧する。</p> <p>残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱除去系ポンプ及び熱交換器により、サブプレッション・チェンバのプール水を冷却することで原子炉格納容器を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は、残留熱除去系海水系又は緊急用海水系から供給できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための原子炉格納容器内冷却に用いる設備</p> <p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p style="text-align: center;">8-1-720</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第 49 条 添付八 1 章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>a. フロントライン系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可</p> <p style="text-align: center;">8-1-721</p>	<p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を残留熱除去系等を経由してスプレイヘッドからドライウエル内にスプレイすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることができる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">8-1-721</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第49条 添付八1章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>b. サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「(1)b.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、「(1)b.(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷</p> <p style="text-align: center;">8-1-722</p>	<p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>b. サポート系故障時に用いる設備</p> <p>(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は、「(1)b.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系）が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）は、「(1)b.(b) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器の冷却」と同じである。</p> <p>(c) 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷</p> <p style="text-align: center;">8-1-722</p>	

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>による侵食及び溶融炉心からペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートへの熱影響を抑制するため、ペDESTAL（ドライウエル部）にコリウムシールドを設ける。</p> <p>(1) ペDESTAL（ドライウエル部）に落下した溶融炉心の冷却に用いる設備</p> <p>a. 格納容器下部注水系（常設）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</p> <p>ペDESTAL（ドライウエル部）に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、格納容器下部注水系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を格納容器下部注水系を經由してペDESTAL（ドライウエル部）へ注水し、溶融炉心が落下するまでにペDESTAL（ドライウエル部）にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系（常設）は、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、コリウムシールドは、溶融炉心がペDESTAL（ドライウエル部）へと落下した場合において、溶融炉心とペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートの相互作用による侵食及び溶融炉心からペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートへの熱影響を抑制する設計とする。</p> <p>b. 格納容器下部注水系（可搬型）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</p> <p>ペDESTAL（ドライウエル部）に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、格納容器下部注水系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより、西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注</p> <p style="text-align: center;">8-1-732</p>	<p>による侵食及び溶融炉心からペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートへの熱影響を抑制するため、ペDESTAL（ドライウエル部）にコリウムシールドを設ける。</p> <p>(1) ペDESTAL（ドライウエル部）に落下した溶融炉心の冷却に用いる設備</p> <p>a. 格納容器下部注水系（常設）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</p> <p>ペDESTAL（ドライウエル部）に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、格納容器下部注水系（常設）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を格納容器下部注水系を經由してペDESTAL（ドライウエル部）へ注水し、溶融炉心が落下するまでにペDESTAL（ドライウエル部）にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系（常設）は、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、コリウムシールドは、溶融炉心がペDESTAL（ドライウエル部）へと落下した場合において、溶融炉心とペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートの相互作用による侵食及び溶融炉心からペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートへの熱影響を抑制する設計とする。</p> <p>b. 格納容器下部注水系（可搬型）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水</p> <p>ペDESTAL（ドライウエル部）に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、格納容器下部注水系（可搬型）は、可搬型代替注水中型ポンプにより、西側淡水貯水設備又は代替淡水源（代替</p> <p style="text-align: center;">8-1-732</p>	

東海第二発電所 設置変更許可申請書 比較表 【対象項目:第51条 添付八1章】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備考
<p>水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を格納容器下部注水系を經由してペDESTAL（ドライウエル部）へ注水し、溶融炉心が落下するまでにペDESTAL（ドライウエル部）にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、<u>落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</u></p> <p>格納容器下部注水系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系（可搬型）は、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>また、コリウムシールドは、溶融炉心がペDESTAL（ドライウエル部）へ落下した場合において、溶融炉心とペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートの相互作用による侵食及び溶融炉心からペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートへの熱影響を抑制できる設計とする。</p> <p>(2) 溶融炉心のペDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止に用いる設備</p> <p>a. 低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心のペDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、低圧代替注水系（常設）を使用する。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。</p> <p>本系統の詳細については、「第四十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p style="text-align: center;">8-1-733</p>	<p>淡水貯槽を除く）の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を格納容器下部注水系を經由してペDESTAL（ドライウエル部）へ注水し、溶融炉心が落下するまでにペDESTAL（ドライウエル部）にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>また、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水源（代替淡水貯槽を除く）の水を格納容器下部注水系を經由してペDESTAL（ドライウエル部）へ注水し、溶融炉心が落下するまでにペDESTAL（ドライウエル部）にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>なお、代替淡水貯槽からも取水できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系（可搬型）は、代替淡水源（代替淡水貯槽を除く）が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。</p> <p>格納容器下部注水系（可搬型）は、代替所内電気設備を經由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>また、コリウムシールドは、溶融炉心がペDESTAL（ドライウエル部）へ落下した場合において、溶融炉心とペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートの相互作用による侵食及び溶融炉心からペDESTAL（ドライウエル部）のコンクリートへの熱影響を抑制できる設計とする。</p> <p>(2) 溶融炉心のペDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止に用いる設備</p> <p style="text-align: center;">8-1-733</p>	

2018年6月21日 補正書		2018年6月27日 補正書		備考																					
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">実施すべき作業</th> </tr> <tr> <th>作業員</th> <th>作業時間</th> <th>備考</th> </tr> </table>	種別	実施すべき作業			作業員	作業時間	備考	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">実施すべき作業</th> </tr> <tr> <th>作業員</th> <th>作業時間</th> <th>備考</th> </tr> </table>	種別	実施すべき作業			作業員	作業時間	備考	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">実施すべき作業</th> </tr> <tr> <th>作業員</th> <th>作業時間</th> <th>備考</th> </tr> </table>	種別	実施すべき作業			作業員	作業時間	備考	<p>10-7-856</p> <p>10-7-856</p>	<p>備考</p>
		種別	実施すべき作業																						
作業員	作業時間		備考																						
種別	実施すべき作業																								
	作業員	作業時間	備考																						
種別	実施すべき作業																								
	作業員	作業時間	備考																						
<p>第 7.4.2-3 全交流動力電源喪失時の作業と所要時間</p>	<p>第 7.4.2-3 全交流動力電源喪失時の作業と所要時間</p>	<p>第 7.4.2-3 全交流動力電源喪失時の作業と所要時間</p>	<p>10-7-856</p>	<p>備考</p>																					
<p>要員数の修正</p>																									

東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表【対象項目：添付書類十 運転停止中 全交流動力電源喪失】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>ため、初期の対策として常設代替交流電源設備による給電手段、低圧代替注水系（常設）による原子炉注水手段を整備する。また、安定状態に向けた対策として緊急用海水系を用いた残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱手段を整備する。これらの対策の概略系統図を第7.4.2-1図に、手順の概要を第7.4.2-2図に示すとともに、重大事故等対策の概要を以下に示す。また、重大事故等対策における設備と操作手順の関係を第7.4.2-1表に示す。</p> <p>本事故シーケンスグループにおける重要事故シーケンスにおいて、重大事故等対策に必要な要員は、災害対策要員（初動）19名である。その内訳は次のとおりである。中央制御室の運転員は、当直発電長1名、当直副発電長1名及び運転操作対応を行う当直運転員3名である。発電所構内に常駐している要員のうち、通報連絡等を行う要員は4名及び現場操作を行う重大事故等対応要員は10名である。</p> <p>必要な要員と作業項目について第7.4.2-3図に示す。</p> <p>なお、重要事故シーケンス以外の事故シーケンスについては、作業項目を重要事故シーケンスと比較し、必要な要員数を確認した結果、19名で対処可能である。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失による残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）停止確認</p> <p>原子炉の運転停止中に全交流動力電源が喪失し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）運転停止による崩壊熱除去機能が喪失する。</p> <p>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）運転停止による崩壊熱除去機能喪失を確認するために必要な計装設備は、残留熱除去系系統流量である。</p> <p>b. 早期の電源回復不能判断及び対応準備</p> <p>中央制御室からの操作により外部電源受電及び非常用ディーゼル発電</p> <p style="text-align: center;">10-7-833</p>	<p>ため、初期の対策として常設代替交流電源設備による給電手段、低圧代替注水系（常設）による原子炉注水手段を整備する。また、安定状態に向けた対策として緊急用海水系を用いた残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱手段を整備する。これらの対策の概略系統図を第7.4.2-1図に、手順の概要を第7.4.2-2図に示すとともに、重大事故等対策の概要を以下に示す。また、重大事故等対策における設備と操作手順の関係を第7.4.2-1表に示す。</p> <p>本事故シーケンスグループにおける重要事故シーケンスにおいて、重大事故等対策に必要な要員は、災害対策要員（初動）20名である。その内訳は次のとおりである。中央制御室の運転員は、当直発電長1名、当直副発電長1名及び運転操作対応を行う当直運転員3名である。発電所構内に常駐している要員のうち、通報連絡等を行う要員は4名及び現場操作を行う重大事故等対応要員は11名である。</p> <p>必要な要員と作業項目について第7.4.2-3図に示す。</p> <p>なお、重要事故シーケンス以外の事故シーケンスについては、作業項目を重要事故シーケンスと比較し、必要な要員数を確認した結果、20名で対処可能である。</p> <p>a. 全交流動力電源喪失による残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）停止確認</p> <p>原子炉の運転停止中に全交流動力電源が喪失し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）運転停止による崩壊熱除去機能が喪失する。</p> <p>残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）運転停止による崩壊熱除去機能喪失を確認するために必要な計装設備は、残留熱除去系系統流量である。</p> <p>b. 早期の電源回復不能判断及び対応準備</p> <p>中央制御室からの操作により外部電源受電及び非常用ディーゼル発電</p> <p style="text-align: center;">10-7-833</p>	<p>要員数を適正化</p> <p>要員数を適正化</p> <p>要員数を適正化</p>

東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表【対象項目：添付書類十 運転停止中 全交流動力電源喪失】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>対策時における必要な要員は、「7.4.2.1(3) 燃料損傷防止対策」に示すとおり19名である。「7.5.2 重大事故等対策時に必要な要員の評価結果」で説明している災害対策要員（初動）の37名で対処可能である。</p> <p>(2) 必要な資源の評価</p> <p>事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」において、水源、燃料及び電源は、「7.5.1(2) 資源の評価条件」の条件にて評価している。その結果を以下に示す。</p> <p>a. 水 源</p> <p>低圧代替注水系（常設）による原子炉注水については、7日間の対応を考慮すると、合計約90m³の水が必要である。水源として、代替淡水貯槽に約4,300m³の水量を保有している。これにより、注水によって代替淡水貯槽を枯渇させることなく、必要な水量が確保可能であり、7日間の継続実施が可能である。</p> <p>b. 燃 料</p> <p>常設代替交流電源設備（常設代替高圧電源装置5台）による電源供給については、保守的に事象発生直後からの運転を想定すると、7日間の運転継続に合計約352.8kLの軽油が必要となる。軽油貯蔵タンクにて約800kLの軽油を保有しており、この使用が可能であることから、常設代替交流電源設備（常設代替高圧電源装置5台）による電源供給について、7日間の継続が可能である。緊急時対策所用発電機による電源供給については、事象発生直後からの運転を想定すると、7日間の運転継続に約70.0kLの軽油が必要となる。緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクにて約75kLの軽油を保有しており、この使用が可能であることから、緊急時対策所用発電機による電源供給について、7日間の継続が可能である。</p> <p>c. 電 源</p> <p style="text-align: center;">10-7-847</p>	<p>対策時における必要な要員は、「7.4.2.1(3) 燃料損傷防止対策」に示すとおり20名である。「7.5.2 重大事故等対策時に必要な要員の評価結果」で説明している災害対策要員（初動）の37名で対処可能である。</p> <p>(2) 必要な資源の評価</p> <p>事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」において、水源、燃料及び電源は、「7.5.1(2) 資源の評価条件」の条件にて評価している。その結果を以下に示す。</p> <p>a. 水 源</p> <p>低圧代替注水系（常設）による原子炉注水については、7日間の対応を考慮すると、合計約90m³の水が必要である。水源として、代替淡水貯槽に約4,300m³の水量を保有している。これにより、注水によって代替淡水貯槽を枯渇させることなく、必要な水量が確保可能であり、7日間の継続実施が可能である。</p> <p>b. 燃 料</p> <p>常設代替交流電源設備（常設代替高圧電源装置5台）による電源供給については、保守的に事象発生直後からの運転を想定すると、7日間の運転継続に合計約352.8kLの軽油が必要となる。軽油貯蔵タンクにて約800kLの軽油を保有しており、この使用が可能であることから、常設代替交流電源設備（常設代替高圧電源装置5台）による電源供給について、7日間の継続が可能である。緊急時対策所用発電機による電源供給については、事象発生直後からの運転を想定すると、7日間の運転継続に約70.0kLの軽油が必要となる。緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクにて約75kLの軽油を保有しており、この使用が可能であることから、緊急時対策所用発電機による電源供給について、7日間の継続が可能である。</p> <p>c. 電 源</p> <p style="text-align: center;">10-7-847</p>	<p>要員数を適正化</p>

東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表【対象項目：添付書類十 必要な要員及び資源の評価】

2018年6月21日 補正書	2018年6月27日 補正書	備 考
<p>以外)においても確保可能である。また、事象発生2時間以降に追加で必要な要員数は6名であり、参集要員(72名)により確保可能である。</p> <p>また、原子炉運転停止中に必要な要員数が最も多い事故シーケンスグループ等は、「7.4.2 全交流動力電源喪失」の事象であり、必要な要員は19名である。必要な作業対応は、中央制御室の運転員5名、発電所構内に常駐している災害対策要員32名の初動体制の要員37名で対処可能である。これらの要員数を夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においても確保可能である。</p> <p>また、使用済燃料プールに燃料が取り出されている期間において、必要な要員が最も多い事故シーケンスグループ等は、「7.3.1 想定事故1」及び「7.3.2 想定事故2」であり、事象発生2時間までに必要な要員は17名である。必要な作業対応は、中央制御室の運転員5名、発電所構内に常駐している災害対策要員32名の初動体制の要員37名で対処可能である。これらの要員数を夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においても確保可能である。また、事象発生2時間以降に追加で必要な要員数は2名であり、参集要員(72名)により確保可能である。</p> <p>7.5.3 重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果</p> <p>事象発生後7日間は、外部からの支援がない場合においても、必要量以上の水源、燃料及び電源の供給が可能である。</p> <p>(1) 水源の評価結果</p> <p>a. 原子炉及び格納容器への注水</p> <p>原子炉及び格納容器への注水における水源評価において、最も厳しくなる事故シーケンスグループ等は、「7.2.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合」である。</p> <p>10-7-905</p>	<p>以外)においても確保可能である。また、事象発生2時間以降に追加で必要な要員数は6名であり、参集要員(72名)により確保可能である。</p> <p>また、原子炉運転停止中に必要な要員数が最も多い事故シーケンスグループ等は、「7.4.2 全交流動力電源喪失」の事象であり、必要な要員は20名である。必要な作業対応は、中央制御室の運転員5名、発電所構内に常駐している災害対策要員32名の初動体制の要員37名で対処可能である。これらの要員数を夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においても確保可能である。</p> <p>また、使用済燃料プールに燃料が取り出されている期間において、必要な要員が最も多い事故シーケンスグループ等は、「7.3.1 想定事故1」及び「7.3.2 想定事故2」であり、事象発生2時間までに必要な要員は17名である。必要な作業対応は、中央制御室の運転員5名、発電所構内に常駐している災害対策要員32名の初動体制の要員37名で対処可能である。これらの要員数を夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においても確保可能である。また、事象発生2時間以降に追加で必要な要員数は2名であり、参集要員(72名)により確保可能である。</p> <p>7.5.3 重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果</p> <p>事象発生後7日間は、外部からの支援がない場合においても、必要量以上の水源、燃料及び電源の供給が可能である。</p> <p>(1) 水源の評価結果</p> <p>a. 原子炉及び格納容器への注水</p> <p>原子炉及び格納容器への注水における水源評価において、最も厳しくなる事故シーケンスグループ等は、「7.2.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合」である。</p> <p>10-7-905</p>	<p>要員数の修正</p>